

第二十二回国会 衆議院 地方行政委員會議録第四十三号

昭和三十年七月十八日(月曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長代理理事 加賀田 進君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 門司 亮君

伊東 隆治君 川崎 末五郎君

木崎 茂男君 柳 彌三君

渡海 元三郎君 熊谷 憲一君

難尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 健義君

北山 愛郎君 坂本 泰良君

伊瀬 幸太郎君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席政府委員 自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官(自治行政部長) 小林 興三君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君

總理府事務官(自治行政部長) 柴田 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

總理府事務官(自治行政部長) 藩君

正する法律案(伊東隆治君外五名提出、衆法第五三三三)

本日の會議に付した案件

地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出第一一五五)

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(伊東隆治君外五名提出、衆法第五三三三)

○加賀田委員長代理 これより會議を開きます。

本日は都合により委員長が不在のため、理事の私が指名により委員長職務を行います。

前会に引き続き地方財政再建促進特別措置法案を議題として質疑を続行いたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。

○北山委員 議事進行について伺いをしたいのですが、実は現在地方財政再建促進法を審議中ではないかと、ところが地方税法の一部改正案、あるいは道路譲与税というよりな関係につきましては、これは言うまでもなく地方税の關係が、たとえば事業税については来月八月に地方団体としてはそれぞれ事務手続をしなければならぬというよりな關係になつてきているわけであり、従つて地方税法の一部改正は、どうしてもこの国会会期中に參議院を通過するような運びにならないと、地方団体としては非常に事務に支障を来たすというところになるかと思つて、私を一体どのようにするかについて、私

どもとしては非常に心配をいたして居るわけであり、従つてきょうは委員長がお見えではございませんが、一つ税法の審議というのについて、打ち合せといふと、そういうものをできるだけ早くまとめていただくことがこの委員会としても当然の仕事ではないか、このように考えますので、一つそのようなおはからいをいただきたいと思います。以上委員長代理をお願いいたします。

○加賀田委員長代理 北山委員にお答えいたします。地方税法の一部改正案は、御存じのように小委員会付託となつて今審議中であり、なお交付税の改正に對しては、まだ結論が出ていないという状態でございますので、後日理事會を開きまして、北山委員の希望に沿つてお諮りしたいと思つておりますから御了解をお願いしたいと思います。

○北山委員 なおこの点については、先ほど申し上げましたように、地方税法の改正がすみやかに決定をしなければ、政府としても困るのではないかと、かように考えるわけでございます。しかも地方税法は、今までよく參議院に回つてから、さらに參議院修正をされることが多いのであります。そうしますと、また衆議院の方に戻つてくるといふようなことがございますから、従つてこの審議についても多少の時間的な余裕も考へておかなければならぬのではないかと、こう思つてございまして、なおこの地方税法の改正案がもしもこの国会で上らなかつた場合、政府

當局としては非常に困る点が幾つかあると思つて居るのですが、どういふような点に困るか、税法全般について、改正案についてこの点は差しつかえない、この点は困るというよりな点があると思つて居るのですが、これについて一つ自治庁の方からお伺ひしたい。

○後藤政府委員 地方税そのものの改正は多少遅れても、そう私は財政的に影響はないと思つて居る。ただ道路譲与税が遅れて参りますと、たしか七月に公布することになつておつたと思つて居るが、従つてその關係で交付が遅れるというところになると思つて居る。従つてその限りに對して財政的に府県が困るというわけであり、

○加賀田委員長代理 坂本泰良君。

○坂本委員 まず最初に前回の問題になつておりました退職公債の問題でもう少しお聞きしたいのですが、大體政府が予想されているのは、退職手当債が三十億、一般退職手当債が三十億、この基準について、大臣の提案理由の説明によりますと、昭和二十八年度決算においては都道府県の約八割、市の約七割、町村の約二割に達する千七百二十四団体は実質上の赤字決算を行なつて居る、こういうよりな説明があつたのですが、こういうよりな赤字団体をどの程度予想されて退職手当債の三十億を予定しているか、その点をもう少し御説明願ひたい。

○後藤政府委員 赤字団体の中で再建整備をやり出すものうち、退職金の負債がどのくらい必要であるかといふことは、なかなかむずかしい問題でありまして、これからやるところでありますので、私どもとしてははっきりした根拠はないのでありますが、大體三十億ぐらい最初から要するのではないが、これは従来の経験からいまして、一、二の都市ですでに要求しているところがございますので、そういうところから判断をいたしまして、大體三十億ぐらいは要するのではないかと、こゝろから何人の整理をするからこうといふものではないといふことは、先日申し上げた通りであります。

○坂本委員 そうしますと、一、二の要求があるからそれによつて大體の予想で三十億にした、そういうことですか。

○後藤政府委員 従つて私どもは、三十億の起債が不要であります場合には、それは再建整備債の方に振り回していきたい、かように考えているのであります。

○坂本委員 それではこの一般退職手当債の方に三十億振り向けてありますね。この方の基準はどういふふうになりますか。

○後藤政府委員 そちらの方の三十億といふのも、別にこゝまかい基礎があるわけではございません。これは主として町村合併等に基づきますところの退職者の資金が各市町村が三百万、四百万ぐらゐるもので、非常に困る。従つてそれを起債に直してもらいたいという要求が昨年からあるわけであり、そういうものをわれわれが想像いたしましたので、大體三十億ぐらゐでまかなえるの

じゃないか、こういうふうに考えまして、一応三十億という数字を出しているわけでございます。

○坂本委員 自治庁がこういうような基準と申しますか、案を出したからすでに各府県では四月の選挙後の県議会において各府県の整理案のようなものを作つて、そしてすでに起債の申し入れをしたというのを聞いていますので、そういうのがあつたか、あつたらどういふ程度なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○後藤政府委員 二、三の市町村がそういう要求をいたしておりますが、これは法律が通らなければ申請はできないのでありますから、私もまだ正式な手続はとつていないと思つて、ただ町村合併の結果等ではつきり退職金の所要額がわかつておるところがございます。そういうところは早いところ連絡しておいてもらいたいということとを私も申ししておりますけれども、まだ正式な手続として申し込んではいないのじゃないか、かように考えております。

○坂本委員 もちろん法律が通らなければ確定はしないわけですが、すでにこういうことを見越して、町村合併以外のところで四月選挙後の県議会において整理案を作つて二百名とか三百名とかの整理をするからそれに対する退職金の起債が一億とか二億とかいふような案を立てて、すでに自治庁に申し込んでおるところがあるのではないかと聞いておるのです。もちろんそれは法律が通つてからの予定だろうと思つておるのかどうか。それからそういう支出があるかどうか、あつたらどうい

う程度に届出が現在出ておるか、それを聞きたいと思つてます。

○後藤政府委員 この時の当初予算の編成をした後に、いろいろ退職金の起債はどの程度認められるのかというふうなことで相談に来られるところがございます。しかし私どもの話では退職金の総額を必ずしも起債に持つていかなくてもいいのではないかと、しかも当初に整理をいたしますと、その財源が相当余るわけでありまして、従つて各団体の財政力によつては必ずしも全額を認めなくてもいいのではないかと、このあたりが一部にありますが、府県市町村は要求を当初予算に基いてやつておりますけれども、別に正式にこれだけどうしても貸してくれといふところまで話が現在出ておるようには考えておりません。ただこの程度の整理でこの程度の金が必要であるということだけは、ある程度私どものところへ言つてきておるところはございます。

○北山委員 その退職手当債について、一般の退職手当債が三十億、それから赤字団体の分が三十億、そういう金額を推定したのは、従来申し入れがあつたのを参考にしてみればそのくらい要するであらう、こういうお話でありまして、そうすると、大体その従来の実例を参考にすると、いふのはどういふふうに参考にしたか。少くとも一人当りの単価がどれくらい要するだろうか、人数はどれくらいの人数に上るか、これが従来の実例から推して三十億なら三十億を算定する場合に、普通論理上考えられる算定基準だろうと思つておるのです。こういうことでお考えになつたのですか。

○後藤政府委員 整理をいたします場合に、普通退職にすると、整理退職にするか、もう一つの勸奨退職がありまして、そのどれにするかによつて非常に額が違つてくる。普通の退職にやなくて、整理にするか勸奨にするかといふことになると思つておるが、それによつて金が非常に違つて参りますので、これを中心にして計算をするかといふ見当が実はつかないものであります。従つてこれまでやりました地方団体の退職金の量を毎年特別交付税のときに一応資料をとつておりましたが、その資料はもちろん勸奨退職以外の普通退職に入つておりました。そういうものを従来から毎年特別交付税の資料としてとつておりましたので、そういうものから大体判断いたしました。三、四十億は要するのじゃないか、こういう判断をわれわれはしたのであります。従つて内容は勸奨退職幾ら、整理退職幾ら、自然退職幾らといふこまかい区分をしてやつておるのじゃないかと思つておる。退職金の総額だけを見て今までのいろいろな資料に使つておりましたので、別に一人当たり幾らといふような基礎の上に立つたものではございません。

○北山委員 しかし少くとも従来の実績なり何なりを踏み合にして三十億なら三十億といふ具体的な金額を見込む以上は、それを媒介する要素があるはずなんです。ただ今までは大体一人当たり幾らになつておる、あるいは何人くらゐになつておる、そういうふうな要素を積み上げて三十億といふ推定をする、何らそういうことなしに実績から判断するといふようなことはちよつと考えられないですが、一体どういふふうな判断の順序をとるか、私

らはどうしたつて予算を組む以上は単価と数量を見なければならぬと思つて、これが普通の常識なんです。ですから従来の実績がならして一人当たり二十万円なら二十万円、そうすると人員としてどれくらい、こうしてこれを積算したものが予算になるのが普通なんです。そういうやり方をやらないで、一体三十億といふものを従来の実績から推して別などういふやり方で積算をしたか、それを伺いたい。

○後藤政府委員 先日申しましたように、一種の単独事業の起債のようなものであります。一定のものを基礎にしたものではないのであります。従つて起債を認めます場合に、単独事業の起債もそうでありまして、大体幾らくらいあつたらいいかという判断をするわけでありまして、これは従来の実績を基礎にしてまた従来のいろいろな実績を基礎にしてやるわけでありまして、この間申したように三十億から大体六、七十億、多いときは百億も要する。たとえば東京なんか非常な整理をする場合に起債を認めることになりまして、すぐ十億くらい要することになります。従つてそういうところまで考へていけば百億くらい要するのじゃないかという計算が出るのであります。しかし私どもとしては町村合併を中心とした団体の退職金、それから特殊な再建整備団体等の起債を優先的に認めていきたいと思つておりましたので、百億も要らない、百億と三十億の間のど

の辺でできるかという判断の問題になつてくるのであります。そういう意味で六十億といふ線を一応出しました。これは大蔵省と話し合いの途中に六十億といふ数字が出ましたので、

そつくりそのまゝのんでしまつたのであります。これが正直な話であります。従つてその六十億の中をどう割るか、これも再建整備団体と市町村の關係に分ける、こういうことになりました。従つて一応半分半分に分けておこうといふのが実情でありまして、こまかい計算の上に立つてこれを分けたわけではないのであります。従つて先ほども申しましたように、この起債が余れば、再建団体の再建債の方に回していきたいと私どもは考えておるのであります。

○北山委員 そうしますと、腰だめのな一つの見積りである、こういうわけでありまして、六十億なくても十億でも、あるいは足りない感じがするかもしれないが、一応十億でも見積り上は差しつかえない、こういうことも言えるわけですね。それからもう一つは、六十億を見込んだ以上は、この法案が通つてしまえば六十億をお使いになるだろうと思つておるが、六十億でどの程度の人員を首切れるという見込みでございますか。

○後藤政府委員 これも先ほど申しましたように、整理退職にするか勸奨退職にするか、その方法によつて整理の仕方が変わつてくると思つておる。従つて普通退職ももちろんございまして、普通退職、整理退職、勸奨退職、そのやり方によつて内容が変わつてくる、何人首を切るという数は出てこないんじゃないかといふふうに考えております。しかしどういふ方法であらうとも、退職金の額はできるだけ多く見ていこう、実際の支出額に近い数を見て



ので、やはりその実績がある程度見きわめなければ起債の額というものは出て来ないのであります。従つて、現在ではこの程度の起債を財源として組んでおるのでも一つ含んでおいてもらいたい、こういう意味の申し出が現在あるのであります。これは予算を集計して見なければわかりませんが、個々に私どもはそういう話を聞いております。その予算財源の組み方、起債の組み方について、大体こういう組み方をしておるといふ話を私どもにしているのであります。現在どの程度の起債を要求しておるかということは、もちろんそういう申請も出ておりませんが、申請が出るにしても、年度半ばを過ぎてから出てくるのではないかと、こういうふうに考えております。

○坂本委員 そういたしますと、新聞なんかで起債の申し込みをしたとかいうのは、まだ自治庁としてそういうことはないわけですか。

○後藤政府委員 私どもとしては、退職金に伴う起債の取扱について、別にこういう基準でもってやるというこまかいことはきめておりませんが、手続をしたというものは、単に申し出をしたという程度のことではないか、私はこういう判断をするわけでありませう。

○坂本委員 いや、私は申し出を聞いてるわけですか。というのは、こういうのを自治庁が発表するものだからこぞつて各府県が申し出をする、それがひいては人員整理の誘発になる、こういうことをおそれている。われわれは、事務の滞滞、事務の遂行と並行して人員整理はやらなければならぬと考へておられるけれども、事務の滞滞とか事

務の遂行といふことは第二にして、こういう三十億の一般退職手当債が出るというので、すでにそういう態勢を整えて、そしてそれを理由にして申し出をしておるといふことを聞くから、それが人員整理の誘発になることをおそれているのであります。その申し出はどれくらいあるかわかりませんが、どうも

○後藤政府委員 申し出の総額をまとめたものは現在ございませう。

○坂本委員 これ以上追及してもあれでしょうが……

次は、まだ結論を得ておりませんこの間の続きですが、財政再建計画案によつて、帰するところは収支の均衡を回復しなければならぬ。収支の均衡を回復することになれば、やはり財政計画として、滞納者に対する重圧になつてくる。従つて、現在地方住民の負担能力は限度に来ておるのに、さらに差し押え並びに競売という滞納整理が強制される、もう強行せざるを得ないことになると思ふのです。それに対してどういふ考え方をしておられるか、まずお聞かせたい。

○後藤政府委員 私どもとしては、すでに滞納になつておりますものをある程度徴収いたしますことは当然なことではないか、かように考えているのであります。いろいろ個々の納税者の側に立ちますれば事情はいろいろあると思ふ。しかし、すでに納めた人との均衡上の問題がございませう。しかし納めた人との均衡上の問題がございませう、まず最初にそういう未納のもの、整理をしていくということ、最初に考えるべきことでありまして、そういう意味で私どもはこうい

う標準を設けたのであります。ただその場合に、何もかも全部取つてしまふというのではなくして、滞納の場合にある一定の水準までしか取れないことは従来の実績でわかつております。従つて、滞納の場合には、従来の滞納の大体四〇％程度以上徴収をやつてもらいたい、こういうふうな方針で行きたいと考えているのであります。

○坂本委員 四〇％以上の成績をあげるためには、やはりここに徴収計画を立てて、そして、それに対して再建団体の申し出をする場合に、その計画を立ててしなければならぬわけですか。従つて、そうすることになると、結局地方団体の赤字の責任を、帰するとこ

ろ人件費——人員整理と滞納者——滞納者にもいろいろあるでしょう。しかしながら、ずるくて納めない者もあるでしょうが、実際の能力がないために滞納しておるのを徴収計画によつて強行されるということになれば、家財道具から家族のものまでも差し押え、競売される、こういうような結果になる。そういったしますと、この再建計画は、結局住民の責任においてこれを負担する、住民に負担転嫁ということになる、再建整備法が企図している地方の赤字団体の整備計画は、そういう一般住民の責任に転嫁されるということになる。その点を非常におそれているわけなんです。従つて、今申されたように、徴収計画は現在の滞納の四〇％を目標にしているということになるわけですか。

○後藤政府委員 従来の地方の滞納整理の状況を見ておられますと、これはいろいろな滞納の事由がございませう。従つて、これを完全に徴収するという

こともなかなかむずかしいことであります。従つて、徴収計画を立てます場合に、大体四〇％を越す計画であればいいじゃないか、百パーセント取れということは、申しましてそれは無理でありますから、そういうことは要求するつもりがないのであります。四〇％を越す滞納整理の計画をすることがやはり必要である、そうすることが他の

のすでに納めております人々に対しての関係におきましてはやはり必要である、かように考えておるのであります。

○坂本委員 そうしますと、再建団体の申し出をする場合は、今の四〇％の徴収計画を立てておればそれで承認するということになるのですか。

○坂本委員 そういたしますと、結局四〇％以下であれば承認できないということになるのですか。四〇％以下であれば、やはり四〇％以上になるように変更の勧告をされるということになるのですか。

○後藤政府委員 私の申し方が少し悪かつたのでありますが、個々の税目によつて滞納整理が非常にむずかしいものと、そうでないものがございます。従つて平均して大体四〇％以上、額にして四〇％以上の計画があればよろしい、個々の税目についての滞納整理の率は必ずしも四〇％でなくても、私はその場合だつて認めてもいいのではな

いか、かように考えておりますが、額の総平均は四〇％以上になるようにしてもらいたいということを考えております。

○坂本委員 そうでない場合は変更させるのですか。

○後藤政府委員 その団体の実情にもよりますので、必ずしもそれはやかましく言わないつもりですが、あまりに低いと、私どもはやかましく言いたい、言うことに相なると思ひます。

○坂本委員 結局絶対の基準ではないということになるわけですね。それでわれわれはこの再建計画は住民の負担に転嫁するものであるというふうに考へるわけですが、そこでもう一つの問題は、利子補給の問題です。利子補給はわずかに二分に相当する金額を再建団体に補給する、こういうことになつて

いるのですが、これはほかの炭住資金の利子の値下げの百五十億より上か下かとか、あるいは造船利子に対して三十五億の利子補給をしたとか、こういうような点と比較いたしますと、一般民間団体に對しては國家は勇敢に百五十億も利子の値下げをして、炭鉱經營者に対してはすでに納めておるのを返還をしたというより、な事實があら

まう。造船自身についてはスキヤンダルを起したのですが、三十五億も法律でそれを抹殺した、こういうような点から考えると、この再建整備法による利子の補給額の二分というものはあまりにも少額であり、スズメの涙のようなものではないかと考へるが、この点についてはいかがですか。

○後藤政府委員 再建整備をやり出す場合に、再建債の利子補給を幾らにするかという問題がございまして、全額利子補給から、いろいろ率があるわけがあります。私どもいろいろ検討いたしました結果、黒字団体との均衡もございませうので、あまりに利子補給のワク

法の中で、政府が自分の方で財政的措置をしたというのはわずかに七千五百万円である。そういたしますと、これは前にも話が出たのでございますが、鳩山内閣が地方財政白書の中で明らかに認めている地方財政赤字の原因というもののの中には、今まで政府が支給した補助金の単価が不当に安いとか足り

田だ、こういうことなんですが、將來はともかく、今までの明らかに国が責任を負うべき地方財政の赤字に対して政府はどう措置されようとしているのか、こういう意味であります。

○川島國務大臣　これは再々申し上げておるのでありますが、とりあえず三十年代におきましては、現在の予算な

去において国が責任を負うべき部分についての措置をしなければ地方財政はすつきりしない、その話の順序が違ひのじゃないかと思ひます。国が、自分が当然負うべき責任を今まで負わなかった、それははっきり認めてゐる。しからばその分についてはこれを切り離して、この際地方財政が苦しい際で

ぬ。ところが今回の中には七千五百万円しか入っておらぬ。これで今までの分を補っていると言えるのでございましょうか。また地方団体がこの再建促進法によつてすっきりした形になつてからという話がありますが、なぜなつてからでなければ政府が責任を負えないのでございましょうか。むしろ政府

立しますれば、この適用によりましてみずから財政の立て直しをやりまして、新しい財政の運営方法によつて財政を運営された場合に、さらにその上に不足の給与なり事業費なりを見よう、こういうのであります、私はこの姿で行くことが地方財政というものを健全化する方法だと考えます。ここに

で若干の金を地方に回しても、それは多くの費用の中に埋没してしまひ、依然として赤字立て直りはできないのであります。一応全体がすつきりした姿になつた上に、これに對してさらに必要な経費を見ようというところが、地方の財政を立て直したい方法じゃないか、こう考へておるわけでありませう。

○北山委員 地方団体に赤字の責任の一半があるということは私も否定はいたしません。けれども、大臣の御答弁であるならば、私はこの地方財政の赤字の責任は国の責任が幾らあつて、地方の責任が幾らあるか、どういふ点が地方財政の放漫な点か、それを抽象的にでなく、はっきりと数字的に資料として出していただきたい。そうでなければ、このようないいかげんな再建促進法案を審議するわけにはいかぬと思ふのです。国の方にも責任があるが地方にもございます。まづもつて地方に遂行してもらわなければならぬ、そんな漫然としたことではいかぬと思ふ。少くとも鳩山内閣がことしの三月に出した地方財政の白書の中には、こういう項目を掲げて赤字の原因が書いてある。そこには地方財政放漫というやうなことはほとんど書いておらない。的確に、まづ給与については給与の財政計画上の単価と実際の給与単価が違ふというやうに客観的に書いてある。地方団体が給与をやり過ぎておるといふふうには書いておらない。それから次に政府の補助する単価が安過ぎて地方が継ぎ足しをしてその補助の足りない分を負担しておるといふことも書いてある。その次には災害が非常

に多くて、その災害の負担のために赤字がふえておるといふことも書いてある。あるいは国や府県、上級の地方団体に對する法律に命ぜられておる以外の寄付金、負担金が多くて、それが赤字の原因になつておるといふことも書いておる。また次に公債費の負担が多くなつて、借金の元利償還が非常に多くなつて、これも赤字の原因になつておる。こう書いてある。われわれもそうだと思う。そういうおまな地方財政の赤字の原因、しかも鳩山内閣が正式な文書でもつて国会に報告をした、その赤字の原因について、どの部分が一体国の責任であるか、どの部分が地方団体の責任であるか、これを明らかにしてもらいたい。たつた七千五百萬円の赤字補給だけでは国の責任はおさまらないと思ふ。一体今まで補助単価がどのくらい安いために、地方財政にどのくらいの負担をかけておるか、あるいは災害復旧に對する補助金がどのくらい足りなくて地方財政がどれだけの負担をよけいこらひつておるか、これだけの資料をはつきりお出しを願ひたい。

○川島國務大臣 あの地方財政白書に書いてあります赤字の原因は、先般申し上げたのでありますが、地方団体の全体を通過して最大公約数として取り上げたのがあの事項であります。しかしながら六千有余にわたる地方団体でありまして、赤字の原因はみな個々違ふのでありまして、これを一概にどのパーセンテージだといふことは申し上げられないのであります。それは一つ一つの県なり市町村なりについて検討しなければ、そういうことは出ないものであります。そこで北山さんの仰せのように幾分が国の責任である。幾分

が地方の責任であるといふことは、ここで答へするだけの材料もありません。

○北山委員 それならばお伺いします。が今度の促進法の、全体の赤字の再建債として二百億とかあるのは赤字補給として七千五百萬円とか、それは全国的な地方財政の赤字対策でしょう。今大臣のお話の通り個々の団体によつて事情が違ふというならば、個々の団体について全部別な法律を出していらつしやい、こういうふうに言わざるを得ない。少くともこの再建促進法は全国的な地方財政の一般的赤字対策として鳩山内閣が出したものでしょう。今のお話のやうであるならば、全体的なことは何もわからぬといふことである。それならば個々の団体について、Aの団体、Bの団体、個々に対策が違ふなければならぬのでありますから、個々の団体にみな合ふやうな法律をたぐさん作るべきがほんとうである、一般的にこゝういふ対策は出ないはずで

数字的に分解がつかないといふことは了承しませうけれども、そのおまなものである。従つてどの辺でその線を引くかという問題に悩んでおりますが、一応ああいうことになつたのであります。もちろんこれは赤字団体側から申しますれば不足の点があるやうと思ひます。しかし一方黒字団体の側から申しますれば、そういう赤字を出した団体に特別な援助を厚くするといふことにつきましてはまた異論があると思ひます。従つてどの辺で線を引くかといふことがやういふ問題だらう、私はかゝるに考へておるのであります。

今度は黒字の団体との均衡の問題ができて参ります。従つてどの辺でその線を引くかという問題に悩んでおりますが、一応ああいうことになつたのであります。もちろんこれは赤字団体側から申しますれば不足の点があるやうと思ひます。しかし一方黒字団体の側から申しますれば、そういう赤字を出した団体に特別な援助を厚くするといふことにつきましてはまた異論があると思ひます。従つてどの辺で線を引くかといふことがやういふ問題だらう、私はかゝるに考へておるのであります。

○加賀田委員長代理 門司君。○門司委員 今の答弁ですが、非常に大きな矛盾だと私は思ふ。赤字団体と黒字団体との均衡をとるために、補助率はなるだけ少い方がいいといふやうなものの考へ方は大きな間違ひだと思ふ。地方といつても、国の一つの総合的の施策を行なつていく団体であることに間違ひはないのである。従つてもし今のような御答弁だとすれば、国の事務、あるいは国に關係した事務といふやうなもの、一体どれくらいあるのか。従つて固有の事務だけをやっておればあるいは赤字は出なかつたかもしれない。しかし国の方から命ぜられた仕事といふか、あるいは国に關係のある仕事といふか、そういうものが考へられなければならぬやうな数字といふものは出てこないものであります。従つて概括的に考へていくと、今日の赤字の原因が国の行なつておる施策に基くものであるならば、これはそういうしんじやくは要らぬと思ふ。少くとも地方が赤字であるなら国がこれを見ていくといふことはやはり正しいと思ふ。だ

は、私はほんとうに誠意のある答弁とは言えないと思ふのです。赤字原因といふものもやはり個々の団体によつて違ふでしょうが、やはり共通しているものがあるから、その共通しているものを鳩山内閣はあの財政白書で取り上げて書いたのだらうと思ふのです。もしもあなたのお話の通りであるならば、団体一つごとにその赤字原因を書きくべきであつて、ああいうふうな報告は出してこれないはずで、全く御答弁は矛盾していると思ふ。私はなるほど赤字原因について政府の責任が幾らであるか、あるいは地方団体の責任がどのくらいかといふことは、はつきり

○後藤政府委員 おつしやいます。よりな資料は、補助職員等については私はある程度できると思ひます。しかし投資的経費につきましては、これは私どものところではそういう資料はなかなかできないのであります。市町村が任意でやつたのがいいか悪いかという問題の判断からしていかなければならぬせんし、あるいは認証額自体にまで入つていきませんと、実は私どもはそういう資料を作ることができません。従つてそういう資料を作りたいと思ひまして、なかなかその的確に国と地方との責任を明確にするやうなものが出てこないものであります。今回の再建法ではそういうのはつきりしないところ、はもろろあるものでありますけれども、国と地方の責任の不明なところは一応そのまゝにして、そうして一応従来の赤字をたな上げしていき、將來の赤字の出ないやうな措置をやはり並行して今年年度に講ずることによつて措置していきかうといふ考へ方でありまして、ただ赤字補給の額が少いといふこと、あまり多くないといふことは私も認めておるのであります。しかしこれを多く認めていけばいくほど、



七

す。学校建築については単価は変わっておりません。

なお補助職員の手当につきましては、技術職員については去年よりずっと改善されております。ただいま具体的な資料を持ち合せておりませんので、後ほど資料をもって御報告いたしたいと思ひます。

○門司委員 建築その他が多少緩和されたと言つておりますが、今自治体の一番大きな問題は、やはり学校の建築でなければならぬのであります。その補助の一番多い学校の単価が改められていないという点について、はなはだ私どもは納得がいかなぬのであります。

その次に、これはあとでゆつくり聞かなければならぬことではあります。この機会に聞いておきたいと思ひます。これは、自治庁が考へております、大規模再建整備を受けるであろうと考えられる団体の数がどれくらいかわかりますか。赤字の団体の数はわかつておりますが、その中でどのくらいのものか、一応再建整備の対象になるか、市町村別、府県別にわかりますか。それからもう一つは、この法律に書かれてある歳入ですか、歳入の一〇％以上の赤字を持つてゐる団体というので、勧告のできる団体が大体どのくらいありそうなのか、その数字がわかつておりますか。

○後藤政府委員 二百億の記憶でもつてまかなう団体は、数字で申しますと、二十八年決算で申しますが、府県は十九団体であります。それから市は七十七市、それから町村は五百五十九、大体五百ぐらい、その程度のもので、やはり再建整備によつて赤字の再建

をやるといふ団体と私どもは考へております。それから、府県及び市町村のはつきりしたどの団体かということになりますと、これは大体現在の上からとつていた数字でありまして、十九団体とそれから七十七団体、五百団体を合計すると二百億くらいになる、こういうことでやつておりますが、私はそれ以内だろうと思つております。それから勧告する団体は、大体この間申しましたように、歳入総額の一割以上の赤字を持つておつて、特殊な赤字でない、一般的な赤字のもので、しかも税金との関係におきまして、著しく税金との比率が高いというふうなものを対象にして勧告するということを申しましたが、府県の場合は、お手元にあると思ひますが、大体十ばかりございまして、その中で直轄の分担金の赤字の非常に多いものは、これは私ども從つていろいろ特殊な赤字を除いたもので、つまり別な方法で処理できる赤字を持たない一割以上の赤字のものを、大体私どもは予定いたしてゐるのであります。

○門司委員 市町村は……

○後藤政府委員 市町村も、やはりそういう標準でもやつて勧告をするかしないかきめたい、かように考へております。

○門司委員 だから私の聞いておりますのは、大体今度の再建整備法の対象となつて勧告をされると思われる市の数と町村の数はわかりますかということ。今の基準でやつて大体わかるはずです。

○後藤政府委員 町村やこまかい市につきましては、どの程度から勧告するということ、私どもこまかくはまだ

調べておりません。府県につきましては、大体今申しましたような標準でもつて勧告をいたしたいと思つております。

○門司委員 そうすると、こう解釈していいのですか。この二百億というものは、大体勧告を要するものを対象にして考へたのだ。それから勧告する団体については、はつきりしてない。従つて、もし長官の勧告がこの法律通りに行われて、それに従つて再建整備の案を立ててくるものがあれば、その二百億のワケは当然広げられなければならないというように解釈しておいて差しつかへございせんか。

○後藤政府委員 私ども先ほど申しました数字は、金を借りて再建団体になるものの数字であります。金を借りないで再建計画を立てる団体も別にございまして、これがどの程度になるかは私どもはつきり予想しておりません。私どもはつきり金を借りて再建をするので、少くとも金を借りて再建をするので、少くとも団体の数を先ほど申し上げたのであります。その私どもも予定いたしております団体の赤字の総額、つまりたな上げするところの債権の額が二百億を突破する場合には、やはりこれは追加しなければならぬ、かように考へております。

○門司委員 大体それでわかりました。が、そうすると、二百億という数字は一応仮定の数字である、実際のはつきりした根拠のない数字であるということに解釈しておいても差しつかへないはずでしょう。

○後藤政府委員 仮定の数字といひますか、大体私どもこの前申しましたように、府県、五大市の場合は再建計画に三年以上どうしてもかかるだろうと

いうふうな団体、それから市の場合には四年以上かかるだろうという団体を拾ひまして、そのうちから直轄の分担金関係とか、ちゃんと見合ふ財源があると思ふところを除きまして、今申したように逆にならぬように、今申したような数字になる、こういうふうにお考へ願ひたいのであります。

○門司委員 どうも要領を得ないので、もしこの数字に自治庁の見込み違い等があれば、自治庁の考へた通りになかなか遂行していかぬ、この法案の趣旨に沿わない結果が出てくる。起債でありますから、いろいろな関係もあるでしょうけれども、われわれが心配しておりますのは、この中に公債が含まれてゐる。公債債というものは、今までの実例から見れば年度を越えて六、七〇％くらいの消化ができればいい方であつて、消化はきわめて困難なものがある。そういういろいろな要素を含んでおると、それから国の資金計画にも問題が出てくるのであります。二百億要ると考へておつたのが、かりに二百五十億地方から要求されてくるという場合には、切り捨てようとするのができなせぬかと思ふ。そうすると、せっかくこういう法律をこしらへても、大して価値がなくなつてくる。あるいはその起債の額を減らしてくるというふうなことができないのか。町村ではこれだけたな上げしたいといつて申請してきたものを、それだけたな上げされたのでは二百億のワケをこえるから、一つこれは八割くらいにまけておいてくれなうというところで、自治庁が査定をすると、実際の再建計画がぐずれてくるというふうな形

が私は出てきやしないかと思ふ。だから起債によつても何によつても、考へられてゐる財政処置というもののつては十分なる手当がしてないという結果が出る、こういうことをおそれて、今のように大体どのくらいの数字があり、どういふものを目安にしておるかというのを聞いておるのであつて、それが完全にふやせる、もし要求額が多くなつても、この法律に基いて請求される額は政府は必ず引き受けるという御答弁ができるならば、一つしておいてもらいたい。

○後藤政府委員 実際問題として再建債をきめず場合には、おそらく第一回は十月一日現在くらいでやると思ひます。毎月一回か二月置きにやりまして、順次やつていくわけでありまして、そうして最後になつて二百億全部を使い果した場合には、これを本年度追加するか、来年度に回しまして来年度追加するかということになると思ひます。従つて一応二百億で出発して、足りない場合には資金の追加をはかつていく、こういう考へ方にしております。途中で全体をちひつて八割にするとか、七割にするとかというふうなことはいたしたくないし、そういうことはできないと思ひます。十月から、初めに出したところからどんどんきめていきますから、あとからひつくり返してある分を八割にしてくれというふうなことはしないつもりで、足りない分は、やはり資金を追加するという方法で問題を解決していきたい、かように考へます。

○加賀田委員長代理 この際私からも関連して質問いたしますが、二十八年度の決算に基いて、四百六十二億の赤



字を対象として二百億の起債を認める、こういうことで政府は説明されておりますが、二十九年度は大体六百八十二億の赤字が出るというところが明らかになっておる。先般の参考人の公述の中でも、ほとんど赤字起債の増額を要求されておる現状で、きょう川島国務大臣の答弁の中にも、今後それに対して何とか考慮する、という答弁がありました。そういう場合に、政府としてはどういうような考慮をする意思があるか、あるいは時期がいつであるかという問題、二百億をオーバーするやうな場合、あるいは参考人の言つたやうな地方団体の要請、これらの問題の関連に対して、国務大臣の見通し、意思、政策等を一応この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣 二百億計算の基礎は、二十八年年度の決算の四百六十二億に基いて算出されたものであります。さらに二十九年度の決算におきまして、二百億前後の赤字が出る推定であります。この赤字をよつておる団体が再建整備をしようという場合には当然二百億では足りなくなるのであります。その際はさらに資金的の措置をする、この点につきましては、前会にも一応御答弁申し上げたはずであります。けれども、一応二百億で出発いたしまして、これが不足になりますればこれに對して起債を許す、公募債でありますならば不足分の利子補給はする、こういう考え方であります。

○鈴木(直)委員 実はこれに関連して私も一応はつきりしておきたいと思つた点なんです、十二条によりますと、赤字団体が再建整備をしたい、計

面を立てて承認されたところの再建計画による「再建のため必要と認められる額」と書いてありますが、これは、どちらがそれを判定するかという問題になります。この条文から見ると、赤字団体自身が必要と認められた額というふうな解釈をいたしておるわけであり、そうすると、赤字団体自身が再建のために必要であるという額を考へて、再建整備計画を立てる、もちろん条件をつけるなり変更されたりする、そういうふうな考え方を持つて自治庁に地方債の許可を申請するといふことも、法律で権限として与えられ。その際に、これに對して自治庁長官がその程度のものは必要でないといふことを判断して起債の額を査定するといふやうな権限は、この法律には見受けられない。ただ承認するときに条件を付したり変更したりすることができるといふこの条文で、地方債を査定するといふ考え方はあるのかどうかをお聞きしたいのであります。これは再建計画の問題だと思ふのですから、地方債を査定するといふ権限がどこにあるか、私はないと思ふ。そうすると、その総額が二百億以上に達した場合に、それをチェックするところの権限が自治庁長官にないのでありますから、二百億でも三百億でもそれを承認しなければならぬといふふうな考へるわけであり、このこの条文に、二百億以内において地方債を許可するといふことはありません。二百億といふやうなことは条文に書いてないのでありますから、従ひまして必要とする額が出てきた場合においては、幾らでもそれを承認しなければならぬ義務をこの法律によつて政府が持つものである、こういうふうな解釈をしているのです、これが、これに對して見解はいかがですか。

○後藤政府委員 起債の許可権はやはり自治庁長官にあるのであります。財政の再建のため必要と認められる額、一定の範囲内とここに法律の中にございまして、その範囲内で必要と認められる額を許可することになります。ただ条文にはつきり書いておらず、その、大体希望額と許可する額はそれ隔たりはない、ほかの方の起債の場合とは違つて内容は大体はつきりしておりますから、そう争ひになる点はない、従つて査定とかなんとかいふほかの起債にありますが、問題は、この起債にないかといふに私は私どもは考へておきます。

それから二百億といふのはどこにも書いてございせん。従つてこの法律が成立いたしましたならば、必要な起債のワークはワークと申しますか、再建債のワークはやはり確保しなければならぬといふのと私ども考へておきます。

○鈴木(直)委員 この法律によつて赤字団体が再建整備のために必要とする額については、国としては地方債を許可しなければならぬ、こういう義務を法律によつて持つものであつて、国が勝手に自分の都合によつてそれを査定する権限はないものであるといふ見解についてはその通りである、こういう答弁でありましたが、地方債を許可する場合に何か金額の範囲内においてと書いてあると申しますが、それは別でありまして、十二条の二項の金額の範囲内で財政の再建のため必要と認められる額といふのは、金額の範囲といふのは、自治体自身が再建整

備する必要がある、その再建整備をする資金のうち自分自身において自発的に整備する金もある、また地方債も必要とする、こういうことであつて、再建整備に必要な地方自治体の資金のうち、この点は地方債を必要とするのだ、こういう解釈であつて、国自身が金額を定めておる範囲内、こういうことではないと思ふのであります。金額の範囲内といふのは、地方自治体が再建をする金額がたとえば十億ある、そのうち八億だけは自分でやる、あとの二億は地方債を必要とする、という意味である、再建に必要とする金額の範囲内であつて、何も二百億といふ金額の範囲内であるといふわけではないと私は解釈するのであります。その以外においても、今財政部長が言われたやうな一定の地方債の金額の範囲内において許可するのだといふ条文はここにはありません。従つて査定する権限はない、こう思ふのですが、この点についてもう一度はつきり御答弁していただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 私が申しましたのは二項の一、二、三のことを申し上げたのであります。いわゆる実質赤字と称するものと、それから退職金の財源に充てるために必要な金額の、その二つの範囲内において財政再建のために必要と認められる額を客観的にきめて、そして再建債にすることをいふのであります。従つて一、二、三といふのは、見ますれば大体わかりますので、そう争ひはないのではないかと申すに申し上げたのであります。

○鈴木(直)委員 そうしますと、たとえば繰り上げ充用した額といふものは、はつきりしますからこれは査定で

きない。それから繰り延べた額もこれははつきりしてゐるはずで、それから事業繰り越ししたものもはつきりしたものだと思ふ。そこで査定をするのは二十九年度に収入されなかつた部分に相当する額といふ点で、これは見解の相違があるかもしれないが、少くともこの一号二号三号を見て、この点はこの程度の額にしろといふやうなことを自治庁長官が査定するといふやうなことが、政令にでも書いてあるのか、政令で定める額を控除した金額、こういうふうになつてゐるのですが、政令で厳重に査定ができるやうな内容でもあつておきますか、その点をお聞きしておきたい。

○後藤政府委員 事業繰り越しの場合が問題でありまして、事業繰り越しの中から既収入の特定財源にかかる事業量を引くか引かないかといふ問題がありまして、私どもは既収入の特定財源を引いた金額をもつて必要な資金の量と考へる、こういうふうな考へてゐるわけであり、従つてその既収入の特定財源を事業繰り越しの中から引いた事業量を基礎にいたしまして、事業繰り越し額といふものを出して参ります。それを政令できめたい、こういうふうな考へてゐるのであります。

○坂本委員 利子補給の問題がだいぶ発展しまして、再建債の問題にまでつたのですが、私は利子補給について結論を大臣にお聞きしたいのです。先ほど来いろいろな質問があつたやうに、わずか二分の利子補給はスズメの涙ほどである、ことに予定されてゐるのは十月——十二月の三ヶ月の七千五百万円、こういうものではやはり再建促進法という名前にも反するのではない

九

かと思ふ。従ひまして造船利子補給とか、炭住資金の利子を下げるとか、民間団体のああいふ多額な点などを考えて、この際この再建促進法におけるところの利子補給は、全額国家が補給するといふような考え方があるかどうかお聞きしたい。

○川島国務大臣 確かに一つの御議論でありまして、地方財政を建て直すためには、全額補給するからいへば現在規定している六分五厘以上に補給するかといふことについてはいろいろ考究もいたしました。これに對しましてはいろいろ見解の相違の点もありまして、政府といたしましてはただいまのところこの程度でもつていいのだ、こゝろを考へていくわけでありませう。

○坂本委員 われわれはこゝろいろいろなわづか二分の利子補給には絶対賛成できないのでありまして、これに對してはわが党としては代案を作つておりますから、質問はこの程度にとどめておきます。

○加賀田委員長代理 この際お語りいたします。本日付託になりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を日程に追加して議題となし、提出者の提案理由の説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕  
○加賀田委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
それでは本案を議題とし、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。  
伊東隆治君。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律  
奄美群島復興特別措置法（昭和十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条第四項を次のように改める。

4 内閣総理大臣は、特別の事由により復興計画を変更する必要があると認めるときは、当該計画の変更に関する案を鹿児島県知事から提出させ、奄美群島復興審議会の審議を経て、これを變更することができる。

第三条第六項中「復興計画の案」を「復興計画の案又は復興計画の変更に関する案」に改める。

第四条を次のように改める。  
（年度実施計画の設定）

第四条 内閣総理大臣は、復興計画に基き、毎年度、その年度開始前までに、これを実施するために必要な当該年度の復興実施計画の案を鹿児島県知事から提出させ、奄美群島復興審議会の審議を経て、当該復興実施計画を定める。

2 内閣総理大臣は、特別の事由により復興実施計画を変更する必要があると認めるときは、前項の例により、これを變更することができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前二項の場合に準用する。

第五条第三項を次のように改める。

3 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の重要港湾その他第一項に規定する事業で、当該事業に関する法令の定め

るところにより国において実施することのできるものについては、復興計画の定めるところにより、国は、第一項の規定にかかわらず、これらの法令の規定に従ひ港湾工事その他の工事を行うことができる。

4 第二項の規定により市町村その他の者が実施する事業については、市町村その他の者は、同項の規定にかかわらず、その事業の施行を鹿児島県知事に委託することができる。

5 第二項の規定により県又は市町村その他の者が実施する事業については、鹿児島県知事は主務大臣に、市町村長その他の者は鹿児島県知事に、その事業の施行に關し必要な技術的な援助を求めることができる。

第十条の次に次の五条を加える。  
（奄美群島復興信用保証協会の設置）

第十条之二 第二条第一項に掲げる事業に伴い必要な金融の円滑化を図るため、奄美群島復興信用保証協会（以下「協会」という。）を設立する。

2 協会は、法人とする。

3 協会は、主たる事務所を奄美群島に置く。

4 協会は、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

5 協会の資本金は、次条第一項の規定により国から出資された債権の額に相当する額とする。

6 協会は、必要があるときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

7 協会は、次条第三項の規定により債務の全部又は一部を免除したことによる損失が第十条の四第四項の規定による積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、前項の規定にかかわらず、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少するものとする。

8 協会でない者は、奄美群島復興信用保証協会という名称を用いてはならない。

9 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三条第二項の規定は、協会には適用しない。

10 協会は、左に掲げる業務及びこれに附随する業務を行う。  
一 奄美群島において第二条第一項に掲げる事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者（以下「事業者等」という。）が、銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に對して負担する債務の保証

二 事業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が農林漁業金融庫、中小企業金融公庫若しくは日本開發銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して事業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が事

業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

11 協会の役員として理事長、理事二人以内及び監事一人を置き、内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命する。

12 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

13 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

14 監事は、協会の業務を監査する。

15 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

16 役員は、再任されることができ

17 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、協会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、解任することができる。  
一 この法律、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする内閣総理大臣若しくは大蔵大臣の命令に違反したときその他職務上の義務に違反したとき。  
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。  
三 破産の宣告を受けたとき。  
四 心身の故障により職務をとることができないとき。  
（協会への出資等）  
第十条之三 奄美群島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

第三条6の規定に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権で協成成立の際現に存するものは、協成成立の日において、国から協成が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、国から協成に対して出資されたものとする。

2 協成は、前項の規定により承継した債権につき、その償還期限、利率その他の条件が定まつていないものがあるときは、すみやかに内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、これを定めなければならない。

3 協成は、第一項の規定により承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更をしようとするとき、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部若しくは一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部若しくは一部を免除しようとするときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 協成は、政令の定めるところにより、第一項の規定により承継した債権の回収に関する事務を鹿児島県知事又は政令で定める金融機関に委託することができる。

5 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定による受託者に対し、当該委託を受けた事務に関し、報告をさせ、又はその職員をして受託者の事務所に立ち入り、業務の状況

若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

6 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十條の四 協成は、政令の定めるところにより、業務の開始の際、業務方法書を定め、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 協成は、政令の定めるところにより、毎事業年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

3 内閣総理大臣又は大蔵大臣は、協成を監督し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協成に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ

4 協成は、政令の定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、積立金として積み立てるものとし、なお残余のある場合においては、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5 協成は、借入金をしようとする場合には、政令で定める場合を除く外、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(準用規定)

第十條の五 信用保証協成法第四條、第五條、第十三條、第十四條、第十六條から第十八條まで、第二十一條、第二十二條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第一號、第二號及び第四號から第六號まで及び第四十二條並びに民法(明治二十九年法律第八十九號)第五十四條の規定は、協成について準用する。

この場合において、信用保証協成法第二十二條及び第三十四條第一項中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第三十五條中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣又は大蔵大臣」と、同法第四十條第一項第一號中「第三十四條」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十條の五において準用する第三十四條第一項」と、同法第四十一條第二號中「第三十五條第一項」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十條の五において準用する第三十五條第一項」と、同法第四十一條第一號中「この法律の規定により主務大臣」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十條の二第四項及び第六項、第十條の三第二項及び第三項並びに第十條の四第一項、第二項及び第五項の規定による内閣総理大臣及び大蔵大臣」と、同法第四十一條第五號中「第二十條第一項」とあるのは「奄美群島復興特別措置法第十條の二第十項」と、同法第四十二條中「第三條第二項」とあるのは「奄美群島復興特別措置

法第十條の二第八項」と、それぞれ読み替へるものとする。

(権限の委任)  
第十條の六 前四條の規定に基く内閣総理大臣又は大蔵大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、鹿児島県知事に委任することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、設立委員を命じて、協成の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び大蔵大臣に届け出るとともに、その事務を協成の理事長に引き継がなければならない。

4 理事長が前項の事務の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 協成は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 前各項に定めるものを除くほか、協成の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。  
第十九條第七號中「信用保証協成」の下に「奄美群島復興信用保証協成」を、「信用保証協成法」の下に「奄美群島復興特別措置法」を加える。

第五條第九號ノ六中「信用保証協成」の下に「奄美群島復興信用保証協成」を加える。

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七號)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項第十二號中「信用保証協成」の下に「奄美群島復興信用保証協成」を加える。

10 法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項第四號中「信用保証協成」の下に「奄美群島復興信用保証協成」を加える。

11 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。  
第二十五條第一號、第七十二條の五第一項第四號及び第二百九十六條第一號中「信用保証協成」の下に「奄美群島復興信用保証協成」を加える。

○伊東隆治君 お手元にまだ配っていない方もあるかと存じますが、御承知の通り奄美大島が一昨年の十二月二十五日に日本に復帰いたしましたので、その後この奄美群島復興特別措置法という法律がこの委員会において審議されまして、昨年の十月三十日にはその復興特別措置法ができたのでございます。それから今日まで約一年近い日を積み重ねていっておりますが、その間いろいろこの案につきまして修正をいたしたい意見、特に住民の間におきます要望等がございまして、ここに一部改正案を提出しておるわけでありまして、

第一点は第三条、第四条、第五条の改正に関する点でございます。第二点はガリオア物資の処理に関する点でございますが、アメリカの占領の間に約五億九千万円に達します権横がアメリカ政府にあるわけですが、その五億九千万円に達しますアメリカ政府の

ものでございますから、今後ともこの信用保証協会は大蔵大臣の監督を受けつつ奄美群島住民の幸福のために、これらの地域の産業振興のためにこれを使おうということの了解のもとに、ここに特別法の改正をいたすわけでございます。

要約いたしますれば、第一点は毎年度作成いたします奄美大島復興実施案の作成につきましての改正であり、第二はガリオア物資及び借入金の処理に関する点でございます。

以上きわめて概略的に御説明申し上げた次第でございます。

○加賀田委員長代理 本案に対する質疑は後日行うことにいたします。

午前の会議はこの程度にして、午後一時半から再開することにいたしました。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後三時三分開議

○加賀田委員長代理 再開いたします。

休憩前に引き続き地方財政再建促進特別措置法案を議題として質疑を続行いたします。北山愛郎君。

れ以外に政府としては具体的にどのよ  
うな措置をとろうとするのであるか。  
これをやはりはつきりしないと、これ  
だけで再建促進の措置をとったんだと  
いうようなことでは非常に不十分であ

ると思いますので、その点についてはこの際明らかにしておいていただきたいと思いますのです。具体的にはつきりとそれ以外の方法によって、たとえは交付税率を引き上げるなり何なりの方法を、はつきりどの程度にとるとするいうような点について具体的な説明が、この際どうしても必要であると考えますので、重ねて大臣からこの点についての御所見を承わりたい。

規模、運営というものをすつかり変えて、立て直しをやることになります。それに対応しまして、政府としては地方の福祉増進のための措置をとりたい、かように考えるわけであります。

○北山委員 先ほど、赤字原因の一つとして政府が認めている国庫補助の不足については、なかなか資料が作りにくいというようなお話がございましたが、たとえば国庫補助職員に対する分については資料があるはずであります、あるいは六・三制の中学校の建築についても資料が出てくるはずであります。それについて一つ財政部長から、国庫補助職員については毎年の差

額——補助の不足額が幾らであるか、これを累計すればどのくらいになるか、あるいは六・三制の建築についてはどうであるか、この数字をお示しを願いたい。

○後藤政府委員　お尋ねの国庫補助職員の不足分ではありますが、これも私どもはつきり累計どのくらいになるかという数字を出したことはないのであります。大抵二十八年度の決算を基礎にして二十四億四千万くらいではないかと推測はいたしておりますが、ずっと過去からの推計を私どもとつたものはいません。

それから六・三制の問題であります  
が、これはさきにもちよつと申しまし  
たように、単独事業というものがござ  
います。国庫補助事業でございます  
と、割合わかりやすいのであります。  
単独事業の方は果してどの程度認める  
かどうかということが問題でありまし  
て、補助事業だけでしたら、簡単に数  
字が出ると私は思っております。単独  
事業をどのくらい——必要なことは

ちろんでありますが、その必要量を全部あげるかどうかというところに問題があるのであります。過去に単独事業がどのくらい行われたかということ  
は、われわれは金の面だけしかわかつ

ておりませんから、はっきり推計することはできないのであります。先ほど申しましたように、事業認額というものはっきりしない、補助金がばらばらに——一定の基準はもちろんあるでしょうが、こまかく分けられて配分されている。しかしその当該団体に分けられた補助金に見合う地方負担だけでは足りない、その場合に持ち出しをする。その持ち出した場合に、その建

てましたものを、現実になれわれが必要であるということで持ち出し額にするかしないか、こういう認定の問題がありまして、はっきり私は出ないのじゃないか、こういふふうに思っております。資料を何とか集めたいと思ひましても、なかなかこれを集めることが困難な状況にあるのであります。

○北山委員 国庫補助職員の分については、地方団体側の方で調査したものは、たしか五十億以上になっておつたように私記憶しているのであります。一応そういうふうな数字が、たしか知事等で調べたものがあつたと思ひます。

十分な額でないということは、大臣は閣議においてもそういうことを申し述べられたやに聞いております。政府自体がそれを認めておられるのですが、それを認めているということは、明らかにこの地方財政法第十八条違反を犯している。この鳩山内閣が犯したというわけじゃない。今まで国の政府が犯してきておつたということはお認めになるわけですか。

○川島国務大臣 財政法十八条の違反かどうか、私はよくわかりませんけれど、

ども、従来補助のつき方が少くて、そのために地方財政の負担が過重になった事实は、これは私ども認めております。地方財政白書の中にもこの点ははっきり明記してあるわけです。

○北山委員　しかしこの地方財政法案十八条は、英語でもなければ何でもないので、日本語ではっきり書いてあるのです。今読んだ通りなんです。そうすれば大臣が補助の単価が少かった、財源措置が足りなかったということは、とりもなおさずこの十八条違反になると考えなければならぬのではないでしょ

うか。そうでないとこの法律がどうい  
う意味かわからぬということではこの  
法案の意味がない。どうでしょう。行  
政部長にお伺いしますが、この十八条と  
法律家でございますが、この十八条と  
いうのはそういう場合をさすのではな  
いか。もしも今まで大臣がお認めにな  
ったようなその事業の支出金にかかわ  
る、すなわち補助金にかかわる学校  
建築等についての必要にして十分なる  
額を支出してないとするならば、それ  
は第十八条違反ではないか、こう思ふ

のですが、私の法律解釈が間違っていますか、行政部長の法律解釈を伺います。

○後藤政府委員 私には行政部長ほどの法律家ではないのでありますが、私の方の關係の法律でありますから私からお答えいたします。この法律は必要かつ十分な金額を基礎として算定したものでなければいけないということになつております。ただ必要かつ十分な金額を基礎とするという場合に事業の認証額を一体どうするかところが専門家の見た目でもって事業の認証を各省で行なつた場合にそれをわれわれが間違つておるといふことは言えないのであります。それぞれの各省の専門家が事業の認証をいたしまして、それを基礎にいたしまして補助金の法律に基いて分けていくのであります。私どもは各省の仕事が全部法律違反とはちよつと切れないのであります。それぞれの専門家にそれぞれの意見があると思ひます。しかし結果を見ますと、おつしやるようなことになつております。結果から見ますと、必要な額を十分に認証していただけない。従つて補助金の額が必ずしも三分の一が三分の一にならないということになりまして、おつしやるような結果になる場合もあるかと思ひます。

○北山委員 そうすると、結果としては私が申し上げたように、今までの政府のやつてゐることは十八条違反になるような結果になつておるのじゃないかというふうにお認めであります。そうすればその法律違反を是正するの一体どういふやうなやり方は是正をされるか。ただ法律は死文ではございませんで、やはり意味があると思ひます。ここに規定した以上はそれとしてはならぬです。政府ならば法律に觸れても一向にかまわないのだというよう

なことでは規定の意味がないわけです。ことにこれは国を拘束し、政府を拘束している法律なんです。政府が守らない限りだれもこれに文句を言つたてどうにもしようがないということになる。それで規定をした法律の意味がない。これを何とか是正するなりあるいは補いをつけるなりしてもらなければ、この法律の意味がないのです。地方財政法第二条にもそういう趣旨の規定があります。明らかにこういふように地方財政の原則を国が法律で定めておる以上は、これを政府といへども守らなければならぬと思ひます。従つて私は今度の再建促進についてこのことを強く申し上げたい。

しかもその事実そのものは鳩山政府そのものが認めておるのですから、そしておいて単に七千五百万円くらいの利子の補給でごまかそうというのは、少し政府の方が責任を負うてないのじゃないか。私の考え方が間違つておるかどうか。その点についてどうもはつきりした大臣の御答弁が得られないのですが、しかし私どもは促進法のこういう措置と同時に、やはり国の方でもつとも責任を負うた地方財政に対する措置が必要であると考へておりますが、私の考へが間違つておるのでしょうか。

○川島國務大臣 補助金の問題につきましては、過去の問題は別といたしまして、今後のやり方といたしましては、三十年度においてもできる範囲内において地方負担の過重にならぬようにするし、三十一年度においては特に予算措置をいたしまして補助金を適正につけようというふうに考へておるわけでありまして、私どもは補助金の問

題につきまして決してこれを無視しておるのじゃないのでありまして、相当重要な問題だと思つてこれを取り扱つておるわけでありまして。

○北山委員 とにかく大臣は先ほどのお話でも、この再建促進による措置では不十分だということはお認めのようでありまして。そして何らかの財源措置を必ずやるのだということをはつきりと言明されたわけでございますから、私どもはその言明ができるだけ早い機会に具體的な形で示されることを希望いたしておきます。

それからなおこの前にも再々お話をしましたが、重大なことでございますので、はつきりしておきたいのです。が、今度の再建促進の背景になつております地方財政計画というものは、御承知のように、地方団体の仕事を非常に圧縮した計画になつております。公共事業と単独事業を入れますと四百億の事業費の削減ということになつておりますが、これに伴う雇用量の減少、これについて私の私見を申し上げたのです。ところがそれが間違つておるかどうか。政府側からは総合的な資料をお出しになるといふようなことを言われておりますが、自治庁としてはその資料を取りそろえておりますかどうか、これを伺ひたい。

これはこの前にも話がありました通り、大蔵省の方がやるということですが、自治庁は大蔵省が出すのを照つて見ればよいのですか。それとも自治庁の責任においてそういう資料を集めてお出しになるといふ考へでございませうか。何しろ四百億ということになれば、一億当り四百人の雇用量が減少すると考へまして、その限りにおいて十

六万人の雇用量が減るわけです。それ以外に行政整理を大いに奨励をなさるわけでございますから、そこでまた数万人がふえるということになれば、少くとも十七、八万人、そういう雇用量が地方財政計画上減ずる、すなわち失業率がそれだけふえるということに私は見ざるを得ないので。従つてこれを補うものとして政府はどのような失業対策なり雇用量を増大する方策をお持ちであるか、これをお伺ひしておきます。これは今度の再建促進にも重大な關係のある問題でございますから、徹底的に一つ明らかにしてもらいたい。

○後藤政府委員 私どもは失業救済關係の仕事をしておりませんので、はつきりしたことをお答えできないと思ひますが、私どもが考へまして、昨年と本年との財政計画では實質的に見まして大体百億以上の開きがあります。つまり財政規模はふれております。昨年の財政計画は九千八百三億が最終の財政計画であります。本年の財政計画は九千八百二十九億であります。この上に直轄の分担金の分を含めて参りますと、百億だけふえて参ります。従つて財政規模の上でも九千九百二十九億になつて参ります。内容はおつしやいます通り公共事業が相当圧縮されております。これは削減ではなくて、国の公共事業費の縮減に伴つて、このものであります。内容はこの前説明いたしましたように、災害關係の被害が大きくなつたために落ちるのであります。ただ地方だけの關係から申しますれば、その落ちたものは単独事業の節約では七十数億であります。

(北山委員「百二十六億でしよう」と呼ぶ) 単独事業の節約は七十六億だと思ひます。従つてそれだけが問題になるのじゃないかと思ひます。ところが投資計画の方でも、昨年から見ますと必ずしも減つていないということになります。全体の予算の規模は——地方の三十年度予算の規模はまだはつきり集計がございせんが、私ども考へまして昨年の総量とあまり変らない予算が組まれておるのじゃないか、そう下つていない、私はこういふふうに見ておりますので、私どもだけから申しますと、その雇用量が増加するという数字はすぐ出てこないように思ひます。しかしこれは専門家の労働省あたりから見ますと、別な観点から見ますので、雇用量が増大することになるかも知れません。地方財政のワクの中から見ますと、そう大きく雇用量の増大が出てくるというふうにはちよつと考へられないのであります。

○北山委員 どうもこれは自治庁に聞く方が間違つておるようです。ですから労働省關係の担当官に来ていただきまして、総合的に公共事業なりあるいは国の財政投融資、そういうものとの総合的な關係において一つ明らかにしていただきたいと思います。

それからなお行政整理の点であります。が、地方公務員の行政整理については少くとも昨年あたりは自治庁としては計画的にお考へになつておつたはずで、年次計画でもつて考へておられたい。ところが今度はそういうワクを取つぱらずして無制限行政整理をおやりになるような考へがある。というのは、六十億の退職手当の起債を認めるというふうなことございまして、この六十億というのは、少くとも五千八



百人の整理計画と見合ふものではないか。多々あります。多々あります。どのくらい首を切っても多い方がいいという無制限行政整理の方針のようであり、それが、そういふように、自治庁の地方公務員に対する人件費等に対する方針が変つたのでございませうか、これは長官から一つお伺いしたいのでございませう。

○川島國務大臣 私には前年の計画はよく知りませんが、今度財政計画の中へ六十億の整理資金を見込みましたことは赤字再建団体におきまして事業の縮小などに伴ひまして当然公務員の減少を来しますから、それに対する手当、それから再建団体でありせんども、今日各地方とも必要に応じて人員整理をやつておるのであります。そういう地方団体におきましては整理費をみてもらいたい、こういう要求が痛烈にあらはれて、そのための約三十億を見たわけでありませう。私もいたしましては、地方公務員を幾人減らすというような案は持つておりませう。これは各地方団体の独自の考えにまかしてあるわけでありませう。従ひまして幾人減らすなどということは、今日予測もしておらずに考へておらずに重してやるつもりでございませう。

○北山委員 これはどうなんですか。行政部長並びに財政部長から聞きますが、たしか昨年きめましたのは、やはり計画的な行政整理というのを一応財政計画にはきわめておるわけですか。その人数、資料等もあつたはずであります。本年の財政計画の中にも計画的な行政整理についての所要経費あるいは増減が書いてあるわけでありませう。ですから一応そういう計画でおや

りになるように財政計画には見える。ところが今度の再建促進法においては六十億というような退職手当の起債を認めて、そのワケをはすしておる。だから財政計画と今度の再建促進法とはそういう点で矛盾をしておるのではないかと思ひますが、どうでしょう。

○後藤政府委員 昨年からは始めております一般職員及び警察官の整理に伴ひ、その分の財政需要が減つて参ります。これはちゃんと計画に載つております。それ以外に本年は町村合併に基いて合併町村の経常経費が落ちて参ります。その分を計上して参ります。そういうものとそれ以外の本年分の一般職員の退職金等のための六十億のうち三十億分だけを財源としてわれわれは考へておりました。三十億分は財政計画外のものというふうな考へ方をとつておるものであります。従つて六十億全体が財政計画の中に入つておるのではなくて、そのうち三十億分だけが財政計画上の財源ということになっておるに使用して、他の三十億分は再建関係だけに使つておる。これは別に財源という考へ方はしておりませう。

○北山委員 今お伺ひしたように財政計画上のこれらの経費と再建促進とはまた別個になつておるというふうな御答弁であります。そこで先ほどお伺ひしたように昨年計画したような計画的な行政整理をことしはくずしてしまつて、もつともつと幾らでもできる限りの人員整理をやるといふ御方針であるように了解するのですが、どうですか。

○後藤政府委員 別に無制限に行政整理をやらずともあります。それし、そういうことを別にわれわれは期待して

いるわけじゃございませう。一応退職金の起債を財政計画外に三十億だけ見えておるということにすぎないのでありませう。それ以上のことは別に無制限にやるといふことはいふことはないのであります。

○北山委員 しかしこれは大へん苦しい御答弁だと思ひますが、少くとも昨年年次計画でもつてこれくらいこれくらいといふふうなきめて、ことしは幾らとしまつておつたはずですか。だから何しろ乏しい財源措置でありますから、そのきまつた財源措置ですらもなかなか政府としては容易でないはずなんです。ところがそれが今度プラス三十億といふものを、なけなしのふところの中から首切りのために回しておる。だからこれはやはりワケをはすして、無制限といふことは語弊があるかもしれませうが、できるだけの首切りをやつておるやうと期待して金を出してゐるんじゃないか、こゝろいなければならぬのですが、それで私の言うことは間違つておるまいか。

○後藤政府委員 一応きめておる三十三億の再建関係のワケの配分は、これは希望がなければ私どもは出すつもりはございませう。従つてもしも三十億のうち十億しかございませう。それなら、その残りの二十億はやはり再建団体の再建財源に回していきたい、かように考へておりました。三十億を割りつければおつたやうなことになるかもしれませんが、絶対に割りつける意思はございませう。

○北山委員 割りつけなくてもちゃんとワケを置いておいて、三十億ここに金がございますよといふはそういうことになつてしまふのです。もしも必要にに応じて出すというならば従来と同じようにやはりそういう金は予定しないでおいて、ほかにもたくさん金は必要があるのであつて、起債の必要があるのですから、そつちの方へ回しておいて、そういうあとの必要は出てきたときに考えればいいのであつて、何といつても政府はやはり初めからこの既定の行政整理のワケを超過して、できるだけ人員整理をやらせようとして、金の用意をちゃんとしてさあいらつしやいといつて待つておるといふ政策は変更なさつたといふことだけは、はつきりしておると思ひます。鳩山政府はそういう政策に変更なさつたわけですか、長官からお伺ひしたい。

○川島國務大臣 再建計画を立てますのには、人員費をどういふふうな計上するか、また事業費をどうするか、一般事務費をどうするかといふようなことを各再建団体の長と議会とが相談して立てるものであります。すべてを人件費にしわ寄せして、再建計画を立てるという意味ではないのであります。これは地方の事情によつて違ひまして、ある地方団体は特に人員整理が必要だと思ふところもあると思ひます。そういうところに対してはやはり行政整理の費用をみてやる必要があると思つて、一応そういうものを計上しておるわけでありませう。しかしこれが直ちに、今度の再建整備のしわ寄せが全部人件費にくるのだ、こゝろいふふうにお考え下さることは少しそれは速断でありませう。人員費にどのくらい影響があるか、事業費にどのくらい影響があるか、また事務費にどういふ影響があるかといふことは全く地方団体の自主的な考へによつてきめるわけであり

ます。そういうことを考えました場合も地方債のワケとしては、一応人間整理の場合も考へてある程度の起債を認めておくといふことが必要と思つて、再建整備に三十億を計上したわけでありませう。一切を人員費の犠牲において地方財政の立て直しをしやうなどとは毛頭考へておりませう。

○北山委員 私はそういう点を即断しておるわけではないのです。鳩山政府はただ首切りだけで地方財政を圧縮しようと思つておると思ひませう。片方の手では首を切り、片方の手では事業をやめてサービスを低下させよう、こゝろ思つてゐるのだと思ひます。それで足りなければ増税をさせよう、こゝろいふ両天びんであらゆる手を考へてゐるのだと思つてゐるのであります。単に人員費だけを節約し、行政整理だけを考へてゐることは私は即断いたします。ですが、この前もお話を申し上げたように、本年度の財政計画におきまして、地方財政の実態と財源の食い違いといふものは膨大な額でありますから、首切りをするにしても、増税をするにしても、あるいは事業の縮小にしても、相当大幅のものをやらなければならぬといふことを大臣は十分に深刻に御認識を願わなければ、この再建促進法などは新しい失敗の種をまくだけであるといふことを申し上げたいのです。またただいまのお話でも、結局従来の行政整理の計画のみならず、やはり首切りといふことを地方団体に大いに期待をされておるやうであります。大臣は地方公務員は多いとお考えになつておられますか。

○川島國務大臣 これは地方によつて違ふのであります。繰返して申

し上げるように、各地方団体によって多いところもありましようし、なお足りないところもあると思うのであります。今日四百四十万の地方公務員がおりまして、そのうち六十万が教職員でありまして、十六万が警察官、こうなっております。一体それが多いか少いかという一本にした議論はできないと思うのであります。これこそ団体別に議論しませんでした結論は出ません。団体別に見た場合に、長なり議会なりが現在の人員では過剰である、ある程度整理する必要があると考えれば、これは当然整理することにならうと思ひます。そういう場合には退職資金というものはないのでありますから、それを地方債で見よう、こういう措置をあらかじめしておくと必要と考へて計上してゐるのであります。今計上してゐる金額が全部使われるのかどうかというところは、今日あらかじめ予想がでないものであります。一応再建団体に於いては三十億、その他の団体に於いては三十億、合計六十億というものを一応の案として見ておるわけでありす。国家公務員の整理のうちに、一本にして、必ずこれだけの人間を切るのだから、これだけの資金が要るんだというふうな計画は立たぬわけでありすから、全く各地方団体にまかせるといふ考へ方でありす。

○北山委員 各個別の地方団体によって違ふのだと言われるわけですが、それならば個別の地方団体において多過ぎるか少な過ぎるかということを判定する場合の基準は何かということについて、自治庁としてはお考へになつていますか。何か基準がございますか。

○後藤政府委員 人口、地勢等が大体同じくらしいの地方団体におきましては、大体同じくらしいの職員が必要ではないか、こういうふうな考へまして、私もいろいろの調査をいたします場合には、同じくらしいの財政規模で同じくらしい人口で、地勢も大体似てゐるところを比較いたしまして、多いとか少いとかいう議論をいたしてあります。現在あるべき人数の測定の方法は、そういう標準しかないとは私は考へておりました、そういう意味で多いとか少いとかいうことを申し上げてゐるのであります。

○北山委員 そうすると、ほかと比較して多過ぎるとか、そういうようなこととすね。そうすると標準行政をやる場合にその程度が多過ぎるとか、そういう意味でない、そういう基準は立てられない、こういう意味ですか。

○後藤政府委員 個々の行政ではなくて、個々の行政を基準にいたしますと非常にむづかしい問題になつて参ります。従ひましてその個々の行政のやりくりはその団体の中です。総人員が多いか少いか、それは先ほど申しましたように同じくらしい規模の、同じくらしい人口の、同じくらしいの地方経済状況の団体の比較で、多いとか少いとかいうことを言つておるのであります。

○北山委員 それではこういうことはお考へにならぬですか。日本の地方行政には各府県、市町村等の専任の公務員がございます。ところがそれ以外に膨大な数字の非常勤公務員があるわけですよ。いつかもお話した通り何百万の公務員がある。それが区長あるいは連格員というふうな名目で行政の末端の業務を手伝つておる。これは常勤の公

務員ではありません。それから消防に於いては二百万人くらいは非常勤公務員、消防団員があるわけでありす。これは逆に申し上げれば、専任の第一線の公務員が足りないからそれで補つておるのだ、こういうふうな大臣はお考へになりませんか。

○川島國務大臣 一般の公務員が手が足りないために非常勤の公務員を使つてゐるという事実は、これは国家公務員の場合もあるのであります。地方にもあるかと思ひますが、こういうこともむしろ手が足りない場合もありましようけれども、これも団体によつて違ひまして、相当忙がしい仕事でも、地方公務員の諸君が犠牲を払つて、一生懸命やつて間に合せているところもありましようし、あるいは必要以上で非常勤の公務員を雇つてゐるところもあるかと思ひのであります、こうしたことも一概に結論を出し得ないのじやないかと思ひのであります。

○北山委員 そういたしますと、市町村の役場などで勉強すれば、今二百万人の消防団員はなくてもかまわぬ、こういう大臣の御意見ですか。

○川島國務大臣 私は消防団員のことを申し上げてないのであります、それ以外の非常勤職員、事務的人間のことを申し上げておるわけです。

○北山委員 それでは事務的な職員すなわち区長あるいは行政連絡員等はなしにして、そしてこれは専任の公務員に勉強をせよとらう、その方がいいとお考へですか。

○川島國務大臣 それはその地方団体の内容によるのであります、北山君のお話は常勤の非常勤職員のことだろふと思ひのであります。現在の常勤

の非常勤職員が全部必要であるかどうかというところは、ここで一概に判断を下すのはいかぬと思ひのであります。これも各地方団体の個々の特別の事情があるものであります、今のお答に當てはまるような答弁はできにくいと思ひます。

○北山委員 行政部長にお尋ねします、私は日本の末端のこういう非常勤公務員の非常に多いという形態は、これは日本の特殊な形態ではなからうかと考へております。外国ではどのようになつておりますか、外国の例を一つお話し願ひたい。

○小林(興)政府委員 非常勤職員とおっしゃいます、今いろいろ消防職員と、その他役場に働いてゐる非常勤的な職員とあります。それから今おっしゃいました区長とかんとかいうふうなもの、これは勤務の態様は全然別でありまして、外国の方の末端機関がどうなつてゐるか私も知りませんが、外国だつて勤務の態様によつて、非常勤でないものは非常勤の職員を使つてゐるに違ひないとは私は考へております。

○北山委員 これは市井のわれわれの仲間との話であれば、その程度でよろしいのです。しかし少くとも自治庁の行政部長として、公務員課というセクションを置いて、そして公務員制度を研究されてゐる自治庁としては、そのような答弁では、これはもう不十分で、なつておらぬと思ひます。私はこれは日本の地方行政機構の一つの特異性ではなからうかと思ひのです。従つて質的な点において、外国のこのような末端機構についてどのようになつておりますか。これは今回の財政再建促進法案とは直接のつながりは必ずしもこ

ざいせんけれども、一つ研究していただきましてその資料をいただきたい、このように考へます。

それから次に今度の地方財政再建促進法案の中には、再建団体がその義務を怠つたような場合におきましては、起債を許可しないというふうな規定もあるわけですよ。ところが私も承知してありますのは、地方自治法の原則は、二百二十六条ですか七条ですかにいわゆる地方団体の起債自由の原則といふものがあるはずですよ。地方団体といふものは本来借金をすることは自由であるという建前に立つておつて、政府の許可を受けなくてもやれるという原則が一応立つておる。こういうふうな原則については自治庁としてはお認めになつておると思ひのですが、その原則を行政部長はどういう理由から――私はやはり地方団体の自主性を守る地方自治の本旨からさういふことになつておると思ひのですが、それについてお話を願ひたい。

○小林(興)政府委員 地方自治法二百二十六条のお話でございましたが、二百二十六条は結局二百五十条との関連において総合的に解釈するより現行の地方自治法としてはしょうがないと存じております。二百二十六条では、地方債を起すについては、所轄行政庁の許可を必要としない。但し、第二百五十条の規定の適用はあるものとする。二百五十条で起債の方法その他については当分の間自治庁長官の許可を受くべきものと規定してあるものであります。それでありまして、こういうものについて、できるだけ許可なしに自由にやりたいという気持は基本的にもちろんあるだらうと思ひますが、現在の

す。できるだけ自由にしてやりたい、

いうことは、どうも地方自治の本旨を尊重する道からははずれるのではないかと思ふのですが、どうですか。

○小林(興)政府委員 現行法の現在の動き方というものは結局二百五十条で

○川島國務大臣　起貨を許すことが直

密に十九年度と同じ額を計すのでありまして、その中には再建整備債も入っておるわけであります。現在の段階におきましてはこの程度の起債はまず差しつかえない、こういう考えであります、一千億がいかにかあるかは九

必要な措置であると考へまして、この  
 必要の措置を作つたわけであります。  
 ○北山委員　そうすると、そのために  
 は住民に対するいろいろな行政が低下  
 しても差しつかえないという考へです  
 か。私はやはり政治行政といふもの

をわかつて、国民に対する一定量の、少くとも最低の行政というものは確保するというのが、これは憲法に条文がはっきりしておりませんけれども、私は根本の国及び地方公共団体共同の責任ではないかと思うのです。そういう考えからすれば、私の考えが間違っているならば、私の考えが正しいとするならば、地方団体がけしからぬというので金も貸さない、そうして苦しみ抜いて、その結果住民が困つてもいいという理論は出てこないじゃないか。何かほかの方法で制裁をするなり——制裁をするというても、ほかの方法でやるべきじゃないか。住民に対する行政サービスが落ちるといふような方法によってその是正をせしむべきではない、それは適当でない、私はそう思うのですが、私の考えは間違つておりますか。

○川島國務大臣 赤字団体の再建計画を作りまして、これを忠実に実行しておられれば財政の立て直しはできないのでありますからして、忠実に実行しなかつた団体に限って起債は許可しない、こういうのでありますからして、これは財政立て直しのためには必要な行政処置だ、こういうふうに考えております。

○門司委員 今の起債の問題ですが、ここで聞いておきたいと思ふことは、この再建整備に對して公債債をどうして認めたかという点であります。どうしてこれは国家資金でまかなえなかつたか、その理由があるなら一つお聞かせを願ひたい。

○川島國務大臣 今年度の国家全体の投融資の資金関係上、そういう措置をとつたのであります。

○門司委員 私はおそろくそういうことだと思ひますが、地方の公共団体は、国の行政事務が大体六〇%とか八〇%とか言われておりますが、六〇%なり八〇%ぐらいあると思ひますが、そういう国と一貫した仕事をしていることに間違いはない。従つて国が親切であるならば、利息の安い、借りたい国家資金がなせ出せないのか。公債債は募集が非常に困難である、消化に困難である。いつの公債債でも完全消化したものはないので、しかも利息は高いでしよう、地方の自治体が金を集めることも非常に困難である、しかも利息の高いものをなぜ一体地方の再建整備法案に對してこれを押しつけるのですか。私はおかしいと思ふ。親切に国が地方の自治体の赤字を解消してやろうとすれば、なぜ一体利息の安い、金の十分回りの可能性のある国家資金を出さないのですか。ただ財政計画の都合だけでは承知ができません、もう少しはつきり言つてもいい。

○川島國務大臣 国家資金を出そうという考えがあるからこそ、条文の中では三十一年度においては全部これを国家資金に切りかえるように書いてあるわけですが、またそれがために特に今年度は利子の補給もする、こういうわけでありまして、私どもは赤字債といふものは全部政府資金に切りかえることをやろうと思つておるわけでありまして、ただ今年度、三十一年度の全体の投融資計画におきまして余裕がないから百五十億だけは公債債にしよう、それについては特に利子の補給をしようじゃないか。しかも三十一年度はそれを政府資金に切りかえよう、こういう

ことがはつきり法文の中に書いてあるわけでありまして。

○門司委員 私が聞いておりますのは、法文にそう書いてある、そのことはわかつております。わかつておりますが、なぜ一体今年からこういうことをされるのですか。公債債は完全に消化するという見通しがあなたの方の方にあります。従来例からいつてもないでしよう。どんなにあなたの方が言われたところで本年は五月一日現在でまだ四〇%内外しか消化してないじゃないですか。現在二十九年度の公債債はどうなつておりますか、完全にできておりますか。

○後藤政府委員 二十九年度の公債債は、五月三十一日現在で、たしか余つておるのは四、五億だと思つておりますが、四、五億くらいが未消化で、あと全部消化してあります。従つて四、五億の未消化の分は特殊な理由に基くものでありまして、大体私どもは完全に消化したものと考へております。昨年とも大体同様であります。

○門司委員 今の答弁だけでは、私もごまかされたような気がする。五月一日づつで五〇%にいつておられなかつたことは事実である。一カ月のうちに残りの五〇%が消化されたとは考へられない。もしそういう事実があるならば、事実によつて表をはつきり出してもらいたい。それから今の問題であります。従来政府は三十一年度からと申されておりますが、大蔵大臣がこれを承認するかどうかといふことは疑問がある。なぜ疑問があるかといふと、政府の政策をずっと一応調べてから年から、あるいは二十三年、二十四年

あたりからでいい、ずっと調べてもらふなさい、政府資金の貸し出しはどういう形で貸し出されておるか。昭和二十四年には地方債に對して九五%出している。二十五年度から、いわゆる前自由党の政府になつてから、産業計画と同時に地方債を考へることのため、どうしても産業資金が優先的にになりがちである。これは資本主義の制度である限りにおいて、地方自治体の財政などあまりかまつかやられぬらしいので、資本系統に金を貸し出す方が多いのです。その数字をずっと調べてもらふなさい。ごく最近では、二十九年度はわずかに四三%しか出しておらない。三十年度も同じような数字をたどつておる。三十一年度で直ちに全額国があらためて出すといふことは言えないと思ふ。もし国がかりに地方財政の再建整備に關する百五十億だけを肩がわりするといふことであるならば、必ずその結果は一般起債にしわ寄せをされてくるに間違いないと思ふ、これは基本方針がそうなんですから。

大臣がそういうことを言われるならばつきり聞いておきますが、政府は、それなら政府資金の運用の考へ方といふんです、方針が變つたのですか。私が今申し上げておきますように、地方債に對しては政府資金を全額出すといふような方針が變つて、それだけ産業に對する財政投融資を縮めていくといふように政府の方針が變つたのですか。政府の方針が變つておれば、それは了承してもいいが、政府の方針が變らないならばしわ寄せは必ず一般起債にくることは火を見るより明らかであります。そうなつてくると、なお始末の悪いものが来年度に出てくる。赤字

の団体だけは救済ができるかしらぬが、あとからまた赤字の団体ができてくる。もし政府の方針が變つておるのであるならば一つこの際はつきりしておいていただきたい。

○川島國務大臣 三十一年度から一般産業に對する投融資を政府がどうするかといふことは、私はちよつとお答えできないのであります。少くとも地方財政に對しては百五十億はこれを政府資金で見るといふことは、先般大蔵大臣がこへ御出席された際にも、大蔵大臣から言明をされております。その百五十億は、三十一年度の投融資計画を作ります際に政府資金に一般會計から食い込まない、それは百五十億が別だ、そういうことは閣議の了解を得ております。

○門司委員 これは特別法で処置するものでありますから私はむろんこれは別だと思ひます。しかし私の心配しておりますのはそのしわ寄せが今度は一般起債に來はしないか。いわゆる特別法によつて百五十億を出したから、一般起債の分を百五十億公債公債の方に譲る危険性が出てきはないか、こういうことです。それをなくそうとすれば、政府資金の出し方に対する基本的な考へ方が變つてきて、もう財政投融資の方を少くして、公共団体の方に引き出すといふ政府の方針が變つてくれば、今のこの考へ方が變らなかつて、今のこの考へ方が變らなかつて、大臣の答弁は再建整備だけはそれで一応了承できるのですが、一般財源についてしわ寄せが必ず来るといふふうにわれわれは杞憂するのであります。もし大臣がその方針について御答弁ができないとするなら、一つこの所

管である大蔵大臣に次の機会に来ていただいて、ほんとうに政府の財政投融資に関する政府資金の使い方の方針が変ったかどうか、この点をなお確かめたいと思います。一つ次の機会には大蔵大臣にぜひここに来てもらいたいというのを私は委員長にお願いをいたしておきます。

それから同じように起債についてであります。起債の問題は大蔵はどうかというふうに一体お考えになつておられるかというところであります。これは特別法でありますから、大臣の説明書の一番最後に特別の処置としてこういう処置をとるといふことが書かれておられるから、一応それでいいように考えられますが、起債の性格というものは一体政府はどうお考えになつておられるかというのを伺いたします。

○後藤政府委員 起債の問題には幾つかの問題がありますが、現在起債の性格が一般財源的な性格を多分に持つております。この点は私どもは徐々に一般財源、つまり税財源、自主財源等に振りかえていくべきものである、こういう考えでありまして、財源的に起債をつけたという方針は順次縮小していきたいという考え方を持つております。ところが往々にして議論をされま

があるものでありますから、個々の団体に償還費が多くなるようなつけ方を考えるのは、つまり財源的に考えるという考え方を早くやめて、起債をほんとうに適正事業につけていくという考え方に徹していけば、一千億という数字は決して多い数字じゃない、こういうふうに考えております。従つて金融機関とか、政府の中でも金融関係の方々は一千億の起債は多過ぎるのだ、従つて地方団体の起債を圧縮すべしという議論を簡単にやられるのであります。私どもは決してその議論はそのままの通りだとは言つておりません。一千億は決して多くない。たとえば五大都市だとか、五大府県、それから富裕団体、そういうところに適正事業に起債をつけて参りますと一千億じゃ足らぬのであります。従つてそういうふう

に起債を適正事業につけていくという考え方に起債を持つていくということによって、起債というもののあり方を変えていかなければならぬのであります。しかし現在の地方財政の状況のもとにおいてそういう大転換を試みますことは非常に激変を与えることになりま

ので、これはそう簡単にできません。従つて財源が増加するに従つて起債のあり方を変えていくという考えで進んでいきたい、かように私どもは考えておるのであります。

それから公営債が絶対にいけないかどうかという問題があるのであります。しかしこれは別な考え方からすれば、公営企業などのにはやはり地方団体でやろうと、民間事業体でやろうと、同じくコストでいくべきではないかという議論が一方にござい

ます。起債は政府資金ばかりでなく、やはり公営債をまぜてやつた方がいいじゃないかという議論もあるのであります。私は公営債が絶対にいかにぬという議論はおかしいと思ふ。多少の公営債はいいがその額が非常に多くなつて参りますと、やはり問題になつてくる。従つて二百億をこして参りますと、やはり問題が起きてくるのであります。二百億以内の公営債の量であれば、私は、大体金融情勢がよくなつて参りますれば消化できるのじゃないかというふうに考えております。

○門司委員 今の後藤君の答弁はきかめて常識的な答弁であつて、起債をそういうふうに見ることは一応の見方だと思ひます。しかし現実にはそれは非常にかつ離れた現実になつておるからこれは問題になるのであります。起債が一千億でいいか悪いかということ等について、もしあなたの方でそういう御答弁があるならば、私の方も話をしなければならぬのですが、起債についての最近のあり方は一体どうなつておるかということである。先ほど政府資金と、それから一般産業に対する投資関係の比率はごく簡単に申し上げましたが、そういう比率で政府は出そうとしておる。その最後のしわ寄せは行政的に見てどこに考へておるか。私は、

一千億の起債が必ずしも過重でないという一つの見方は、今起債を適正なる事業については一千億出していいのじゃないか、これはその通りであります。しかし現在政府が行なつておる起債の状況は一体どうなつておるか。私は必ずしもこの数字が悪いとは思ひませんが、ごく最近の三カ年の私

どもの集めた数字を一応見ると、一般会計として地方の負担額あるいは申請額としておるもので、起債の認可されておるものは、昭和二十七年

度は千二百七十八億の申請に対して、六百七十五億認可しておる。さらに昭和二十八年度は千七百五十九億に対して九百九十八億、これはいずれも五二%から五六%内外、それから二十九年度は千四百九十四億の申請に対して八百五十億内外の認可をしておる。これは五七%であります。一般のこの財源に對しましては五七%の起債をしておるが、起債でやるべき仕事と考へられるいわゆる投資的財源に対する最も大きなあり方は公営企業であります。公営企業に対しては二十七年

度の申請が六百九十六億に対して認可は二百五十五億である。この数字は二九%にしかなつておらない。二十八年度は九百二億に対して二百三十五億、これは二六%である。二十九年度は一千五百六億の要求に対して二百四十四億、二三%、こういう数字が出ておるのである。だから今の後藤君の答弁はきかめて常識的であり、あるべき姿ではあるが、現実の姿はそれと全く逆の方向に進んでおる。ここに起債の非常にめんどろな問題が起つておるのである。当然投資で行うべき事業に対する起債は、私は一千億あろうと、あるいはこれが一千五百億になろうと、それは一つの事業計画に基くものでありますから、これは一応承認せざるを得ない。問題になるのは、起債の財源として不適格と考へられる一般財源に起債が多かつておるのと、これは少くともやはり起債の原則からいけば非

常に誤まつた方向に現実の姿が向いてきておるのである。われわれが起債を考へるときには、やはり償還というものを先に考へなければならぬ。借金をするといふ場合に、返すことを考へないで借金をするといふ危ないことは地方自治体はできないのである。一般財源においては、償還財源というものがなかなか見つからない。特に地方公共団体の償還財源として一般財源を起債に求めようとすれば土地の売り払いをそこに引き当てるとか、何とか財産処分をして、これが財源に引き当てるといふことを考へなければならぬ。従つて起債をしようとするならば、まず財産造成を考へ、起債財源に振り当てられる財産造成を起債によつてまかなつていくということが、前段階として考へられていかなければならない。そういう投資的のほんとうの仕事について起債の額が非常に認可が少く、一般財源と思はれる方にさつと申し上げましたような数字でたくさん起債の認可をしておるところに、今日の地方財政の赤字の原因があるのである。その原因はあげて国の資金運用部資金の財政投資の關係その他から考へておるのである。同時にわれわれの考へ方からいへば、再軍備その他でたくさん金を使つておりながら、中央で公債政策をとらない、その中央で公債政策をとらないしわ寄せが、地方にきておるのである。従つて私は今日の現実の姿としては、今の後藤君のような答弁であるとするならば、現実の姿が明らかに起債の方針に反した起債をつけたおるから、こういう問題が起るのだというふうに私には実質上解

釈せざるを得なくなつてくる。今の後藤君の答弁のよきなことで起債がす

と認可されておれば、またそういうことで消化されておれば、私は大した問題は起らぬと思う。そうではないから問題が起るのである。公営企業その他に対して公算債でいいというなら、それは公算債でけっこうです。しかしそうではないのである。公算債でまかなうものは一般財源である。ことに年度の再建整備は、明らかに一般財源であることに間違いがないのである。こういうものに公算債をつけるから大きな間違いができるのである。従って、もう一応聞いておきたいと思いますが、これは起債の問題の根本的の理念に反したやり方ではないかと私は考えるが、それでも起債の趣旨に反しないというように御答弁ができるかどうか、もう一応大臣から聞いておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 お話の通り、投資的経費は大体起債を許す、消費的経費はなるべく起債によらず、そういうことは当然でありまして、漸次地方財政をそういうふうにして持っていくというふうに考えておられますが、今度の赤字債というものは、従来地方が一時的に金融しておったのをたな上げするのでありますから、私どもはやはり起債によりまして長期に切りかえるというところが適当だと考えているのであります。原則は私は門司さんのお話の通りと思ひます。しかしながらこの赤字債だけは別でありまして、地方が苦しんでおる短期債を長期に切りかえようというのでありますから、これを起債でやることは、この場合は適当だと思ひます。

○門司委員 私はもし政府がそこまで親切な考えであるならば、起債とかな

んとかいわないで、元利償還を何年間待つとかなんとかいうことで、地方の負担にならない、肩がわりをしない、完全なたな上げにすることの方が、親切だと思ひます。そうすれば、それだけ金が返ってきますので、資金運用部の方に関係はしてくると思ひますが、しかし借りかえをしてやるという親切があるならば、もう一歩進んで償還を二年なり三年なり待つてやるという形の方がいいのではないかと。肩がわりは、償還を待つような形には見えませんが、実際はそうではないのである。元金の償還を待つ、あるいは利息の償還を何年待つとかいうようなことで、実質上の援助をしてやった方が、再建整備には役に立つ。借りかえだけでは、借金は一つも減らぬのであるから、私は借金を減らすというところで方針をこの際立てていくという方がいいのではないかとと思ひますが、その点大臣のお考えを承わりたい。

○川島國務大臣 ただいま地方団体が背負っておる赤字は、民間資金が相当多額にあるのであります。政府資金だけではないのであります。これは民間資金も長期に借りかえようとしているのでありますから、門司さんのおっしゃるようにただ元利の支払いを延ばすということだけでは簡単にできないわけでありまして、こういう処置をとっておるわけでありまして。

○門司委員 できないというならばそれでいいと思ひますが、それでは今度

くらい縮められるつもりか、あるいはは単独事業をどのくらい縮められる考えか、もしおわかりになるなら、その構想を一つ伺っておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 私どももいたしましては、どの程度公共事業を縮めなければならぬか、単独事業をどの程度縮めなければならぬかというところは、経費の節減をやるか投資的事業を落すかというかね合いの問題でありまして、私どもはどちらをどの程度落す目標であるかというところは、ちよつとはつきり申し上げかねるのであります。個々の団体によつて、またその赤字の原因によつて、やはり個々の団体が判断をしてきめるべきだ、こういうふうに考えておられますので、一応の計画ができましたれば大体予想がつきますけれども、現在まだ計画策定の団体が多いため、今のところちよつと見通しがつかないというのであります。

○門司委員 私はその見通しがつかないというのはおかしいと思ひますが、ね。大体公共団体の仕事というものは、一般公共事業がどのくらいある、単独事業はどのくらいやつておるといふことは私はおわかりだと思ひます。だからこれを一体再建整備しようとするにどの程度まで縮めるのか、これは地方の自治体がサービス官庁であります。限りにおいて非常に大きな問題です。それから個々の自治体がおのの仕事を持つておるので、事業内容に対してのものと考え方は非常に重要な問題です。だから自治体は再建整備を行う団体の対しては、一般公共事業は一つこのくらいに縮めてもらいたい、あるいはは単独事業はこのくらいにしてみたいといふような目安がなければ計画

は立たぬはずなだけども、目安が立たなくて計画を立てたというなら神様みたいなものだ。神様でも、見通しがつかぬからそういう計画を立てられるのだと思ひます。そういう空漠たるもので再建整備を考えられているとは思ひません。ある程度地方の事業を縮小しようというには計画性がなければならぬ。その計画性を一つはつきりしておいてもらいたい。

○後藤政府委員 公共事業の量というものは、県が平均してやつておるわけではございません。同じく県の人口百万なら百万の団体の公共事業の量を見ますと、たとえば十五億くらいのところあり、十億くらいのところあり、いろいろであります。非常に平均なのであります。従つて再建整備計画を立てます場合に、その量をどのくらいにするか、これはもちろん總統事業もございしますが、新規のものもむろんございします。従つて非常に補助事業の起債なんかをみておられますと、事業の量が平均化するようになっておられて、それを平均化するといふようなことを考へること自体に非常な問題があるのことでなくて、個々の団体が県の財政力に応じた公共事業をやつてもいい、そういうふうな気持でもつて再建計画を立てるうちに、こういう指導はいたしておきます。従つてあるべき公共事業の量というものをあらかじめこちらの方から押しつけるというわけには参らぬのであります。計画的に公共事業の量をこれだけ落すという数字は頭から出てこないものであります。この点がほかの事業と違つた、義務的な事業と違つたものであります。これ

は御参考のためにいつかの機会にお知らせしてもいいのであります。公共事業というのは府県によつて非常に量が違ふのであります。その量が違ふために負担も違つて参ります。その負担が非常に過大になって参りますと、やはり赤字の原因になる、こういうことになって参ります。負担の非常に過大なところについてはやはりその負担を自分の財政力に應ずる程度に引き下げていくということになってくるのであります。従つて同じようなことを隣の県にやれといつても、それはもともと小さい規模でありますればできない、こういうことになって参りますので、計画的に落していくということには不自然であります。またそういう計画もできない、こういうふうに私考へておきます。

○門司委員 あなたの方からこの府県にこうしろということではできないでしよう。それはできないことはわかつておるが、しかしこういう計画を立てられるには一体公共事業をどの辺まで縮めていくか、あるいはは単独事業はどの辺まで落していくかということになりまして、起債その他の融資をしてやろうといふような額がわからない。これは大体私はあなたの方にあると思ひます。たとえば千葉県の柴田知事は、公共事業費は今までの八割くらいに縮めたい。単独事業は五割くらいにしたい、そういうことで、あと機構の改革をやつていけばあるいはこういう法律の適用を受けなくても私の方ではやつていけるのじゃないかというふうなことを言つておる。これは個々の問題であるからということにあなたの方ではなと思ひますが、しかしそういうものが計画を立て



られる前にちゃんとなければ、ただ何もなくてやみやたらに四百六十二億の赤字が出たら、これをこのくらいにしたらよろうというような態度ではきわめて不見識である。同時にその計画がなければ地方の整理団体から出てきた縮小に対する計画というものは、自治庁の査定はできないでしよう。自治庁の査定はここに一律基準を置くつもりなのか、これはやはりそういうものが私は問題になると思う。お前のところは単独事業を今までやり過ぎておつた、あるいはお前のところは単独事業は少かつたが、一般の公共事業を少しやり過ぎておつた、これをどのくらいに縮めていくというようなことの目安くらいはなければ、私はとてもこういうものの処置はできないと思ふ。もしそういうことの目安も何も立てないで、自治庁長官のところに財政計画の申請が出てきたときに、何の寸法によつてこれをはかられようとするのか。私は大体の目安があると思ふが、その目安についてのお考えをもう一つ一変なことで隠してしまつてしようがないので、あなたのところではちゃんと査定されるのだから、どこかの基準にものを当てるのだから、どこから、そのものをどこに持つていくのかというのを聞いていただけです。

○後藤政府委員 財源として一般財源、つまり税と交付税を各歳出にどの程度振り当てられるかというのを再建計画で大きく定めるわけでありませう。どの程度投資的の事業に毎年度一般財源を振り当てられるか、こういう大きな計画をいたすのであります。その一般財源で負担すべき量というものを

再建計画で出しまして、それに合うような程度の公共事業、単独事業をやつていく、こういうことになるのであります。その場合に、公共事業でありますれば、三分の二の事業のものもございまして、二分の一の事業のものもございまして、補助率が違つて参りますれば、負担率も違つて参ります。一般財源の所要額が違つて参ります。従つて逆に一般財源の持ち出し量というものを基礎にいたしまして、事業の量をその限できめていくことになる。従つて私がきまらないというものは、そういう意味できまらないというところであります。どの事業をやるかということではなくて、一般財源は投資的な事業に対してはこの程度しか出せないという計画があるわけでありませう。再建計画でそれがきまるわけでありませう。それを基礎にして、事業の分量を毎年度組んでいくわけでありませう。従つて初めから固有の事業量というものを予定してやるわけじゃない、そういうふうにして一般財源の方から逆にそれに見合うところの起債、それを逆算をして、そして事業量をきめていく、こういう格好になつて参ります。従つて一般財源の配分をどういうふうにするかということが、やはり再建計画の中心になるわけでありませう。従つてその割り振り方によつて非常に違つてくるということをお先ほど申し上げたわけでありませう。

○門司委員 しかし私はそういう答弁だけでは一向に承知ができない。少くとも自治庁は計画を立てているのです。計画を立ててその計画を実行に移すには、計画に見合うだけの考え方が

なければならぬと思う。もちろん個々の自治体に対しては、今のような考え方が出てくると思う。それは個々の問題である。政府が一つの計画を立てようとする目安というものは、一般の公共事業については一体どのくらい減らしたらいいか、単独事業はどのくらい減らしたらいいか、単独事業はどのくらい減らしたらいいか、それの考え方と統計は自治庁でそのくらいの考え方と統計がないはずはないと私は思う。それならば、そのパーセンテージでもけっこうだと思ふが、一般財源に対して見合う起債の量と、公共事業の量と、単独事業の量は一体一般財源に対してどのくらいのパーセンテージであらばいいのか、その目安がついていませうか。

○後藤政府委員 私どもの起債計画では、起債の充当率は負担額の六〇％を見ていたわけでありませう。従つて四〇％は一般財源、こういうふうによつて起債の充当率は違つておられます。従つて府県と市町村では少し違ひます。しかし一般的には六〇％の起債を付けて、これは補助事業でありませうが、四〇％が一般財源、こういうことに財政計画上はなつておられます。しかし個々の団体に参りますれば、先ほど申しましたように、たとえば消費的の事業に一般財源を非常に持つて参りますと、投資的の事業へ参ります一般財源がなくなるわけでありませう。なくなれば、そのなくなつた量に見合うところの事業をやる。それから消費的の事業を縮めて参りますれば、投資的の事業の方で大きく事業ができる、こういうことになるのでありませう。財政計画としては六〇％の充当率でございませうから、四〇％

の一般財源を見ているわけではございませう。

○門司委員 今の六〇％と四〇％であります。それはあなたの方の考え方であつて、実際はそうなつていないところには私は問題があると思ふ。この再建整備に關する限りは、大体今のような考え方であるのだというようなことに間違ひございませうか。

○後藤政府委員 再建整備の団体の場合には、そういうことではなくて、もちろんその四〇％の一般財源の持ち出しというのを基準にした起債の充当率で参ります。それは全団体同じ条件であります。ところが再建団体につきましては、同じ六〇％の起債がつくいたしまして、事業の量が一般財源のあり方によつて参りますから、従つて率は同じであつても事業量が違つてくる。つまり消費的の経費と投資的の経費の一般財源の振り当てによつて、率は同じであつても量は違つてくる、額は違つてくるということになるわけです。

○門司委員 その辺のことがなかなかつきりしないのであるが、さつきから言つておられるように、あなたの方の再建整備に対する起債事業の認可のワケというものは、公共事業と単独事業については今までの答弁では私はいくつかからぬのである。また起債の割り振りは一応わかつた。今の御答弁をそのまゝ受け取つてしまふと、それで常識的に一応そういうことが考えられるが、しかし実際のにはなかなかそうはいかないと思ふ。それをそう受け入れておいて、その次に聞いておくのは、最初聞いておきました、そういうことからくる公共事業をどのくらい縮小すればいい

のか、従つて単独事業はどのくらい縮小されるだらうか、こういうことを明確にしておかぬと、地方の自治体というものは、ただ国からあてがわれた事務だけをやっておればいい団体ではないのであります。少くとも自治体というものは、地方住民の要望にこたえて、伸びるところは伸ばさなければならませう。赤字があるからといって、学校がどんなになつていようと、そんなことはほつておくというわけに参らないのであります。赤字があるからといって、橋梁の破壊されたものをそのままおいておくわけに参らぬのであります。同時に、いわゆる自治体のあり方というものは、毎年々々幾らかずつ自治体が住民の福祉に沿うよう施策を行つたということが当然であります。従つて事業量というものが非常に大きな影響をするのである。だから再建整備の場合には何にもできないということになると、地方の自治体というものは、ほんとうに国の出先だけの事務をやつておればいいということになる、そして仕事はちつともできないということになる、そういうことが心配になりますから、一体今行われている公共事業のワケを、どのくらい縮め、あるいは単独事業をどのくらい縮めていくことが、最小限度の、政府から見ただけの自治体のあり方であるかというところが考えられなければならぬ。お前のところは赤字を持つておられるから、赤字を解消するまでは一切の仕事をやつてはいかぬというのでは困る。そうかといつて、再建整備を考えているようなものを野放しにするというのはいかぬであらう。どこかでこれを押えなければならぬ。それを押えるということ

が、議会できめて申請を出して、自治庁長官の認可といふか、許可を受ける、こういうことに法律ができ上っている。従つて当該地方公共団体の議会にかけて諮られる範囲、これが地方の自治体では問題になるのであります。首長はできるだけ縮めていきたいという考えを持つかもしれない。しかし議員は、そういうことをしておつたのでは一体自治体はどうなるのか、何にもできないんじゃないか、何にもできないんじゃないか、何に税金をもらつて、それで住民から税金を払つて、借金払いをしていくだけで、何にも住民に福祉還元ができないじゃないか、こういうようなことでは自治行政といふものは完全に破壊される、従つてそのかね合いが非常にむずかしいのであります。むずかしいから私はくどくど聞いていたのである、大体自治庁の考え方はどのくらいこれを押えられるつもりであるか、その考え方が出てこない、これは安心してこういうものを通してはおけない。何にもしてはいけないということになると、地方自治体はえらいことになる。

○後藤政府委員 先ほどからしばしば申し上げましたように、消費的経費をどの程度落せるかによつて、一般財源をどの程度投資的事業に振り向けられるかということがきまるわけですが、従つて消費的経費をどの程度節減できるかということがきまらなければ、投資的経費の量というものは出てこない。従つてどの程度節約になるか、どの程度圧縮されるかということが出てこないのではありません。われわれの方としてはどの程度節約するという目標はございません。それぞれの団体できま

ることでありまして。しかし消費的経費を大きく落さなければ投資的経費は、現在の公共事業の量をやることはむずかしい、こういうふうに考えております。

○門司委員 だんだん問題が明らかになつてきたような気がするのですが、消費的経費を落さなければ投資的経費の金が出ないというところは、これは一つの升ますの中ではかるのだからどつちかにしわ寄せされる、こういう考え方はどうおもうと思います。それにしてもやはりこういう法律をきめます場合には、一応の目安といふものを考えられたい。自治体に押しつけてしまつて、お前の方は再建整備を受けたのだから、仕事は一切できないのだということになつて非常に困るのです。同時に地方の自治体も、この問題が長から出されて議会の審議する場合も、大体の目安というものがなければ話がまとまらぬと思うのです。自治庁はこういうもので指導しようとするならば、今までの公共事業の赤字はこれぐらいにしてもらいたい、単独事業はこれぐらいにしてもらいたい、そして地方の住民の全幅的の負担にはこたえるわけにはいかないでしようけれども、自治体としての形と自治体としての住民の意思を反映するだけのものを残しておかぬと、準禁治産どころではなくて禁治産になつてしまふ。禁治産になつたのでは自治意欲がなくなるのであります。私は赤字を解消することに異論はないが、赤字を解消することに急であつて自治意欲のなくなるようなことはしたくない。そらだとすれば非常に大きな誤まりであります。従つて今くどく聞いており

ますのは、この自治意欲をなくするかなくさないかということ。自治庁の査定のいかんである。従つて自治庁はその査定をどの辺に置かうかという目安を一応この機会にはつきりしておいてもらいたい。

○後藤政府委員 どうもお話を伺つておりますと、再建計画を何か自治庁で査定するやうなお話であります。私も、私どもはそういうことではなくて、再建計画の歳入歳出それぞれが適確な基礎に立つておるものである限り、別に再建計画を査定していくというやうな考えは持つておりません。従つて問題は、当初からどうせ赤字は出ないのでありますから、最初の年とその次の年は収支とんとんでやつて、その次の年から赤字を出していくかどうか、そういうことが問題でありまして、もちろん歳入のうちで交付税の額とか起債の額を過大に見積られますればそれはおかしい、それから歳出の方は義務的経費の節減をえらく考えておられますればそれもおかしい、こういう注意はいたします。しかしその上にさらに査定を加えて、公共事業の量をどの程度落していくとか、先ほどもお話がありました人員整理をこの程度にしておきたいやうなところまで内容に入つて、われわれの方から申し上げるやうなことはしない。やはり自主的に立てたものを中心にして考えていく、こういう考え方でおるのであります。

○門司委員 そうだとすれば、こういうふうに解釈してよろしうございませうか。法令に基づく義務的経費についてはこれを査定する場合にどういふふうにお考へになるのですか。査定しないと言われているが事実上の査定なん

です。持つてきたものを見られて許可するのであるから実際査定なんです。たとえば義務的経費についてはこれを縮めようというやうなお考へがございませうか。

○後藤政府委員 一定の計画的な節減をされるという計画はあると思ひます。その計画自体が実施可能であるかどうかといふことを私どもは見つて判断したいと思つております。実施可能であればその計画をのんで行きたい、かように考えております。

○門司委員 実施可能であるといふことを私は聞いておるのではないのです。地方の自治体では法令に基づく義務的経費といふのがあつてはならない。これは大体はつきりした数字はわかりませんが、学者の説もいろいろあります。われわれの分析もいろいろあります。大体三〇％をこえるものは法令に基づく義務的経費である。これは私は落せないと思ふ。それについてはそのまゝ認められますか。

○後藤政府委員 今申しましたように、それを計画的に落とすという計画を立てるかもしれない。従つてその場合には計画的に落とす計画が実施可能であるかどうかといふことを判断いたしまして、可能であれば認めていくということになると思ひます。

○門司委員 そうだとすると、その次に出てくるものの経費の中には、実質的な義務的経費といふものが出てくる。必ずしも法令に基づく義務的経費ではなくて、実質的な義務的経費、いわゆる補助金その他に見合うだけのものは実質的にやはり出さなければならぬ。法律でこうしろといふわけでは無いのだが、きまつてきている公共事業

などにはこれが多いのであります。従つてこれらの事業に対して政府は査定といふか、考へ方によつてこれが左右されるやうなことがあるかないかということですが。

○後藤政府委員 私どもも考えております義務的経費といふものは、たとえば生活保護とかいふやうなものを義務的経費と言つておるのであります。純粹の義務的な経費を非常に削つて一般財源の持ち出しを節約するやうな計画を立てて、その計画の達成が不可能と思ひます場合にはそれは訂正してもらわなければならぬ。しかしそれが計画的にやれるという見通しがつけば、地方団体の計画をそのまゝのんで行く、こういうことになるのであります。公共事業につきましては、補助金のつくるもの、地方負担は義務的経費といふものであります。これはいゝゆる義務的経費ではないのであります。これは自分の一般財源を考へて事業の総量を考へるべきもので、こういう観点に立つております。

○門司委員 だから私は法令に基づく義務的経費と実質上の義務的経費の二つに分けておるのであります。前段の法令に基づく義務的経費といふものはいかんともしがたいと思ふ。もしこれを詰めるやうな考へ方があるならば法の施行ができないだけのことである。実質上の義務的経費と申し上げておりますのは、先ほど言つておりますやうに、仕事はしなければならぬが、これは法令に基づくものではない。しかし政府が法律によつて二分の一とか三分の一の補助規定をきめておるのであるけれども、その仕事をしようとするれば実質的には赤字が出てくる。従つて私は

持つてきたものを見られて許可するのであるから実際査定なんです。たとえば義務的経費についてはこれを縮めようというやうなお考へがございませうか。

○後藤政府委員 一定の計画的な節減をされるという計画はあると思ひます。その計画自体が実施可能であるかどうかといふことを私どもは見つて判断したいと思つております。実施可能であればその計画をのんで行きたい、かように考えております。

○門司委員 実施可能であるといふことを私は聞いておるのではないのです。地方の自治体では法令に基づく義務的経費といふのがあつてはならない。これは大体はつきりした数字はわかりませんが、学者の説もいろいろあります。われわれの分析もいろいろあります。大体三〇％をこえるものは法令に基づく義務的経費である。これは私は落せないと思ふ。それについてはそのまゝ認められますか。

○後藤政府委員 今申しましたように、それを計画的に落とすという計画を立てるかもしれない。従つてその場合には計画的に落とす計画が実施可能であるかどうかといふことを判断いたしまして、可能であれば認めていくということになると思ひます。

○門司委員 そうだとすると、その次に出てくるものの経費の中には、実質的な義務的経費といふものが出てくる。必ずしも法令に基づく義務的経費ではなくて、実質的な義務的経費、いわゆる補助金その他に見合うだけのものは実質的にやはり出さなければならぬ。法律でこうしろといふわけでは無いのだが、きまつてきている公共事業

などにはこれが多いのであります。従つてこれらの事業に対して政府は査定といふか、考へ方によつてこれが左右されるやうなことがあるかないかということですが。

○後藤政府委員 私どもも考えております義務的経費といふものは、たとえば生活保護とかいふやうなものを義務的経費と言つておるのであります。純粹の義務的な経費を非常に削つて一般財源の持ち出しを節約するやうな計画を立てて、その計画の達成が不可能と思ひます場合にはそれは訂正してもらわなければならぬ。しかしそれが計画的にやれるという見通しがつけば、地方団体の計画をそのまゝのんで行く、こういうことになるのであります。公共事業につきましては、補助金のつくるもの、地方負担は義務的経費といふものであります。これはいゝゆる義務的経費ではないのであります。これは自分の一般財源を考へて事業の総量を考へるべきもので、こういう観点に立つております。

○門司委員 だから私は法令に基づく義務的経費と実質上の義務的経費の二つに分けておるのであります。前段の法令に基づく義務的経費といふものはいかんともしがたいと思ふ。もしこれを詰めるやうな考へ方があるならば法の施行ができないだけのことである。実質上の義務的経費と申し上げておりますのは、先ほど言つておりますやうに、仕事はしなければならぬが、これは法令に基づくものではない。しかし政府が法律によつて二分の一とか三分の一の補助規定をきめておるのであるけれども、その仕事をしようとするれば実質的には赤字が出てくる。従つて私は

持つてきたものを見られて許可するのであるから実際査定なんです。たとえば義務的経費についてはこれを縮めようというやうなお考へがございませうか。

○後藤政府委員 一定の計画的な節減をされるという計画はあると思ひます。その計画自体が実施可能であるかどうかといふことを私どもは見つて判断したいと思つております。実施可能であればその計画をのんで行きたい、かように考えております。

○門司委員 実施可能であるといふことを私は聞いておるのではないのです。地方の自治体では法令に基づく義務的経費といふのがあつてはならない。これは大体はつきりした数字はわかりませんが、学者の説もいろいろあります。われわれの分析もいろいろあります。大体三〇％をこえるものは法令に基づく義務的経費である。これは私は落せないと思ふ。それについてはそのまゝ認められますか。

○後藤政府委員 今申しましたように、それを計画的に落とすという計画を立てるかもしれない。従つてその場合には計画的に落とす計画が実施可能であるかどうかといふことを判断いたしまして、可能であれば認めていくということになると思ひます。

○門司委員 そうだとすると、その次に出てくるものの経費の中には、実質的な義務的経費といふものが出てくる。必ずしも法令に基づく義務的経費ではなくて、実質的な義務的経費、いわゆる補助金その他に見合うだけのものは実質的にやはり出さなければならぬ。法律でこうしろといふわけでは無いのだが、きまつてきている公共事業

などにはこれが多いのであります。従つてこれらの事業に対して政府は査定といふか、考へ方によつてこれが左右されるやうなことがあるかないかということですが。

○後藤政府委員 私どもも考えております義務的経費といふものは、たとえば生活保護とかいふやうなものを義務的経費と言つておるのであります。純粹の義務的な経費を非常に削つて一般財源の持ち出しを節約するやうな計画を立てて、その計画の達成が不可能と思ひます場合にはそれは訂正してもらわなければならぬ。しかしそれが計画的にやれるという見通しがつけば、地方団体の計画をそのまゝのんで行く、こういうことになるのであります。公共事業につきましては、補助金のつくるもの、地方負担は義務的経費といふものであります。これはいゝゆる義務的経費ではないのであります。これは自分の一般財源を考へて事業の総量を考へるべきもので、こういう観点に立つております。

○門司委員 だから私は法令に基づく義務的経費と実質上の義務的経費の二つに分けておるのであります。前段の法令に基づく義務的経費といふものはいかんともしがたいと思ふ。もしこれを詰めるやうな考へ方があるならば法の施行ができないだけのことである。実質上の義務的経費と申し上げておりますのは、先ほど言つておりますやうに、仕事はしなければならぬが、これは法令に基づくものではない。しかし政府が法律によつて二分の一とか三分の一の補助規定をきめておるのであるけれども、その仕事をしようとするれば実質的には赤字が出てくる。従つて私は

持つてきたものを見られて許可するのであるから実際査定なんです。たとえば義務的経費についてはこれを縮めようというやうなお考へがございませうか。

○後藤政府委員 一定の計画的な節減をされるという計画はあると思ひます。その計画自体が実施可能であるかどうかといふことを私どもは見つて判断したいと思つております。実施可能であればその計画をのんで行きたい、かように考えております。

○門司委員 実施可能であるといふことを私は聞いておるのではないのです。地方の自治体では法令に基づく義務的経費といふのがあつてはならない。これは大体はつきりした数字はわかりませんが、学者の説もいろいろあります。われわれの分析もいろいろあります。大体三〇％をこえるものは法令に基づく義務的経費である。これは私は落せないと思ふ。それについてはそのまゝ認められますか。

○後藤政府委員 今申しましたように、それを計画的に落とすという計画を立てるかもしれない。従つてその場合には計画的に落とす計画が実施可能であるかどうかといふことを判断いたしまして、可能であれば認めていくということになると思ひます。

○門司委員 そうだとすると、その次に出てくるものの経費の中には、実質的な義務的経費といふものが出てくる。必ずしも法令に基づく義務的経費ではなくて、実質的な義務的経費、いわゆる補助金その他に見合うだけのものは実質的にやはり出さなければならぬ。法律でこうしろといふわけでは無いのだが、きまつてきている公共事業

などにはこれが多いのであります。従つてこれらの事業に対して政府は査定といふか、考へ方によつてこれが左右されるやうなことがあるかないかということですが。

○後藤政府委員 私どもも考えております義務的経費といふものは、たとえば生活保護とかいふやうなものを義務的経費と言つておるのであります。純粹の義務的な経費を非常に削つて一般財源の持ち出しを節約するやうな計画を立てて、その計画の達成が不可能と思ひます場合にはそれは訂正してもらわなければならぬ。しかしそれが計画的にやれるという見通しがつけば、地方団体の計画をそのまゝのんで行く、こういうことになるのであります。公共事業につきましては、補助金のつくるもの、地方負担は義務的経費といふものであります。これはいゝゆる義務的経費ではないのであります。これは自分の一般財源を考へて事業の総量を考へるべきもので、こういう観点に立つております。

○門司委員 だから私は法令に基づく義務的経費と実質上の義務的経費の二つに分けておるのであります。前段の法令に基づく義務的経費といふものはいかんともしがたいと思ふ。もしこれを詰めるやうな考へ方があるならば法の施行ができないだけのことである。実質上の義務的経費と申し上げておりますのは、先ほど言つておりますやうに、仕事はしなければならぬが、これは法令に基づくものではない。しかし政府が法律によつて二分の一とか三分の一の補助規定をきめておるのであるけれども、その仕事をしようとするれば実質的には赤字が出てくる。従つて私は

○後藤政府委員 おっしゃいますような場合がありますので、国の負担金等を伴う事業に対する特例の規定を十七条に置いておりまして、他の団体ほどの十分な事業量でもって事業をやることはできないかもしれないが、細々ながらそういう事業をやっていくだろう、こういうことで事業の分量は縮小するが、補助率は高めて一般財源の持ち出しを少くしてやってもらおう、こう

かなかむずかしいのではないか。もしもできるとすれば、再建計画というものは非常に短くなってくるようでありますが、私は最も縮小されたものになつておるといふふうに考えております。パーセントほどの程度になります。私もちよつと不勉強でありまして、そこまで研究しておりません。

○門司委員 今の答弁は誤解があるようです。さっき言ったように、法令に

るものだと私も考えている。だから、もしこれが優先的に落されることになりますと、自治意識が非常に薄くなるのであります。今日の自治意識というものはここにあるのである。自分の団体の仕事を自分でやっていくということに住民自治の建前があるのである。従来の団体自治の理念だけではものを考えていくならば、今のような答弁ではない。しかし住民自治の理念から考

○川島國務大臣　義務的経費でありますから、優先的に計上することは、一応当然だと思いますが、今後法令の改廃、機構の変更等によりまして、義務的経費にも相当変更が生ずるのだからと私は考えております。そういうものをいろいろ勘案いたしまして、地方の任意の事業が極端に縮小されることはあり得ないのであります、ある程度任意的の仕事も遂行できるのである、

いうなら話がわかるが、退職金にこれを引き当てるというのは、前に機構の改革がなければ、そうむやみに退職金ということは言えないと思う。だから特に退職金にこういう措置があるということをお考えになった論拠は、一体どこにあるのか、この点についての御答弁を願っておきたいと思います。

○後藤政府委員　退職金の起債というのは、従来財政法の五条によって認め

られなかつたのであります。こういう消費的経費につきましては、起債の対象にしないということになっております。しかしここ数年、退職金に起債をつけるようにしてもらいたいという要求が、地方団体側から常にあるわけでありまして。従つて私もいたしましては、なお一般財源で翌年から財政規模が落ちますから、一年だけがんばればいいのであるから、起債を認めないという方針で従来ずっときたのであります。最近のように非常に苦しくなつて参りますと、一般財源がなくなつて参りまして、退職金の分だけは穴になるわけでありまして。従つて退職金の短期間の起債を認めることによりまして、従来短期でぐるぐる回して格好をやめまして、正常なる状態に置く、こういう意味で退職金の起債を今度認めることにいたしましたのであります。

○門司委員 そうすると、この退職の問題は、機構の改革その他によらざる退職ですか。そう解釈してよろしうございませうか。

○後藤政府委員 どういうふうにして退職金を出すかという場合に、機構の改革その他の方法によつてやるかやめかという問題があるのであります。たとえば町村合併によつた場合、それから機構の縮小によつて出た場合、それから教育職員の場合には、教員の交代で人員の数が減るわけではございません。いろいろな形で出てきた結果だけをとりえて起債の対象にしやうということ、別に要件はございません。

○門司委員 別に要件がないということになれば、この三十億という数字は

出てこないと思うんですが、これはやはり自治庁に、ある程度剰員が必ずある、これだけは縮小せよというふうなことになるという私は思う。私がこの規定を非常におそれるのは、実は自治庁も御承知のように上山のような問題があるのであります。なんにもなくさへ、ああいう任用規定を適用して整理規定に持つていくような乱暴な市長さんがないわけではない。もしこういうものが出てきて、首を切つた場合におれの方に金を用意してあるからというふうな裏づけを政府がしてやつたら、何をするかわからない。しかも公務員法には、本人の意思に反して首を切れないことになっている。しかして首を切るとすれば、行政上の改革がどこで行われて、剰員と思われる者がはつきり出てこなければ、私はなかなか首を切るわけにはいかぬと思う。一体三十億、三十億という数字を出した根拠はどこにあるのですか。

○後藤政府委員 昨日からたびたび御質問があつたのであります。六十億を出しましたのは、従来の特別交付税その他の退職金の報告を各地方団体から受けております。そういう量から判断いたしました。六十億という数字が出てきたのであります。この数字は、非常に多く見ると、少く見る人によつて、非常に違つております。自然減耗が従来全体の五割くらいはあつたのであります。それが最近とまつておりますので、自然減耗を含んだものが退職者というもので出ております。そういう従来の数字から判断いたしました。大体六十億もあれば十分ではないか。もしも六十億ない場合には、余つた場合には再建債の方に振りかえてい

う、こういう建前をとつたわけであり

てやつて、そして政府が公債政策をとつてごらん下さい。政府はこういう赤字がどんどん出てくると思ひます。

○川島國務大臣 現実の問題として、赤字の地方団体では若干の人員整理をいたしております。人員整理はいたしておりますが、退職金の捻出には非常に困つておりますので、ぜひ退職金に対する起債を許してもらいたいという希望が多いものであります。それから、その希望をいれたのと、もう一つは、長期の再建計画を立てまして、事業が縮小したら当然人員の縮小も起るでありまして、そういう債務を合せて総計六十億という起債を許すことにいたしましたのであります。現在の地方財政の現状から見ましてこれはやむを得ない措置だと考えております。

○門司委員 私はそれではこの問題でもう一つ聞いておきたいと思ひます。別に何らの根拠がないような今のお話であります。こういう問題は非常に自治体の行政には響くのであります。首切りの退職金は起債でやれるということになると、これはやはり響くのであります。同時に起債の性格からいつても、これは地方財政法に禁じております。すうやくにやうなことであります。これだけ借金をふやすことではあります。今度の再建整備案で私が非常に遺憾に考えておりますのは、政府の負担はちつともなくて、ただ借金の切りかえだけであつて、そして借金がちつとも減らぬということである。先ほどいろいろ各方面から議論されております。今日、今日の地方財政の赤字というものは、自治庁の長官は何でも地方自治体の長が放漫な政策をとつたから赤字ができるのだというやうなことを本会議でも言われております。また給手が高いというのをいさばし言われておる。私はこの考え方は一つ直してもらいたいと思ひます。地方自治体がどんな放漫な政策をとつたからといって、私は今日のような赤字はできないと思ひます。赤字の原因は、先ほどから申し上げておるやうに起債政策の一つの方法であり、しかもその方法が、消費的財源にまで起債が認可されて借金がだんだん毎年ふえていって、そして元利払いがふえてくるというものであります。元金は借りたものだから仕方がないと、これは国の施策に基くものである。もし逆に中央の財政に地方から金を出し

てやつて、そして政府が公債政策をとつてごらん下さい。政府はこういう赤字がどんどん出てくると思ひます。政府にちつとも赤字がなくなつて地方に赤字が出ておるといふことは、政府の施策の一つの誤りだとわれわれは言わなければならぬ。もし誤りでないとするならば、その犠牲だと言わざるを得ない。それに対して今度の再建整備案には何らの財政的負担を考へておらない。そして借金をふやすことだけを考えておる。首切りにしても、従来法律でできなかったものを法律を曲げてこれをできるようにして、それだけ借金になるといふことであります。こういう借金は一体いつ払えるかといふことであります。首切りの財源なんというものは払おうつたつてなかなか困難なものである。私はもう一応この項で聞いておきます。こういう首切りに対する財源は、地方の自治体は苦しから苦しまぎれにそういうことを言つてくるのであります。それを指導し助言をしなければならぬ自治庁が、こういう間違つた施策を自治体に与えることはいかぬかといふことなんです。これは私は自治庁の指導の問題だと思ひます。自治庁の長官はこういう指導の仕方がいいとお考えになるのか悪いとお考えになるのか。借金がふえれば利息は払わなければならぬ。利息だけはやはり地方の自治体の負担になるのであります。こういうふうに地方財政法を曲げてまで地方に借金をさせることが再建整備に役立つかどうか、これは基本の問題であります。から、もう一応長官からはつきりした話を聞いておきたい。

○門司委員 やむを得ない措置だと思ひます。政府の資金をこの赤字財政の解消に対して何ら補てんしないところに私はそういう議論が生れてくると思ひます。政府が、地方の自治体の今日の赤字原因が、全部でなくとも、その大半が政府の責任にあるとお考えになるならば、私はこういう処置をとられなくても済むのじゃないかと思ひます。たとえば元金なら元金、利息なら利息の償還を三年、五年繰り延べてやれば、この六十億の金はどこからでも出てくる。これをやれば政府の資金計画に影響があるから、政府では資金計画の方は守つていきたい。そうするには、やはり返すものは返してやらなければならぬ。借りかえるものは借りかえておいてもらわなければならぬといふやうな考えで、ちつとも財政的に実質的のめんどうを見ようと思ひます。従つてやむを得ず地方の自治体がそういうことを要求するかもしれない。しかしこれは先ほど申し上げたよ

うに、地方の自治体は苦しいから、間違つた方向に対しても自治体に頼みにくる。しかし、これを指導し、ある意味における監督をし、さらに助言をしなければならぬ立場にある自治庁の、とるべき手段ではないかと思う。こういふところだけは地方自治体の言うことをよく聞いておいて、そのほかのことはなかなか言うことを聞かないという自治庁の行き方は私は感心しないのです。従つて自治庁は、こういう問題を離れて、こういう施策がいいのか悪いのか。悪いがやむを得ない処置だとお考えになるならば、これはしょうがない。これは一休いい処置であるか悪い処置であるかというこの御判断を一応お聞かせ願ひたい。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、消費的経費に起債をつけるということは、私どもは本来の趣旨から申しまして、これに賛成しておるわけじゃございません。ただ現在の状況で見ると、地方団体が要求がございまして、退職金が非常に多額に上ります場合には、それを一時借入金で支払ひまして、一時借入金をころがしておるのであります。そういうところが、おる実質的な赤字の状態を続けさせるよりも、短期の起債で——償還額がはつきりしておりますから、短期の起債で引き直して表に出して、そして解決する方が、私は解決の方法としてはいいんじゃないか。やむを得ない処置としてそういう方法を暫定的に認めよう、こういう意味で当分の間というのをかぶせて財政法の特例を認めよう、こういうことにはいたしたのであります。もともといいことではないと私も考へております。

○門司委員 もともといいことじゃないが、しかしやむを得ずやつたというお話であります。今度は長官にもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、先ほどから各方面で申され、また私も申しておりますように、財政的の赤字の原因は国にあると思ふ。これに對してわずかに利息の六分五厘と八分五厘との間だけしか実質的に援助がでないという理由は、一体どこから生れてきておるのか。それは、先ほど坂本君もいろいろ聞いておりましたように、たとえば造船の利子については五分以上は全部やつておる。本年度の予算に三十七億ぐらゐ計上してある。あるいは銀行の再建整備に百六十四億ちやんと出してある。あるいは農業協同組合の再建についても政府がめんどろを見てきておる。これらの民間の企業に對しては赤字のめんどろは、産業奨励というふうな理屈をつければつくかもしれない。理屈があるにしろないにしろ、めんどろは見えてきておる。地方の自治体の仕事というものは、国の仕事と六〇％ないし七〇％関連性を持ったものに間違いない。国の法令に基づく義務的な仕事である。あるいは実質的に義務的な仕事であるというふうなきわめて密接な関係を持ち、さらに国策の遂行は最末端である市町村の協力を得なければできないことはわかり切つておる。こういう関連性を持つております地方の公共団体の赤字に對して、わずかに利子の二分だけしか、しかも地方から借りた公債の二分だけのめんどろしか見れなかつたという原因は一体どこにあるのか、この点をもう一つはつきりしておいてもらひたい。

○川島國務大臣 産業方面の資金に對する整理の問題は、これはいろいろその産業ごとの特殊の事情があるのだから私は考へるべきであります。地方債は大体政府資金は従来も六分五厘でありました。公債債の場合は大体八分五厘を限度とするということ銀行協同と一応話し合つておるのであります。一応八分五厘を目安にして政府資金との間の差額二分を見よう、こういうことにいたしておるわけでありまして、現在のところこの程度が適當だと考へたのであります。一体どこに数字の根拠があるかというふうにお尋ねになりますと、それは適當だと認めたことが根拠であります。

○門司委員 そうすると、こう解釈してよろしうございませうか。政府はこの程度の援助をすることが地方自治体に對しては適當だと考へた——それで造船利子補給は、五分以上のものは政府が見てやる、本年度の予算では三十七億見てやる。民間の——これは国家産業の上から言へばいろいろ理屈はあるかもしれないが、少くとも営利会社として立つてゐる民間企業に對しては、政府は三十七億出すが、地方の自治体に對してはわずかに七千五百万円くらいしか出さないんだというふうな、はつきり申し上げてよろしうございませうか。

○川島國務大臣 民間の問題になる、これはなかなか議論がありまして、ここで門司さんと議論を戦わす意思はないのでありますけれども、たとえば新造船の利息の問題も、戦争中に徴用された船が全部国家の犠牲になつて沈みまして、その代船を建造する場合の資金の利息でありまして、今日の船舶業界の現状を見まして、よほどの低金利でありませんと造船計画が立たぬというところからいたしまして、ああいう利息補助になつたものだとは私は考へておるのであります。それと地方の団体と見合つたわけではありませんけれども、個々のいろいろなケースを考へますと、いろいろな事情があるのをごさいます。地方団体にわずかに二分しか利息補給をしないことは少いじゃないかということは、確かに一つの御議論だとは考へますけれども、現在の状況は大体この程度が適當じゃないかと思うことと、もう一つは、先ほど申した北山さんの御質問に對して御答弁申し上げたものでありますけれども、地方団体というものはいろいろあります。同じような規模でもって赤字の団体もあり、黒字の団体もあります。赤字の団体全部がその財政運営がめっちゃめっちゃだとは申し上げませんけれども、黒字の団体に比して従来やとすると放漫な財政経理をやつておつたというところは事実であります。そういう団体に對しまして多額の補助をするということは、黒字団体との関係も生じてくるのであります。一応この程度の利息補給でいいのではないかと考へて立つたわけでありませう。

○門司委員 私にはその算定された基礎がまだはつきりせぬ。地方はこのくらいでよろうというふうなあいまいなことでは私は考へられないのでございませう。そうすると、政府は、地方の公共団体が個々の仕事で、それと同じような規模について、片方は赤字を出した、片方は赤字を出さないところを對して相済めぬから、赤字を出したところだ

けめんどろを見てやるわけにはいかぬ、こういう御議論だと思ひます。地方団体の財政の規模については、人口、面積、あるいはいろいろものが一応一つの規模といふことが言えるのであります。政府は事業内容に對してお考えになったことがあるのかどうか。放漫な政策だと言ひますが、事業内容について政府はいろいろ考へておるのか。そうあなた方が議論されるなら、私も議論をしなければなりません。規模といふものは一体どこでものさしをはかられておるか。

地方自治体の今日の規模といふものの中にはいろいろな問題が考へられねばならない。地方の自治体をどこまで一体育ていくか、それが一体地方の自治体の適正な規模かといふこと、これは事業分量と見合していかなければならぬ。たとえば二部教授を完全にくするといふことが方針であれば、二部教授をなくするために、甲の土地よりも乙の土地がよい学校を建てたといつても、それは不正でも放漫でも何でもない。道路をきれいにすれば、都道府県において、県道については少くとも今日大きなトラックがすれ違ふことができるだけの道路が必要だといふ一つの目安がつくならば、この方向に向つて進んでいつた自治体がやり過ぎとは言へない。これは住民の要求であるとともに時代の要求であります。自治体の要素であります。こういうことがすつと考へられる。

従つて自治庁長官の言ひその規模といふものは、一体どこに目安を置かれ

ておるか。ただ今日交付税の配分の率をきめるというよりなものは——これは私は必ずしも率ではないと思う。規模の尺度ではないと思う。事業内容が尺度であります。この事業内容についてはどういうふうにごらんになつておるか。

○川島国務大臣 財政とにらみ合してやるべきことを、財政を無視して仕事をやれば、結局赤字になるのでありまして、私どもの考えているのは、財政とにらみ合した適正なる事業ということであります。

○門司委員 適正なる事業というものは、事業分量の定義によつてあるところとないところとあります。借金をしてでもやらなければならぬ事業が出てくるのであります。また事業のないところは無理に借金してやる必要は毛頭ないのであります。これは自治庁が事業の個々の実態について、もう少し目をあけて見る必要があるのではないかと考えます。そういうことを考えない今の自治庁長官の答弁は一体何です。見合わぬ財源でやつて赤字が出るのは当然であるというなら、なぜ政府は適正な補助金を出さないのですか。適正なる補助金を出して、そういうことを言いなさい。適正なる補助金を出さないで、地方の自治体の責任であるかのごときことを自治庁長官が言われるのは心外である。もしあなたがそういう御答弁をするならば、数字で争つてみましょうか。先ほど後藤君が言つておられるように、政府から派遣されております地方の事務職員給料の差額だけでも二十億あるというのですか。政府がそれだけ大きなことを言うならば、

やるべきことをなせおやりにならないか。政府が十分なる財政措置をやつて、その上でなおかつ赤字が出たというならば、これは問題でしょう。できない仕事をやるから赤字が出たということだけで、この問題を片づけようとするところに一体無理がある。自治庁長官がそういう答弁をされるならば——それが悪いというならば悪いでよろしゅうございませう。私はいいとは申しませんが、財政の規模に見合はないばかりか、大きな借金をして仕事をするといいことは、いいとは思ひませうが、それをそんなに責められる政府の処置を私は責めなければならぬ。

今まで後藤君は、わからぬ、わからぬと言つて、逃げておられますが、六・三制の問題にしても、各省關べてごらんなさい、すぐわかる問題である。今日まで適正なる財源措置をしていなかつたものについて、政府はその責任を全部負つてここで解消してもらいたい、金を出してもらいたい。そうすれば、こんな赤字は全部一ぺんになくなつてしまふ。あなた方はそういうことをお考えになつておられますが、地方自治体のあり方というものはどういふものなんですか。たとえば失業救済事業を一つとつても、あるいは社会施設のうちの一つとつても、国の予算が何万人か失業者を見込んでおられるといつても、それだけの金を出してきても、地方自治体は窓口です。現在毎日あふれている失業者を見殺しにすることはできないのである。やはりそこは、自治体に金があれば、これら住民の仕事がなくて五日も六日もあふれている者を失業救済のワクの中に入れていられないにいかない。

中央から来た金はこれだけしかないといつても、それに目をつぶつておられるわけにはいかなない。生活保護の費用にしても、国からこれだけしか金が来ていないからといつて、現実に倒れて死ぬ者に、お前さん、勝手に死になさいと言ふわけにはいかなぬのである。地方自治体の今日のあり方というものは、国が十分なる財政措置をしない限り、地方の持ち出しは大きくなるのである。これは権力官庁と現業官庁の違いである、企業官庁とサービス官庁の違いであります。この実態がわからないで、ただ頭から、自治体がいり過ぎたから、こういう赤字が出ているので、そういうものはかまわないでよいという理屈がどこにありますが。長官の言うことが正しいというならば、そういう差額による地方の負担分を本年度の予算で出してごらんない。あなたに出すという自信があるなら、幾らでも言いなさい。その上でなお赤字が出ていという団体があるならば、私どもは幾らでも制肘してよい。そういう大臣の御答弁を聞くことはきわめて遺憾である。

もし自治庁長官がそういうお考えでいられるとするならば、今日の自治体といふものは一体どうなりますか。だから私はこの機会に聞いておきます。今の自治庁長官の答弁はそのまま政府にお返しいたしますから、今まで政府がめんどろを見なかつた、いわゆる適正なる補助金を出さなかつた、実情に即した補助金を出さなかつた差額、さつきから後藤君が言われたような人件費その他の地方自治体が負担した差額、当然政府が持つべきものを本年度の予算で地方の公共団体に出すという言明

ができるなら一つここでしてもらいたが、

○川島国務大臣 この問題はもう数回繰り返しておる問題でありまして、現在深刻な赤字に悩んでおる地方団体は、いわば非常事態でありますからして、従来の財政運営と全く切りかえた新たな財政運営をしてもいいのだ、それがためには再建促進法の適用を受けまして長期の財政計画を立ててもらいたいというのを希望しておるのであります。その計画が立つた上に必要な金を見よう、これを三十一年度予算において見ようということは、私からも大蔵大臣からもはつきり申し上げておるのであります。この計画が立たぬうちは幾ら金が必要かというところははつきりわからぬから、本年度はまず再建促進法の通過を見まして、これによりまして赤字の深刻な団体だけは長期計画を立ててもらおうというのが私どもの希望であります。その上にこれをしようといつておるわけでありませう。また補助金につきましては、数回繰り返して申し上げる通り、できるものはどんどん着手をしまして単価の見積りなり何なりしておるのであります。これは依然として三十一年度においてもやるつもりであります。政府は決して見のがしておるわけではございません。十分に施策をしようといふことを申し上げておるわけなのであります。

○門司委員 それは、施策をしようといふことは私も聞いております。またそうであるべきだと思ひます。しかし今議論をしておりますのは、自治庁の長官がさつき言われた言葉であります。自治体がよけいなことをするか

ら、あるいは自分の財政規模以上のことをするから赤字が出たのだといつて自治体をお責めになるなら、今までのものを清算してもらいたいといふのです。片一方を清算しなければ今までのものを責めるわけにはいかなない。これから先おれの方は改めるのだ、今までのお前たちのやり方が悪かつたのだという理屈は成り立たない。これから先あなたの方を改められるなら、今までの間違つたことについても政府の責任だけはやはり政府が負担すべきと思ふ。その親切がなければならぬ。その親切の表われは実質的の援助をどれだけするか、それが誠意の表われだと思ふ。わずかに二分だけの政府の誠意ではあまりにも少いと思ふ。私は何かにもここで全額金を出せといふことは言わないのであります。私どもの気持は政府のつた処置について政府はこの際誠意を示すべきだ、自治庁長官の言われるように、お前さんの方が悪いんだから今までの責めは負わぬ、改めるならこれから先のことをおれの方も改めればいいだろという不親切なことではいけない。政府の誠意はどこにも表われていないじゃないですか。政府の責任によつてだけ赤字が出ておるか、政府の責任によつて赤字が出たのを政府がどう見てやるかという誠意の問題だと思ふ。わずか二分だけの誠意で、あとは全部お前さんの方の仕事だといふことが言えますか。そうしてこの法令を見てごらんない。いずれも一ぺんこの議論はしなければならぬと思ひますが、憲法違反と思はれるような、自治体の持つておられる執行権を停止するようなばかばかしいことが書かれておる。ここまで自治庁が



○川島国務大臣 この問題はもう幾回繰り返したかわからないのでありますけれども、地方の赤字の原因は政府の責任もあり、また地方にも責任があり

○北山委員 関連して……。ただいまの長官のお話ですが、財政運営を引き締める、まづもって地方団体が自粛をしろ、こういうことなんです。それから、らしかる後に政府は三十一年度において財源措置をしてやるというお話です。しかしそういうことをやる場合にも、今門司さんが言われましたように、地方団体の仕事はいわば地方団体の仕事ではありましても、これは一面からいえば国の仕事なんです。鳩山内閣が今度の予算編成の際にいわゆる重要施策の重点的実施といわれておる民生の安定ををはかるための生活保護あるいは社会保険失業対策等の社会保障に重点を置くととか科学技術の振興であるとか、教育関係の振興であるとか、そういうふうないろいろの重点施策がございます。

○北山委員 それは大臣はそう考えなくとも、こういう立場に置かれた地方団体は当然考える。私は自分で経験があるから申し上げる。もしも市町村の財政が苦しくなれば、まず生活保護をやるにしても消極的にやるのです。検査、調査を厳重にして、普通ならこれもやつてやりたいと思うものを切り飛ばしてしまふ。あるいは保護の準備もあるいは失業対策事業にしろどうせ政府の割当事業を超過しているのが大部分であります。しかもそれを超過する部分も自分のふところが苦しくなればなるべくやらないうちに、政府の補助のワクの範囲内でしかやらないということになる。それがすなわち政府の方が今までやってきたような分も切り飛ばす。結核対策にしても同じです。教育にしてもそうであります。そうして出すべきあるいは従来出しておった金を出さないようにするのですから、大臣はそれでなく、やるべき事業はやらせるといふけれども、現実面において地方団体が一部負担する。地方団体が財政的に苦しくなれば節約をしなければならぬような、そういうことに結果がならざるを得ない。人件費だけを切るのではないと大臣は言われるのでありますから、事業費も切るでしよ。そうすると、まとまった学校を建てるとかいうような事業ばかりではないのです。すべてそういうふうな国の施策として地方団体が窓口を経由するような仕事は全部消極的になつてしまふ、これが現実なんです。これをわからなくて、自治庁長官が勤まるものではないのです。だから大臣はどのように言われましようとも、今度の再建促進法に

---

ましては縮小されます。これは地方財政立て直しのために数年間はやむを得ざる処置でありまして、赤字がすつかり解消すればよいような事業はできるものでありますから、こういうことは部分的には起るが、しかし地方財政全体から見まして極端に必要な事業を圧縮するようなことは決してやっておられないのであります。これは鳩山内閣でもそういう政策はとっておりません。

○北山委員 ただいまの大臣の言葉であります。補助事業については補助と起債全額、そういうふうな財源措置をするというようにとれるのですが、先ほどの後藤財政部長のお話ですと、起債充当率は地方負担分の六〇％であると言っておる。あとの四〇％は地方団体が一般財源から負担するといふ。そうすると今の言葉と矛盾する。大臣は地方起債充当率は百パーセント見てやる、地方の一般財源から持ち出すのを出させないようにする、それだけめんどろを見てやって補助事業に出してやるという言葉であれば、これはほんとうであります。これはさうですか。

○川島國務大臣 補助事業に対する起債は大体六〇％ということははっきりきまつております。その他は各団体の費用から出すわけであります。その程度のことは出し得るような財政計画を立ててもらうわけであります。

○北山委員 それでは矛盾するじゃありませんか。四〇％が問題なんです。ところが実際は四〇％以上なんです。中学校を建てる際でも、坪単価三万円以上かかるのに二万三千ないし四万四という低い単価で見積った補助金及び起債充当率、その六〇％でしょ。

そういうことになる、はみ出した分と四〇％の分と、これは今まで地方団体が地方の一般財源で負担しておったでしょう。ところが今のような財源措置をしないで非常体制というので圧縮されると、どういふような圧縮をされるか、四〇％の分が金が出ない。そうすると、補助はほしいけれども自己財源の持ち出しができないからこの事業はやめてしまおうということに地方団体はなる、これを私は申し上げておる。それは何も学校を建てるというふうな事業でなくとも、生活保護法でも起るし、失業対策でも起るのです。自分の持ち出し分がある、それがなくなると、だから政府がどんなに上品なことを言っても、百パーセント財源措置をしておるなら、あなたのお話のようないことはできるけれども、自己財源の持ち出しができないから、あなたがどんなことを言ったって事業が縮小になり、鳩山政府のせつかくの公約が果たせなくなる、これはもう当然の帰結なんです。どうですか。

○川島國務大臣 北山さんのお話は、四〇％はまずいいとしてそれ以上に負担させるのはけしからぬというのです。が、それは地方財政でやつてもらう。さうでなければ事業はできぬのでありますから、起債を見て、その上に一般経費からその程度の費用は出してもらうて事業をやる、こういう計画なんでありまして。ただ四〇％以上に従来地方が負担しておったのはけしからぬという御議論でありますから、それは単価なり何なりによつてだんだん修正をしていこうというようにこの間からお答えしているわけであります。

○北山委員 単価の修正をどのようにするのですか。

○川島國務大臣 学校建設の場合には、さつぱり財政部長から御説明申し上げたかと思いますが、その他につきましては、関係閣僚に要求しまして漸次単価を適正化することにみな了解を得ております。

○北山委員 学校建築についてお答えがあったというのですが、たとえば三万円から三万円半実際にかかるような単価に修正しましたか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたのは、住宅についての単価の立て方でありまして、これは実際に起債を認めます場合に、学校の場合にはちよつと違えておるのであります。先ほど私は、一般補助については六〇％の起債充当率といふことを申しましたが、学校については六〇％ではあります。六・三制なんかはもっと高い九〇％ぐらいの充当率でもつて起債をやっております。

ただ問題は学校の場合には、補助金はあまりにも細分するために、その計算方法も非常に機械的なものになつております。今のその計算方法自体にも問題があり、さらに補助金が細分化しておりますために、持ち出し分が非常に多くなつております。これは特に学校に問題があるのであります。従つて起債の充当率は非常に高くなつております。それから起債の単価は、木造では、たしか二万七千五百円ぐらいを基準にして起債を認めておりますが、その場合に補助金を基礎にいたしますと、非常にへんちくりんな三十坪くらい、二十坪とか、十坪とかいうようなことになりまして、私の方では、起債をつけます場合には、少くとも一教室

室ぐらゐはできるような起債のつけ方をしている程度は正をしておるのであります。従つて補助金のつけ方の悪いところを起債で直し得るものは順次直しておいて、私どもの方でも多少やつていけるということはその意味であります。

○北山委員 先ほどの六〇％という場合に、六・三制の学校は九〇％であるというお話ですが、その六〇％は全体を見た場合に六〇％ですか。それから学校は九〇％なら、ほかの方はどうですか。一々率が違ふはずですか。

○後藤政府委員 一般補助事業の起債の充当率は六〇％と考えております。学校は補助金を基礎にいたしまして大体八〇％ないし九〇％毎年見ております。学校の事業だけは別々にして充当率を高くするわけでありまして。

○北山委員 学校のみならず単価の是正をやつて、地方の負担が出ないようには正をすると言つておられますが、それではいつからどのようなものについてどれだけのものを是正するのでありますか。

○川島國務大臣 この問題は、先般来しばしば閣議で問題にいたしまして、補助金を地方に配付する際に特に考慮してもらふように関係閣僚に要求してありますから、各省において研究してゐることと考えております。

○北山委員 その程度では、大臣ははっきり確信を持つて答弁はできないと思う。先ほどのような答弁であれば、さういふ是正をするというよりなことになるのですが、是正するということ、すなわち予算上補助金なりあるいは起債なりのさういふ金額そのものにも影響はあるのですから、それが直ら

ない限りは、いかに研究すると言つたつて、すぐにことしからは間に合はぬでしょう。これも来年からですか。ことし間に合はなければ役に立たないではありませんか。だから少くともことしものものについては、やはり地方団体にしわ寄せする。しわ寄せられて、今まで無理算段をして一般財源から出してきたものが、ことしは出せなくなるといふことなんです。さうすればできなくなる。今まで通りの仕事ができるなら、正統非常体制といふことは要らないわけでありまして。非常体制で仕事を整理する、あるいは人員も整理するといふことは、すなわちその四〇％分を出されなければ、補助金ももらえない、仕事もできない、さういふ結果になるのだから、地方団体自身はやはりみんな消極的になつて、これでは生活保護もやれない、失業対策事業も消極的にやるという結果になつてしまふ。やはり現実にはあなたがそのように言われるなら、補助金なり、起債の充当率なり、さういふものを高めて、単価も今までは二万三千円だったのを今度は三万円出すというように政府がはっきりきめなければ、そんなことは言えないはずなんです。だからそれがきまらない以上は、やはり地方の仕事をいふものがさういふ面において圧縮をされる。鳩山内閣の公約は水泡に帰してしまふといふか、圧縮をされる。いかに重点施策であらうとも、地方財政に対してこのやうな政策をとる以上は、しかもその金額が何百億にも及ぶのですから、さうすれば、天下に公約しておった政策が実行できなくなる。それだけは認めなければならぬと思うので

す。それをそろしめないというならば、  
今ただちにどのくらい一休学校あるい  
は住宅その他の単価を、是正をする  
か、それによって補助金がどのくら  
い違ってくるか、起債のワケをどの程  
度にふやすかというところを現実にし  
めなければならぬ。言葉だけでは何と  
もならない。もう一ぺん一つ……。

○川島国務大臣 補助金の決定は各主  
管官庁でやるのであります。私も自  
治庁といましては、地方財政健全  
化の立場からして、主管閣僚に向つて、  
単価の是正を要求いたしておるのであ  
ります。それぞれ考慮しようというこ  
とを約束しておるのであります。数百  
種にわたる補助金でありますから、今  
日どれがどうということ、私はまだ  
聞いておりませんけれども、政府の気  
分といましては、とにかく地方財  
政の負担が重くならないような補助金  
の立て方をしよう、その意味で考慮し  
よう、こういうふうに決定をしておる  
わけでありませう。

○北山委員 それは大臣は各省大臣に  
要望しておるというようにことで御答  
弁になっておるのですが、しかしわれ  
われとしては、その結果がどうなるか  
に關心を持つのです。大臣がそういう  
処置をとったというだけではいけな  
い。従つて関係大臣にこの委員会に來  
てもらつて、どのように考慮するかに  
ついてはつきりした説明を聞きたいの  
でございますから、補助金に關係する  
大臣をこの委員会に呼んでいただきま  
して、そして一々具体的にその考えを  
聞きたい、そうでないと安心ができな  
いのでありますから、そういう処置を  
一つ委員長にお願いいたします。

○門司委員 関連して。補助金の問題

でいろいろ議論になると思いますが、  
自治庁長官は地方の自治体の実態を一  
つ知つてもらいたいと思ひます。それ  
はやり過ぎた仕事がある、こういうお  
話であります。地方の自治体はどう  
いう仕事をやり過ぎたかということが  
わからぬのであります。たとえば昭和  
二十九年年度の決算から見ますと、現在  
地方の自治体が国からくる補助金を受  
け入れることのできない、いわゆる補  
助金に見合うだけの自主財源を持つて  
いないということ、政府に返して  
いる金があります。これは政府は一応施  
策として仕事をやらせるつもりで補助  
金を割り当ててみたが、地方の自治体  
がこれを受け入れることができない。い  
わゆる地方財源がないために、一応地  
方の施策として割り当てられた補助金  
を国に返済しておるものが、大体二十  
九年度でわずかな数字であります。二  
十一府県だけで一億八千九百七千円  
という数字が出ております。これは二  
十一府県だけで市町村はこれに含まれ  
ておらぬ。市町村を入れるとものと大  
きなものになる。それで各自治体の実  
態は、はるかにこれより大きな数字に  
なると思ふ。各省は補助金が返つてき  
たものについては、その補助金を受け  
入れることのできる団体に、さらにそ  
の補助金のワケの中で交付してあると  
思ひます。実際地方の自治体から返済  
を申し出たのは、この額よりもはるかに  
ふえると思ひますが、いすれにいたしま  
しても、約一億九千万円程度というもの  
が二十九年度で二十一府県より中央に  
返されておるという数字は、数字がは  
つきりしておる。私は地方の自治体が  
放らつてむやみに仕事をしておると考

えていない。政府がせつかく補助金を  
やるからお前の方でやらなかつたか、とこ  
ろが自分の方で見合う財源がないの  
で、こういうふうに戻しておるものと  
いうことは、地方の自治体は仕事をや  
りたいたいのです。住宅も足りない、あ  
るいは学校も、橋梁も、道路、上下水  
道、みんな満足な地方の自治体はない  
のであります。仕事はやりたいたが、現  
実は金が足りないために、せつかく政府  
から出す少い補助金も返さなければなら  
ないといふようなことが、現実にはあ  
るのであります。だからさつき大臣が  
言われたようなことは、必ずしもこれ  
は当たらないと思ふ。自衛するところは  
相当自衛して、自衛すれば政府からや  
れといつてきた仕事でも、財源が見合  
わないからこれをお返ししますといつ  
て返しておることは現実の事実です。  
大臣はこれを知つておるか、これは毎  
年繰り返されておる。現実には東京  
調べてもらなさい。東京都でも二十  
九年度の住宅資金をどれだけ返してお  
るか。富裕府県といわれておる東京  
都でもこれに見合う金がなければ返し  
ておる。住宅が必要じゃないかといふ  
とそうじゃない、東京都には住宅が必  
要なんです。こういうのが地方の自治  
体の実態だと思ふ。大臣の言われるよ  
うに、何でもかでも、むやみやたらに  
地方は仕事をしておるというようには  
私は考えられない。知事が公選だから、  
あるいは市長が公選だから、その  
住民の気に入るような仕事をしている  
といふことは、きわめて実態に即しない  
一つのデマといふと悪いかもしれま  
せんが、こういう方向がどこから出る  
かしれません、あまり感心したこと  
でない。

同時にこの問題を解決するために、

自治庁に申し上げておかなければなら  
ないことは、各自治体が中央に陳情す  
ることのために、約二十億の金を浪費  
しておる。さらに地方自治体の議長が産  
業経済会館に集まつて、両法案の反対の  
氣勢をあげた。これが自治庁の議とし  
てどれだけのむだな経費を使つておる  
かということが、平気で新聞紙に報道  
されておる。自治庁はそういう実態が  
どこからくるかといふことの反省が  
やつておることの反省はちつともしな  
いで、私も地方の自治体のやつてお  
ることは、一から十までみんないいと  
は言われない。自衛すべき点はお互い  
十分自衛すべきである。まためんどう  
をみる点があるならめんどうをみると  
か、こういう再建整備法を出される基  
礎的の考え方がなければならぬと思  
ふ。そういう考え方を強く地方の自治  
体に押しつけて、そしてこういう再建  
整備法を出されるところに非常に遺憾  
とするものがある。これは自治庁長官  
に、この案を提案された考え方の中  
に、そういう誤まりがなかつたかとい  
うことを一応ただしたいのであります  
が、自治庁長官は、こういうことを私  
どもが申し上げても、なおかつ先ほど  
申されましたように、地方の自治体が  
放漫な政策をとつたから赤字が出たん  
だ、従つてめんどうをみてやるのは国  
家資金の利息と公債の利息の差額  
だけを見てやれば、事が足りるのだと  
いうお考えになりますかどうか。

○川島国務大臣 私の申し上げておる

のはごく特殊な地方団体だけのお話を  
しておるのであります、しかもそれ  
も全部が放漫な政策だとは申し上げて  
おりません。放漫政策の罪もあるし、ま  
た政府としてやらなかつたがために、  
赤字になつて参るという点も繰り返  
して申し上げておるのであります。しか  
し赤字の深刻な地方団体はとにかく、  
財政の運営にまづかつたという点があ  
ることは否定することのできない事実  
だと思ひまして、それを申し上げてお  
るわけでありませう。

それから補助金を返したところがあ  
る、これもあらうかと思ひます。しか  
しその原因はいろいろあるのじゃない  
かと思ひます。東京都の住宅の話が  
ございましたが、これは二十九年度の  
当初において、東京都の要求通りの起  
債を許可しない、結局年度末近くにな  
りまして補助金が消化できないといふ  
ことで私のところに話がありましたの  
で、東京都と大阪と両方に対して  
合計十億の起債を許可いたしました、  
これは解決いたしました。年度の途中  
でも起債等の不足のために補助金が適  
正に使われない場合には、これは許可  
しても差しつかえない、こう考えまし  
て、特に東京都なり大阪に対してそう  
いう処置をとつたのであります。お話  
のように中には若干補助金を返したと  
ころがあるかもしれませんが、その事  
情はいろいろ内容が違ふのではないか  
という気がいたすのであります。これ  
は私よく承知いたしておりますが、こ  
れ、そういうことはあるかもしれませ  
ん。

○門司委員 その次に私聞いておきた  
いと思ひますことは、この再建整備法  
が出されますまでの経緯は、今いろ  
ろ議論があつたのであります、憲法  
との問題はあつたのであります、憲法  
との問題はあつたのであります、憲法  
の精神にかなり制約を加えるわけ

あります。今度の自治法改正とこの再整備法とは実際はうらはらの問題であります。再整備法を立てなければならなかった実情というものが、地方自治体の運営の中にあつたといふことで、これが自治法の改正に現われて参つておりますが、たとえて言えば、委員会の制度等の権限の縮小であるとか、あるいは長の権限を伸ばしていくといふようなことは、これはあげて地方の自治体の財政に対しての考え方からくる自治法の改正だと私は解釈するのであります。そういうふうな解釈をしてよろしくございませうか。

○川島國務大臣 自治法改正の理由は、一つは地方の行政を簡素化、合理化しよう、一つは財政の面におきまして冗費を少くしよう、この二つの点であります。地方財政再建促進法と関係がないとは申し上げません、しかしながらこれは切り離して考えることもできる二法案であります。

○門司委員 今切り離してというお話がございましたが、私にはなかなか切り離して考えるわけには参らぬ点が実はあるものであります。それは自治法の改正とこの再整備法とを見てもみまします。いずれの法案も自治体の持つております議会の権限というものを非常に大きく縮小しようとする一貫した考え方が流れております。これは争えない事実であります。今自治庁長官は多少の関係はある、全く関係がない法案ではないとただいま言われましたが、再整備法に便乗し、財政を立て直すといふことをもつて、地方の議会の権限が極度に縮小されるということ、地方自治法の改正によってさらにそれを普遍化するといひますか。これは特別法

でありますから、いわゆる再整備法の特別法の精神を一般法である自治法の改正に織り込んだものであるといふに私には見えないのであります。この点について、そういうことはないのであるといふことがあればあるで、私は次の自治法の改正についても大臣の意見を参考にしておきたいと思ひます。この関連性をもう少し詳しく話していただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 地方の行政面と財政面と両方の改善をはかろうとしたのが自治法の改正でありまして、地方の財政を立て直すといふ意味からすれば関連性があります。しかし全体の意味から申しますればむしろ地方自治法と再整備法とは違ふのであります。これは切り離して考える法案であります。

○加賀田委員長代理 川村君。

○川村(總)委員 私はなるだけ重複するやうなものは避けて一、二の問題を長官にお聞きしたいと思ひます。

いつか一言触れたと思ひますが、今までのいろいろの問題について委員会が審議された経過を考えてみましても、どうしてもこの再建法案のねらつておる方向が味の悪く思われるやうな感じがしてならないのであります。とにかく長官も言つておられるやうに、今までの赤字を解消するんだ、たな上げするんだ、それには二百億の起債あるいは公債でたな上げて、将来赤字が出ないやうにやつていこうといふことをたびたび言つておられるやうであります。しかし今日まで五百八十億に余る赤字が出ておる。それにこれもまたたびたび議論になつておる

ように、本年度は相当圧縮した、長官の言葉で言うならば緊縮してもらふところの財政運営をやらなければやつていけないといふやうな形になつて出てきておる。そういう状況にあるのにこの法案をぶつつけていけば、これまたいろいろ問題になつておる。これまた、結局これは地方自治制度を中央集権化するものであり、あるいは地方自治制度に対する官治制度の復活だ、こゝろが、長官とされてはこの再建法案といふものはそういう方向に行く芽ばえになる法案であるといふことはお感じになりませんか、このところをまず一つお聞きしておきたい。

○川島國務大臣 この法案によりまして、将来地方制度といふものが中央集権化される、あるいは再び戦前のやうな官僚制度になるやうなことは一向企図もいたしておりませんし、またその方向に持つて行かれるやうな危険性のある法案ではございません。若干の点におきましてはもちろ自治庁長官の監督権の強化といふことになりまが、それが最小限度のやむを得ざる場合に限つておることは、昨日の憲法の論議のときにおいてもお答え申した通りであります。それ以外はこのことと地方自治体の独立自主性といふものを尊重しておるのでありますから、御懸念のやうなことは全然ございません。

○川村(總)委員 長官は多分そのやうにお感じになつていらつしやうと思ひますけれども、この法案を見て参りますと、また今日の政治情勢あるいは日本本の財政、経済の状態を考へていくと、われわれにはどうしてもそのやうな心配が抜け切れないのです。必ずや

そういう方向に行くところの法案である、こゝろに考へるわけですが、りっぱなたとえではないでしやうけれども、ここに一つの花の種を持つてきてきれいな花を咲かせようと思つて、たとえばユリの球根を持つてきてまっ白なきれいなユリの花を咲かせようと思つておる。それは結局地方の財政を再建するんだ、それは日本の民主化をはばむのではなく、日本のいろいろな民主的な制度を伸ばしていくのだ、こゝろがお考へになつておると思ひますが、そのユリの球根を植えて咲かしてみたらとんでもないまっ黒なユリの花が咲いて、中央集権あるいは反動といわれるやうな方向に行く花が咲いてしまつた。だんだんそれがはびこつていく結果になるのではないか、そういうやうなことの考へられる法案だと私は感ずるわけです。長官は今そういう懸念はないとお答えになりましたが、この法案の中に盛り込んでおるいろいろの条件を検討していただいて、そういう懸念は絶対にないとお答え願へるか、その辺のところをもう一度重ねて伺ひたい。

○川島國務大臣 先ほどお答え申し上げた通り、一昨日の委員会におきましてこれが憲法違反じゃないかという御議論になつたときにお答え申し上げたのでありますけれども、中央集権化をねらつておるやうな条文は全然ないものであります。ごく特定の場合に、限られた狭い範囲におきまして予算の執行を停止するといふ事項が一つあるだけであります。それをすぐに取り上げて、これが憲法違反であるとか、今後中央集権化する一つの前駆であるとか御批評なさることは、まことに私

ども残念に思ふのであります。決してそういうことはねらつておりません。ここにこの法案は国会の方々なり、また有識者を集めました地方制度調査会においても骨子は十分御審議を願つておりますし、また前年議員提案として国会に提案された地方財政再建整備法の精神にも沿つて作つておるのでございまして、決して再び昔のやうな官僚政治に戻すための意図を含んだ法案では絶対ないのでございませう。

○川村(總)委員 長官の今のお言葉を一応そのまま承わつておくことにいたしますが、中に盛り込んでおる自治体の首長に対する問題であるとか、あるいは議会の権限等についての問題は、またそれそれ後日逐条的に審議があるときにお尋ねもできると思ひますが、今長官はそのやうなお答えでございまして、その一つの例として、この法案を見て参つて私が気にかかることがあるので、その点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

それはこの再建法案に盛り込んでおる幾つかの条項に關係しておるやうでありますけれども、その再建法案がもしも実施されてこゝろなつた場合に、教育制度に対してどのような影響を与えるであらうかといふことを多分お考へになつておられると思ひます。といふのは、この法案がたしか当初出たときには、委員会のいわゆる予算の送付権等が織り込まれておりました。ところが文部省で相当反対空気があつたので、その送付権の停止といふやうなことは削られたといふことを聞いたのですが、そういう問題を考へてみると、相当この委員会に対してもある考へを当初お持ちであつたし、またこの条項を検討

して参りましたも、そういう点が見受けられるのです。長官とされまして、この再建法案が通過して実施されるとなると、教育制度に対してどのような影響があるだろうかというようなことについてお答え願いたい。

○川島国務大臣 教育委員会の原案送付権なるいわゆる二重予算権というものが地方財政に大いに影響がある。それがために場所によっては地方財政が膨張したという例も絶無ではないのであります。教育方面から言へば、教育というものは財政に左右されるものではないのだ、これは優先的に計上すべきものだ、これは優先的に計上すべきものだけれども、現在の地方の財政といふものは非常に窮乏しております、ただその議論だけでもものを考えるわけにはいかなないのであります、この法案を作る際に教育委員会の持つております原案送付権というものを、一応赤字団体に限って停止しようという考え方もあったのでありますけれども、文部省と協議の上これは削除いたしました。従いまして教育委員会に対しては何ら触れておりません。しからば絶対に影響はないのか、こういうお尋ねですと、再建団体の長期にわたる再建計画を作りまして、給与、事業その他いろいろな項目にわたって計画を立てまして、その範囲において今後の財政運営をしてもらうわけでありますから、もしも教育費において非常な膨張を要するという新しい事態が起りました場合に、その範囲内でありますからあるいは影響がないとは言えないのでありますけれども、教育に対する影響力は直接にはこの法案にはございません。

○川村(總)委員 もちろん自治庁長官なりあるいは地方団体の長が教育制度に直接干渉するようなことは、おそらく今の制度下においては許されなないと思います。ところが間接的なことを問はず自治庁長官がこれに干渉するようないことがあったら、それは一体どのような長官がお考えでございませうか。長官の力が教育制度に干渉するようないことが生まれきたら、それは一体いいこととか、悪いこととか、それをどのように長官はお考えでございませうか。

○川島国務大臣 御質問のような事項はこの法案の中には絶対に入っておりません。またそういう考えも政府にはございません。

○川村(總)委員 長官は今そういう私の尋ねたような事項はない、こう言っておりますが、これはあとで逐条審議のときにも少し詳しくお尋ねしたいと思うのですが、第二十一条等に現われてくる長官の措置は、間接的に教育制度に干渉するものだと私は思うのです。ここで逐条に触れることはどうかと思ひますけれども、一応その点をお伺いしたい。

○川島国務大臣 この財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行停止、このことをおさしになるのであります。

○川村(總)委員 そうです。

○川島国務大臣 これは特に教育をどうしようなんというところは毛頭ないものであります、長期にわたる再建計画が実行できないような場合に限って、特別の項目の予算の執行をとめるのであります、これは教育費とは全然関係のない事項であります。

○川村(總)委員 そのようになりますか。「財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを命ずる」、こういうようなことになっておりますから、結局この財政計画を立てる場合に、適当でないときには長官の指揮監督というものが間接に生まれてくるでせう。これは当然教育制度、教育委員会の権限を大きく圧縮していく結果になると思うのですが、いかがでせうか。

○川島国務大臣 長期にわたる再建計画を立てまして、それは長と議会で立てて自治庁長官が認めた忠実な実行を私も期待しておりますのであります、それを実行しないような場合におきまして、特に予算の執行を停止するのでありますから、初めに立てました実行計画というものが円滑に進行すれば、こういう事項は一切適用されないものであります。特にこの事項が教育に關係があるとは考えていないのであります。

○川村(總)委員 いろいろ詳しい内容につきまして、また後日逐条のときにお尋ねしたいのですが、もう一度重ねて今の点を聞きますけれども、結局この財政というものがなるといふことは、教育委員会が持つておる権限を首長が指揮監督するという結果になりますか。知事の指揮監督下に入るといふことになると思ひます。ところがそれについて長官が変更を命じたりなどすることでありませう、間接的に教育委員会なら教育委員会制度に長官の力が及んでくる、こう解釈せざるを得ないと思ひますが、いかがでございませうか。

○後藤政府委員 ただいまの御質問であります、教育委員会との關係では、八条の規定によつてあらかじめ予算の執行等につきまして長に協議して執行する、こういうことであります、その間に指揮監督の關係は別にないのであります。

○川村(總)委員 もちろん八条の問題も、それから二条の問題もからんでくると思ひます。私は今教育委員会の問題をお尋ねいたしておりますのは、結局さつき申し上げましたように、一つの例としてお尋ねしているものであります、この再建法案の中には各種の委員会が包含されると思ひます。しかし特に教育委員会という制度がどのようにして今日あるかといふことは、よく御承知の通りでございます。憲法あるいは教育基本法という一連の法のものとこの教育委員会制度ができています。しかも教育委員会の教育委員は公選であります。そして委員会法に認められておるように、一つの独立したところの制度として存在しているわけです。そういう点から参りますと、この教育委員会の権限があるいは知事なら知事の主張によつて大きく押えつけられていくといふことは、結局今日の教育制度の大きな改竄になるのではないか、こういうことを考えておるわけですか。その点について長官のお考えを一つお聞かせ願ひたい。

○川島国務大臣 教育委員会につきましては従来いろいろな議論のあるところでございます、ことに県教育委員会と市町村教育委員会とを分けてもまた議論がありまして、現在の姿でいいか

悪いことといふことにつきましては、私はこれは何ともございませう、私では何ともございませう、教育委員会制度につきましては、文部当局におきまして今研究をいたしております、結論が出れば、何らかの改正を加へることを次の国会に提案したいというような考えを持っておるわけでありませう。この法案によりまして教育委員会の性格が変るようなことは企図いたしておりませんし、またまたそういう条文もないのであります、今お答え申し上げる通り執行の場合に長と協議する、こういうことを規定しているだけであります。

○川村(總)委員 教育委員会制度をどうするかといふことは、後日の研究問題であります、しかし後ほど逐条のときに關係条文についてもう少し詳しくお聞かせたいと思ひますけれども、財政部長が言われたように、教育委員会については八条の規定が云々といふことではあります、とにかく協議をするといふようなことからいたしまして、また現実において地方の財政の問題からいたしまして、これは教育委員会の持つておる権限を大幅に押えつけていくだらうといふことは火を見るよりも明らかだらうと思ひます。

そこで、そういうようなことが考えられるのに、どうしてこの再建法案の中に教育委員会の、そういう私たちの考えるような問題を挿入されたか、なぜ教育委員会というものを再建法案の中に持つてこなければならなかつたか、この点をお聞かせ願ひたい。

○後藤政府委員 県の財政の歳出の上から見まして、教育關係の経費は非

常に大きなウエイトを持つておるわけでありました。また教育委員会に次いで警察も大きいわけでありました。そういう警察とか教育、教育委員会、公安委員会等との関係を十分に考えた規定を入れておきませんと、やはり長との間の関係を明確に規定することができないのでありますから、従つてそういう意味で、どちらの権限も認めますが、その間の調整の規定をいろいろ入れておるのであります。私どもの考え方としては、押えるということではなくて、協議によつてその間の調整をはかつていくという考え方でありました。

○川村(總)委員 長官の言葉では、委員会のそういう権能を押えるという意思は全然ないということでありましたけれども、たびたび申し上げますように、二条関係、八条関係、今申し上げました二十一条関係等を検討していけば、どうしても自治庁長官の力が間接的にせよ干渉してくるようにならざるを得ないです。御承知の通り教育委員法の五十五条だつたと思うのですが、これは文部大臣は干渉できないようになつておつたと私は思ふんです。五十五条の二項に「文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会、地方委員会に対して行政上及び運営上指導監督をしてはならない。」と書いてあるわけですが、こういうような委員会の精神からいけば、文部大臣さえも、しかも都道府県の委員会は地方の委員会に対してさへも指導監督してはならないというより非常に重大な事項がありますのに、この再建法案で行けば、間接的になるかもしれないけれども、自治庁長官が結局干渉、指導監督するよきな結果になつてく

る、こういうふうにならざるを得ないです。これは長官でも財政部長でもよろしゅうございしますが、もう一ぺんその辺のお考えをはつきりお話し願ひたい。

○後藤政府委員 二十一条の場合の御質問だと思ひますが、二十一条の場合には、自治庁長官は再建団体に対して予算の停止等の必要な措置を命ずるのではありません。従つて直接は教育委員会に命ずるのではありません。従つて命ぜられました団体の長は、中で教育委員会との間に協議をいたしまして、執行を停止するかどうかを判断する、こういうことになるのであります。自治庁長官は別に教育委員会に直接の権限を行使するものではないと思ひます。

○川村(總)委員 結局このような措置をとられていくというところは、教育の予算が大きいとかいうところにお考えがあると思ひます。この前の十四日でございした長官の発言の中に、教育委員会制度は地方の財政を膨張させるというよりよいことを言つておられたようです。教育委員会の存在は財政を膨張させる事例がある、こう長官は発言しておられるのです。どうか今の付随してどのような事例があつたかということをお示し願ひたい。

○後藤政府委員 各地方団体と教育委員会との間で、毎年のように、生徒増に伴う教員の増加の問題がございまして、今年もこれをめぐつて二、三県の間にはいろいろな議論がありまして、教育委員会の提出しました予算とその県の予算とが違つておりました。この二つのところから二つの予算が出

て参りますと、どうしてもその間に妥協せざるを得ないので、中間でまざるかなんかして、結局二重予算の形ではないのでありますけれども、なかなかうまくいかない、そのためにやむを得ずどちらか歩み寄つて予算がきまるようなことになるのであります。まあそういう例がございするし、それからかつて二重予算が通過して昇給が何号か上りましたのであります。そういう県がございした。その当時は一千万円か二千万円ぐらいのものでありましたが、だんだんベース・アップが重なつて参りますと、その額は数億になつて参ります。累年の額を出しますと相当な額になつておる、こういうふうな例がつかつておつたのであります。

仲よくやつておるところは問題ないのではありませんが、そういうふうに対立いたしますと、どうしても予算の膨張というより格好の結果を来たすのであります。そういうふうなことになるなら、こういう規定を設けたのであります。○川村(總)委員 教育委員会の存在は財政を膨張させるという例があつたという今の財政部長からの答えだと思ふのですが、どうもはつきりしないのです。たとへば委員会が予算の送付権によつて出したとしても、それは必ずしも膨張させる事例にはならないと思ふのです。たとへば今まで極度に首長によつて圧迫されておつた、その予算をとかく地方の教育ということを考へて、これだけはせひなければならぬ、それを認めないのでやむを得ず送付権を発動したということもあるでしうから、それは事例にはならないと思ふのです。よく教育費が膨張す

る、大きい、こういうようなことを言われまふけれども、実際は教育費が行政費の中に占めていくウエイトというのは、実際膨張していきないのでしう、長官いかがでございますか。――それでは私が持つております資料で、一つ長官にお聞き願ひたいと思ふのですが、今の地方財政の現状において、教育費がいかにも年々累増していくようなことを、ややとすると観念的にお考えになつて、それがいろいろこの委員会に対する大きな圧力となる、それがひいては教育制度に対する大きな干渉となつて出てくる、こういうような心配があるわけなんです。私は教育費というものはそういう大きな累増は示しておらないのじゃないか、こういうふうに見ておるわけですか。これはたとへば一つの例なんです。

○後藤政府委員 私どもの指数では、二十七年年度の教育費の市町村、府県の総額は、決算であります二千三百六十八億六千六百万円、二十八年年度は二千八百四十三億四千万円でありまして、四百七十四億ふえておりました。これが一年間の増加率は二割であります。大体二割だけ教育費がふえておる。そのふえ方は全体のふえ方から見ると非常に大きいのであります。そういう意味で増加しているということをおし上げておるのではありません。比率で申しますと、地方団体の財政の中の教育費の額は、二十七年年度と二十八年年度では構成比は落ちておりました。これは他の財政事情の変化によるものであります。全体の財政規模がふえて参りますと構成比が落ちて参ります。し

六分とむしろ下向きをたどつております。こういうよりな自治庁の資料と文部省の資料と比べ合せて比率をとつてみるとこうなつておりました。そうしてみると、教育委員会の存在によつて教育費が増大してきた、累増しているという結果にはならないと思ふ。ほかにいろいろ教育の持つておる統計的な資料をとりましてもそういう格好になる。そこでこの問題は、たとえば学校の職員の定数の問題であるとかいろいろの問題と関連して参りますけれども、こういうよりな私の申し上げておる実態が正しいとなると、自治庁が常に地方の教育費が高いとか教育委員会の存在が財政を膨張させているということとは当たらないと思ふのですが、長官その辺についてどのようなお考えでおられますか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 二十七年年度の教育費の市町村、府県の総額は、決算であります二千三百六十八億六千六百万円、二十八年年度は二千八百四十三億四千万円でありまして、四百七十四億ふえておりました。これが一年間の増加率は二割であります。大体二割だけ教育費がふえておる。そのふえ方は全体のふえ方から見ると非常に大きいのであります。そういう意味で増加しているということをおし上げておるのではありません。比率で申しますと、地方団体の財政の中の教育費の額は、二十七年年度と二十八年年度では構成比は落ちておりました。これは他の財政事情の変化によるものであります。全体の財政規模がふえて参りますと構成比が落ちて参ります。し



かし実質的の量は四百七十億もふえて  
いる、二割ほどふえているというよう  
な格好でありまして、教育費はどん  
どん毎年ふえていく。これはもちろん  
児童生徒が増加いたしますのでやむ  
を得ないかと思ひます。しかしもつと  
り方はないか、こういうことも文部省  
には申し上げておるべきであります。同  
じ定員の数であっても、もつと新陳代  
謝が行われれば、財政的に見ますれば  
やはりもつと落ちるのじゃないか、こ  
ういうふうなことを私どもは申し上げ  
ておるのであります。

○川村(連)委員 教育費が二割とか増  
加になつておるようですが、教育費が  
増加するとそれが大きく財政を圧迫す  
る、ひいては赤字原因になる、こうい  
うような考え方がよく今まで言われて  
おりますので私はお尋ねしては問題  
であつて、ただ額の増加くらいでは問題  
は解決できないと私は思ふのです。そ  
れでは一体行政費は何割増加したか、  
こういうことになりまして、お互いの  
増加の中における比率というものを考  
えていかなければ、たとえば人件費な  
ら人件費、教育費なら教育費、それだ  
けでは問題の核心の究明にはならない  
のではないかと思ふのです。また話が  
ちよつとそれですけれども、定員の問  
題にいたしまして、御承知のように  
学校教育法の中には、小学校の例を申  
し上げますと一学級の生徒の数は五十  
人が標準になつておられます。ところが  
現在どういふふうになつておるのか。全  
国平均は五十人に足りないかもしれない  
せんよ。ところが実質はそうはいかな  
い。都会の学校のごときはもう六十か  
らそれ以上のオーバーした生徒をかか  
えて一学級に詰めて授業をやつてい

る。ところがいなかの山間の学校に行  
けば、五十が標準だからといって五十  
の生徒の学級を作ろうとしてもできま  
せん。一学年が八十人おつたとする場  
合には、二つに分けて四十、四十の生  
徒の学級を作らなければならぬ。そ  
うすると、先生の定員というものは一  
人半でいい、二学級あるのに一人半で  
いいかという、そういうわけには参  
りません。そこでこの学級数というも  
のと、それから国で考へておられます  
定員というものについては大きな問題  
が残つておるわけです。ところが実際  
は現在は大分定員が圧縮されておる  
から、学校の実際においては六十人な  
りそれ以上の学級を受け持つて授業を  
やつておるというのが実態です。そう  
いうことも考へてみなければならませ  
んし、また実際各都道府県において  
は、教員の定員なら定員をきめる場合  
に、ちゃんと条例等で一万から一万と  
定員がありまして、実際は千人ぐら  
い切つて九千人そこそこの実員しか置  
いてないというふうなことで運営せら  
れておるのが実情だと思はれます。そ  
ういふことを考へて参りますと、中央の  
自治庁なら自治庁の方で——これは文  
部省にも罪はあると思ふのですが、文  
部省の方は文部省で簡単に教員の数が  
多いとか、あるいは教育費が増加して  
困るとかいはれておるが、そういうよ  
うなことは今日の日本の要請されてお  
る教育の姿からしてもこれは問題とは別  
だと私は思ふのです。そういうことで  
強く自治庁あたりが考へられて委員会  
というものの対する力をこの再建促進  
法案の中に織り込んで来られたという  
ことについては、私さつきも申し上げ

ましたように、教育そのものが圧迫さ  
れておるし、教育の民主的な制度とい  
うものがこわれていくし、ひいては結  
局自治制度と申しますか、中央集権と  
申しますか、そういうふうな芽吹きに  
なるおそれがあるのではないか、こう  
いうことを考へたのでお尋ねしたわけ  
です。この辺についていろいろの問  
題はこれから逐条的に行く場合にもも  
う少しお尋ねしたいと思ふのですが、  
とにかくこの再建法案に盛り込まれた委員  
会に対する間接的な支配というものが私  
には感ぜられますが、そういう点につ  
いて、教育委員会の費用の問題と考へ  
合せて、もう一度その辺についての長  
官のお考えを一つお聞かせ願ひたいと  
思ひます。

○川島国務大臣 この再建促進法案に  
おきましては、教育委員会その他の行  
政委員会と長並びに議会との間が円満  
な話し合ひで、地方財政の立て直しが  
できることを希望した条文をつけるの  
であります。私どもが地方の長を通  
じて間接に地方行政委員会に圧迫を加  
えようとは全然考へておりませんし、  
またそういう結果にもこの条文ではな  
らないのであります。どこまでも長  
と委員会との間の話し合ひでものを進  
めたい、そこで第八条には協議をしろ  
と書いてあるわけでありまして、教育委  
員会その他の行政委員会に対して中央  
の力を強く加えようというふうな考へ  
方は、この法案にはないものでありま  
す。これは重ねて申し上げておきま  
す。

○川村(連)委員 今の中に協議という  
言葉があるからとおっしゃるのですが、  
実は地方の都道府県あるいはその他の  
知事なら知事と教育委員との間におい  
て、長官がお考えのように協議という  
ことで割り切れない問題が實際面に生  
じてくると思ふのでお尋ねしたわけ  
ですが、それについては後日逐条審議等  
もあることをごさいますし、八条  
関係そのほか二条関係で、もう少しお  
考へをお聞きしたいと思ひますけれど  
も、きょうはおそくなつておるよう  
で、またあとで逐条説明等もあるよう  
ですから、これで終つておきます。

○北山委員 川村さんの質疑に關連し  
ますが、先ほど長官は例の憲法問題に  
ついて憲法違反じゃないかということ  
を公然とおっしゃつたわけです。これは  
私どもは憲法違反の疑いがあると思  
ております。特にわれわれが常日ごろ  
尊敬をしております法律家で自治法の  
次長をやつておる鈴木俊一氏が自治法  
の講釈をしたものを何か本で見たので  
あります。憲法九十二条のいわゆる  
自治の本旨を尊重するといふ趣旨は、  
地方自治の運営に干渉しない、あ  
るいは指揮監督をしないといふよう  
な趣旨である、こういうふうなことを  
鈴木次長が本の中で書いておるはず  
です。ですから、今までの地方自治法  
は鈴木次長がその本の中で書いておるよ  
うな趣旨に従つて、内閣総理大臣とい  
えども地方自治の運営については監督  
をするといふような規定がないので  
す。今まではなかつた。そしてせいぜ  
い助言、勧告の程度であつた。すなわ  
ちそれは鈴木次長のいわれるいわゆる  
内政干渉あるいは指揮監督権が及ばな  
いといふ趣旨が憲法九十二条の趣旨  
だ、こういうふうな説明してあるわけ  
なんです。従つてこの尊敬する鈴木次  
長の法律解釈と、今の長官のお言葉と  
はどうも矛盾するじゃないか、少く

も憲法違反の疑いがあるじゃないかと  
私どもは思ひますので、一つ明日は鈴  
木次長においでを願つて、この憲法論  
をやりたいと思ふのであります。最近  
鈴木次長が当委員会にさつぱり顔を見  
せないのは、これらの点も考へて、自  
分の前の著書なり意見と食い違ひよう  
な自治法改正なり、あるいは再建促進  
法案が出ておるものだから、この委員  
会に出席すると工合が悪いので顔を見  
せないのかとも邪推するわけですが  
、その疑いを払拭する意味において  
も、明日は鈴木次長の出席を要求しま  
す。

○川村(連)委員 今僕は中途半端な質  
問をしておるのですが、この再建促進  
法案は、私お聞きしたように、教育委  
員会とか教育制度の面から相当問題が  
あると私は思つておる。そこで、でき  
れば当委員会としては文部委員会と一  
緒にこゝろを揃へて研究を  
続けていきたいので、合同審査をお願  
いしたいと思ふのですが、委員長の方  
でよろしくお取り計らい願ひたいと思  
ひます。

○加賀田委員長代理 それでは本案に  
対する総括質問は、本日門司委員から  
大蔵大臣、北山委員から補助事業に關  
係のある各大臣に対しての質問がござ  
いました。それを除いて大体終了しま  
したものと認めて、引き続いて逐条  
審議に入りたいと思ひますが、御異議  
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○加賀田委員長代理 それでは異議な  
いものと認めてさう決定をいた  
します。  
この際政府から逐条審議に關して補  
足説明を求めておられますのでこれを許  
します。後藤財政部長。

○後藤政府委員 簡単に条文を追いまして御説明申し上げます。

第一条はこの法律の趣旨を書いたものでありまして、「この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に必要の特別措置を定めるものとする。」ということでありまして、臨時的な立法であるということとを明確にいたしておるのでございます。

第二条は財政再建計画の策定をこまかく書いております。第二条の第一項は、二十九年度の赤字を基礎にするということでありまして、二十九年度の実質上の赤字を基礎にするという意味を条文で書いております。一枚めぐりまして「当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、政令で定める日までに、再建計画の提出は終期を政令で定めたい。三十一年三月三十一日にいたしたいと考へております。三十年度以降の赤字につきましては、翌年度の九月三十日を大抵終期にいたしたい、かように考へております。この再建計画は申し出によつてやるといふことにいたしました。指定日制度をとつておりますことは、他の農業団体との再建整備の場合にも、やはり指定日の制度をとつておりますので、指定日の考へ方を取つて、これは基準日という意味であります。それから第二項は赤字は一般会計の赤字を主として言うのであつて、以下申します特別会計を除くのである、こういう意味でありまして、一、二、三で特別会計をここにあげております。第一号は地方公営企業法の適用を受けるところの特別会計、それからこれは全部適用を受けるものと一部適用を受けるもの両方の場合を書いてございまして、それから第二号は地方財政法にも、第六條にやはり公営企業法の規定がございまして、施行令の十二條にやはりこまかい公営企業の種類を書いておりますが、それもやはり除く。第三号は前項に掲ぐるもののほか政令で定めるもの。これは現在のところ国民健康保険特別会計を予想しております。これは繰り出し金につきましては、やはり一般会計からの繰り出し金につきましては赤字額の中に入つて参ると思ひますが、特別会計の中の赤字は別なものであるということでありまして、それから第三項は再建計画の内容であります。財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するよう、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。こういうことになっております。これはつまり本年をあわせて八年間の計画にするようにということでありまして、おむねと書いてありますのは、八年間で済まないものもありましようから、おむねといふ字を使つております。それからただし書きの方は、毎回御説明申し上げましたように、標準税率以上の税率で課したり、法定外の普通税を起したりする場合に、特に必要と認められる場合に限り、必要と認められる要件ではないということでありまして、それからその次の第一号の財政再建の基本方針と申しますのは、再建の期間でありまして、再建の促進に関する方針であり

ますとか、そういう大きな方針を基本方針と申してあります。それから第二号は歳入、歳出の増減額でありまして、必要な具体的な措置及び増減額について必要な事項を並べてあります。これは経費の節減計画を立てる。これは歳入と歳入とが均衡を保つことを目標とする。経費の節減計画を目標とする。この意味は、最初の年度から黒字を出すことは不可能な場合が相当ございまして、半年度の赤字もまたあり得る、こういう意味であります。当初において、半年度の赤字もあり得るということを目標という言葉をあえて使つてあります。それから口は租税その他の収入の徴収に關して通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領であります。これは通常の成績以上に申しますのは、これも説明をたびたび申し上げましたが、大体の全国平均の成績を申しているのだから、別の言葉で申しますと経済状況その他立地条件類似の他の団体の平均徴収率、こういうものもやはり標準にいたしまして、通常の成績以上に高めるための計画を行わなければならないといふことになっております。その次のハは滞納税収入その他の収入の徴収の計画及びその実施の要領、これは前回申し上げましたように大体四〇〇程度にいたしました。もちろん税目ごとにそのパーセンテージは違つてくると思ひます。それから二は、これは先ほど申しましたように標準税率以上の税率で課したり法定外の普通税を起す場合の規定であります。それから三は「指定日の属する年度以降第十二條の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び

歳出に關する総合的計画」。四号は第十二條の規定による地方債の各年度ごとの償還額、五号は「前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項」これはたとえば委員会等の事務の簡素化をやりますとか、既存のいろいろな条例の存廃の問題でありますとか、予算外の義務負担の再検討とか、そういうふうな問題がございまして、財政の再建に必要な事項といふふうにしてあります。第四号は、これも問題になります。勧告の規定でありまして、一定額以上の赤字の団体に対して財政再建を行ふべきことを勧告することができるといふ規定でございます。

第三条は、再建計画の承認及び予算の調製の規定でありまして、第一項は財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成して議会の議決を経て自治庁長官の承認を得なければならぬ。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付け、又は変更を加えた上、当該財政再建計画を承認することができ。これは前回申し上げましたように、公債地方債等の財源を過度に期待しているかどうか、または義務費について過度の節減計画を立てているかどうか、そういうことを検討いたしました。もしも大きな計画の間違いがあらますれば、もちろんもう一度やり直してもらわなければならぬが、多少の修正を要する点がございまして、場合には再提出により手続が煩瑣になりますので、そういうことも考へまして必要な条件をつけたら、変更を加えたりした上に承認する

といふことになっておるのであります。第二項は再建計画を承認しようとする場合に、再建計画のうちに国の各官庁の長の所掌する事業で、国が負担金、補助金その他これに類するものを支出するものにかかる部分が含まれてゐるときは、あらかじめ当該負担金等にかかる事業を所掌する各官庁の長に協議しなければならぬ、という規定でありまして、これは各省のつまり国の仕事に非常に関係がございするもので、そういう事業を特に縮小しようとするにつきます。やはりそれぞれ関係のお役所に相談をして、相談がまとまつた上で実行に移す計画を承認する、こういう規定でございます。それから第三項は再建計画の変更の場合についても、やはり承認の規定を準用するということでありまして、輕微な変更でありますけれども、もちろん変更を要しないのであります。著しい変更をする場合には同じ手続をとらせるのであります。四項は、緊急やむを得ない理由によつて異常の支出を要することとなつたために再建計画を変更の必要が生じた場合に、自治庁長官の承認を得るいとまがないときは、事後においてその承認を得なければならぬ。これは大規模の騒擾事件が発生したり、伝染病が大規模に発生したしましやむを得ない支出を緊急に要する場合に、事後承認でよろしいということでございます。第五項は、「財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。これは再建計画と予算との関係を明らかにして、財政再建計画の誠実な実施を担保せしめようとするために、こういう規定を置いたわけでありまして。

それから第四条は、住民の協力を得るために財政再建計画の公表をしなければならぬ規定であります。この要領は、できれば模範例を示したいと考えております。

それから第五条は、再建計画の承認の通知であります。これは自治庁長官は、承認をいたしました場合には、各省庁の長にそれぞれ再建計画の内容を通知することにしたしてあります。それから第二項は、市町村の再建計画の場合には、その旨を都道府県知事に通知するという規定であります。

それから第六条は、国、他の地方公共団体及び公共的な団体の協力の規定であります。財政再建計画の実施につきましても、再建団体に国その他の地方公共団体及び公共的な団体の協力をしてもらいたいという規定であります。

第七条は、国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知の問題であります。これは各省の長は、いわゆる直轄事業であります土木事業、その他政令で定める事業と申しますのは、これは直轄事業であります。直轄事業は、「財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならない。」これは直轄事業の量が再建団体の再建計画に非常な影響がございますので、直轄事業の事業量と経費負担額とを各省から通知してもらいたいということでありま

す。第八条は、長と委員会との関係であります。これも先ほどから御議論のございました点でございます。これ

は、「財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画達成のため必要な予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならぬ。」ここで「政令で指定する事項」と申しますのは一言で申しますと、支出負担行為に該当するようなものであります。それから申しますと職員の内、昇給昇格に關する一般的な方針、それから予算外の義務負担契約の締結でありますとか、学校の新設でありますとか、そういうものを政令で指定することにしたしてあります。つまり財政負担が生じますような事項について、あらかじめ協議してもらいたいという規定であります。

それから第九条は、都道府県の教育委員会と市町村教育委員会との関係の規定であります。これは現在の制度のもとにおきましては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間に任命権と財政権とがわかれておりますので、その調整をはかった規定であります。第一項は、市町村ごとの定数につきましてもは都道府県の教育委員会があらかじめ市町村の教育委員会の意見を聞いて定めるということになつております。

それから二項は、給料その他の給与につきましても、条例の実施につきましても一般的な指示ができる。都道府県の教育委員会は、市町村教育委員会に対して一般的な指示ができるという規定でございます。これも先ほど申しました任命権と財政権との調整をはかつておる規定であります。

それから第十条は、事務局等の組織の簡素化の規定であります。これは、「財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず」、「他の法令と申しますのは、自治法でありますとか、警察法でありますとか、教育委員会法、地方公務員法、労働組合法等でありま

すが、そういう規定にかかわらず「財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれてある委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関の事務局、同部その他の事務局の部課の数を減ずることができ」これはもちろんそれぞれの規定でやるのであります。が、他の法令の規定にかかわらずこういうことができるようにいたしております。

第二項は、「長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ」、「逆の場合の兼務も認める。地方自治法第百八十条の三の規定にかかわらず、この規定は、吏員等の他の執行機関の職務の兼務事務の規定でありま

すが、その規定にかかわらず再建計画で定めれば双方の兼務ができるといふこととであります。それから十一條は、長と議会との関係の規定であります。長と議会の一体性の確保の措置をとっておるのであります。この条文についてはいろいろ御議論があるのであります。一部には原案執行制度の復活をしてもいいというふうな議論もあるのであります。知事会はそのような意見を出

してありますが、それはちよつと行き過ぎでありますので、十一條のような規定にいたしましたのであります。第一項は、財政再建の申し出に關する議案を否決したり、再建計画の議案を否決したり、財政再建計画の変更に關する議案を否決したり、また再建計画の達成ができなくなるような議決をしたときは、再議に付することができるといふこととあります。

第二項は、再議に付してなおかつ同様な否決または議決があつた場合には、当該議決を不信任の議決とみなすことができる。自治法百七十八條の条文だけでは不十分でございますので、こういう規定を設けた次第であります。

それから第三項は、不作為の場合であります。議決をしない場合であります。しない場合もやはり同様の措置をとるといふ措置ができる、こういう規定であります。

それから四項は再提出の規定で、やはり不信任とみなすことができるという規定であります。それから第五項は、自治法の解散でありますとか失職の規定の準用の規定であります。

それから十二條は、財政再建債の規定でございます。この三行目の「財政再建計画に基く職制若しくは定数の改定又は予算の減少により退職した職員又は市町村立学校職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため」に地方債を募集することができると書いてあります。前の退職職員の規定は、いわゆる行政整理による退職職員であり、それから第二項は、財政再建債の内容であります。これも先ほど御質問がござ

いましたときに説明申し上げましたので、省略いたします。それから第三項の規定は、これは公募債の規定であります。「国は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち国以外のものが引き受けたもの」つまり政府資金以外のいわゆる公募債につきましても、「昭和三十年年度以降において当該財政再建債の償還者の申出があつたときは、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の状況に応じ、百五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政再建団体が直ちに当該債権者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとす

る」と。百五十億を本明年中に振りかえるという規定であります。それから十三條の規定は、財政再建債の償還の規定であります。これは再建計画に應じて、指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に償還する。それから退職資金債につきましても、その年及びそれ以降三年以内に償還をする、こういう規定であります。

第十四條は、財政再建債の許可の規定であります。これは地方自治法の二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。これは特殊の規定でありますので、特別に例外的に設けた規定であります。その場合に、大蔵大臣に協議をするこ

とになっております。それから十五條は、再建債の利子補給、これも先ほどから御議論のありました、六分五厘をこえるものに二分の

利子補給をするという規定であります。

それから十六条は、財政再建債の消化促進審議会の規定であります。再建債の消化を促進する、主として公債の百五十億の促進のために審議会を設けるわけでありまして、これは諮問機関でありまして、意見を申し述べるという事になっております。委員の構成はそこに羅列してございます。主として金融関係の方々に集まっていただつてもあります。

それから十七条は、国の負担金等を伴う事業に対する特例であります。これも前々説明いたしました「財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行方国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることが出来る。」第一号は、「財政再建計画に基く財政の再建が完了するまでに五年度以上を要する財政再建団体」、第二号は、「前号に掲げるもののほか、

第二号第二項に規定する一般会計又は特別会計に係る当該年度の前年度末現在における地方債の現在高が地方交付税法第十一条の規定により算定した当該年度の前年度の基準財政需要額に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体」、これは再建団体であります。この事業に重要な関係があり、やはり事業をやらないというわけに参りません。一定規模の事業量で仕事をやらせるといふ規定であります。

前の方の事業で、政令で定めるものとして、河川とか道路、港湾、そういうふうな事業の種類をここで考へておきます。それから「当分の間、政令で定めるところにより」と申しますのは、これが補助率を引き上げる政令であります。

その次の一号、二号は、一定の団体と申しますのは、財政再建計画を五年以上要する団体、これは二十八年度の決算で私どもが見ますと、大体県で十二ばかりでございます。それから市で五十二ばかりでございます。町村は、はつきり今のところわかりません。それから二号の方は、地方債の現在高が非常に多くて、その償還が非常に多い団体でありまして、率を基準財政需要額の大體一・三倍くらいに考へておきまして、その額とその赤字団体との関係であります。一・三倍にしますと、県で申しますと八県、市は、こまかい計算はしてありませんが、市も相当あると思つておきます。そういう団体について、一定の事業については補助率を上げよう、こういう規定であります。

それから十八条は、助言、勧告その他の必要な援助の請求という規定であります。それから十九条は、報告及び公表の規定であります。二十条は、監査の規定であります。二十一条は、いろいろ御議論のありました監督の規定であります。第一項の終りの方に、「財政の運営について必要な措置を講ずることを命ずることが出来る。」というふうにしてあります。これは税の徴収成績の向上をはかるとか、滞納整理をもう少しやるよう

にとか、手数料、使用料の確保をはかるようにしてもらいたいとか、そういうふうなことを必要な措置という言葉で概括してここで申しているのではありません。

第二項の規定は、地方行政または地方財政にかかる制度の改正その他特別の理由によりまして、計画を変更する必要がある場合には、やはり変更を命ずることが出来るという規定であります。

第三項は、そういう命令に従わなかつた場合は、利子補給を停止したり、起債の許可をしないということでありまして、これもいろいろ御議論のあつた点であります。

それから二十二条は、財政再建債を起さないで行方財政の再建規定であります。再建債を、つまり金を借りないで再建をいたしたいという団体があります。再建債を、ここにありまして、再建債の規定であります。十七条と申しますのは、国の負担金等を伴う事業に対する特別の規定であります。前二条といふのは監査、監督の規定であります。そういう規定は適用しない、それ以外の規定を適用する、こういうふうにしてあります。

それから二項は、三十三年度以降の赤字団体の規定であります。そういう団体は、やはり三十三年度以降において財政の再建を申し出ることが出来るという規定であります。それから二十三条の規定は、昭和三十一年度以降の赤字団体の地方債の制限等の規定であります。これは、昭和三十一年度以降においては、昭和三十一年度以降の赤字団体が政府で定めるもの

は、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、前条第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同法同条同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができない。ただし、政令で定める事業に要する経費の財源とする場合においては、この限りでない。」第一項の規定は、赤字団体が再建計画も何もしないで、そのまま推移する団体に反省を促す必要があり、将来の財政運営をますます危殆に陥れる可能性がございますので、地方債をある程度制限しよう、

同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができない。というのは、裏から申しますと、災害でありますとか公営事業の起債は許すが、それ以外の起債は許さないということでありまして、ただし書きの「政令で定める事業に要する経費」といふのは、補助事業とかその他の起債でありまして、起債の制限をしますことが不合理な場合でございます。たとえば国の重要な事業の継続事業でありますとか、母子福祉の貸付金の起債でありますとか、厚生年金の転貸債でありますとか、そういうふうな起債等につきましては、やはり起債の制限からはずす必要がございますので、そういうものははずして行きたいということでございます。三十三年度以降をいたしまして、大臣が何回も申されますように、本年度及び来年度で大体財源的な措置が終りますので、三十三年度からこういう措置を講ずるといふふうにいたしたのであります。一番最初の行に「政令で定めるもの」といふのが

あります。これは標準収入の一割ないし二割以上の赤字団体を大體考へております。全部の赤字団体ではございませんで、赤字の非常に大きな団体だけであります。

それから第二項は寄付負担金の禁止の規定であります。「昭和二十九年年度の赤字団体又は昭和三十一年度以降の赤字団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するものを支出しようとする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならぬ。」これは寄付、負担金が多額に上つておきますので、赤字団体にありましては当分の間一定の率を定めまして、市町村と府県、また市町村の中でも財政の規模の大きさにによりまして、一定の率を出しまして、それぞれの団体につきまして、財政需要の一定ないし五割ぐらいの範囲内にとどめまして、それ以上に寄附金を出す場合には、自治庁長官の承認を受けさせようということにしたいと思ひます。二行目にございます「公共的団体その他政令で定める者」と申しますのは、これは地方団体またはその地方団体の機関が会員になつておりますような団体、また行政機関を援助するために設けられております団体、商工会議所その他の経済団体、そういうものを政令で定めたいと思ひます。

それから二十四条は退職手当の財源に充てるための地方債等、これは赤字団体以外の全体の団体に對しまして、当分の間行政整理に基く場合及び市町

村職員の計画的な整理による退職の場合等につきまして、退職手当の財源にするための地方債を起すことができるというのが第一項であります。

第二項は将来の寄付金の制限であります。これは「地方公共団体は、当分の間、国に対し、寄付金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するものを支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等であらうかじめ自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。」国との間の寄付金はこの規定によって禁止するということになります。ただし書きは、これは特殊の場合でありまして、ここに予想しておきますのは国立大学を国立大学に移管する場合、その場合の約束がございしますもので、約束に基いて年度計画で出しますものはこの限りでないということとであります。

二十五条は自治庁長官の権限の委任の規定でありまして、監査とか監督の規定を、政令によりまして都道府県知事に一部委任する場合がある。町村に対する監査監督の権限を一部委任する。

二十六条は政令への委任の規定であります。これは「この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。」ということにいたしております。

附則の第一項は公布の日からこの法律は施行しますが、ただ五項中地方財政法の第五項第三項の改正規定は、来

年四月一日から実施したいということとあります。

第二項は先ほど申しました国と地方公共団体との間の寄付の問題であります。これは従来一つの約束、契約がありまして、その契約に基いて寄付金を出しているのではありませんが、国と地方団体との間に契約に基いてこの法律の施行前に約束があり、また場合には、やはりその約束を尊重して、先ほど申しましたような規定は適用しない。これはたとえ国立大学と当該市町村との間の契約のようなものがこれにはまると思ひます。主として学校関係でありまして、それ以外のものは予想しておりません。

それから第三項は三十年度に限つて、第二項第三項第二号の標準税率の規定であります。これは読みかえの規定をここに書いてあります。これは地方財政法の五項第三項の規定によつて算定した率と申しますのは、財政法五項第三項の規定の換算率の規定でありまして、「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率」というふうに読みかえ、また「個人に対する市町村民税の所得割にあつては、地方財政法第五項第三項の規定によつて算定した率」というふうに読みかえることにいたします。

第四項は自治庁設置法の一部を改正いたしました。再建整備促進措置法の規定による監査、監督の権限を規定いたしております。それからこれは本法の成立に伴ひまして、自治庁設置法の関係するところの改正をここにあげてあります。

次のページの初めにありますのは、再建債の消化促進協議会は自治庁に置くということと、やはり自治庁設置法の改正の中に入れてあります。

次に「地方財政法の一部を次のように改正する。」これは財政法第五項第三項の起債の制限率のこの規定を改正することによりまして、これは第三項「第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、地方税法第三百十三条第二項の規定により課税総所得金額を課税標準とし、又は同法同条第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同条第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。」これは市町村民税の課税標準の中に「課税の仕方」に三つありまして、いわゆる第一方式、第二方式、第三方式等がございします。第一方式は標準税率でございします。第二方式、第三方式というのは標準税率というものがございしませんので、こういう書き方をいたしまして、標準税率に当るところの税額を割り出しまして、それを逆に税率に引き直すということによつて標準税率という言葉の説明をいたしております。それから第六項は、地方財政法の一部を改正する法律の一部を改正する。これは附則第三項中「第七号」を削つておるのであります。以上簡単に補足説明をいたしました。

○加賀田委員長代理 本日はこの程度にとどめまして、次回は明十九日午前十時半から委員会を開きます。なお十時から理事会を開きますから理事の方の御参集をお願いします。本日はこれにて散会いたします。午後七時二十五分散会

地方行政委員會議録第四十号中正誤

頁 段 行 誤 正  
二 三 金庫 銀行  
三 二 個別的 個別的

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局